様式１－１－１　中期目標管理法人　年度評価　評価の概要様式

１．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人福祉医療機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和７年度（第５期）
	中期目標期間	令和５年度～令和９年度

２．評価の実施者に関する事項				
主務大臣		厚生労働大臣（法人全般及び内閣総理大臣の担当する業務以外の業務に関する評価） １－９の業務に係る財務及び会計に関する事項については、内閣総理大臣と共同して担当		
	法人所管部局	社会・援護局 社会・援護局障害保健福祉部 医政局 年金局 労働基準局 健康・生活衛生局	担当課、責任者	社会・援護局福祉基盤課　小野 博史　福祉基盤課長 社会・援護局障害保健福祉部企画課　宮腰 奏子　企画課長 医政局医療経営改革課　吉田 拓野　医療経営改革課長 年金局資金運用課　原田 朋弘　資金運用課長 労働基準局労災保険業務課　田中 勝之　労災保険業務課長 健康・生活衛生局難病対策課　岸本 堅太郎　難病対策課長
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官室　山田 勝士　参事官
主務大臣		内閣総理大臣（１－９の業務及び１－９の業務に係る財務及び会計に関する事項）		
	法人所管部局	こども家庭庁成育局	担当課、責任者	成育局母子保健課　田中 彰子　母子保健課長
	評価点検部局	こども家庭庁長官官房	担当課、責任者	長官官房参事官（総合政策担当）　田村 響

３．評価の実施に関する事項

４．その他評価に関する重要事項

様式１－１－２　中期目標管理法人　年度評価　総合評定様式

１．全体の評定						
評定 （S、A、B、C、D）	A：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	（参考）本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
		B	B	A		
評定に至った理由	項目別評定は12項目中、Aが４項目、Bが８項目であり、うち重要度「高」であるものはAが４項目であった。 全体の評定を引き下げる事象はなかったことから、厚生労働省独立行政法人評価実施要領に定める総合評定の評価基準に基づき算出した結果、Aとした。					

２．法人全体に対する評価	
法人全体の評価	地域における医療・介護の総合的な確保の推進や、新たな保育政策の方針、地域包括ケアシステム、地域共生社会の実現等が求められる中、必要な施設整備の資金等の融資を実施するにあたって、福祉医療貸付制度の周知・広報回数や協調融資金融機関数など、定量面において計画を達成する実績をあげているだけでなく、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、社会福祉施設等及び医療機関等の維持及び存続を図りつつ、新型コロナウイルス対応支援資金や物価高騰対応資金等の貸付債権区分別に適正な期中管理を実施していること等、定性面においても多くの実績をあげていることは高く評価できる。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に重大な影響を与える事象はなかった。

３．項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	特になし。
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

４．その他事項	
監事等からの意見	適切なガバナンス体制のもとに業務運営がなされており、目標に対する業務の進捗状況や実績管理を、経営陣がマネジメントし、理事長のリーダーシップのもと、各部門それぞれが求められる役割を適切に果たし、しっかりと成果に結びつけていると評価している。福祉・医療事業者を総合的に支援する体制を一層強化していくことが課題である。
その他特記事項	特になし。

様式１－１－３　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書№.	備考
	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
福祉医療貸付事業	A○重	A○重	A○重			１－１	
福祉医療経営指導事業	A○重	A○重	A○重			１－２	
社会福祉振興助成事業	B	B	B			１－３	
退職手当共済事業	B○重	B○重	A○重			１－４	
心身障害者扶養保険事業	B	B	B			１－５	
福祉保健医療情報サービス事業（ＷＡＭ　ＮＥＴ事業）	A○重	A○重	A○重			１－６	
承継年金住宅融資等債権管理回収業務	B	B	B			１－７	指標設定困難
年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務	B	B	B			１－８	指標設定困難
旧優生保護法補償金等支払等業務及びハンセン病元患者家族補償金支払等業務	B	B	B			１－９	指標設定困難

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書№.	備考
	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
業務運営の効率化に関する事項	B	B	B			２－１	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
財務内容の改善に関する事項	B	B	B			３－１	指標設定困難
Ⅳ．その他の事項							
その他業務運営に関する重要事項	B	B	B			４－１	指標設定困難

※１　重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
※２　困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
※３　重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。
※４　「項目別調書 No.」欄には、7 年度の項目別評定調書の項目別調書 No.を記載。

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―１	福祉医療貸付事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅶ－2－1　福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 1 号、2 号、第 3 号、第 5 号及び第 6 号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」　少子高齢化が進行する中、福祉・医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっており、国において「新子育て安心プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであることから、民間の社会福祉施設、医療関係施設等の整備に対する長期・固定・低利の資金の提供等によりこの取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID：002751、002743

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
関係団体への説明会・意見交換会開催数（計画値）	14 回以上	－	14 回以上	14 回以上	14 回以上	14 回以上	14 回以上
関係団体への説明会・意見交換会開催数（実績値）	－	－	18 回	18 回	17 回	回	回
達成度			128.6%	128.6%	121.4%	%	%
民間金融機関との勉強会・意見交換会開催数（計画値）	11 回以上	－	11 回以上	11 回以上	11 回以上	11 回以上	11 回以上
民間金融機関との勉強会・意見交換会開催数（実績値）	－	－	15 回	15 回	14 回	回	回
達成度	－	－	136.4%	136.4%	127.3%	%	%
顧客等へのアドバイス件数（計画値）	220 件以上	－	220 件以上	220 件以上	220 件以上	220 件以上	220 件以上
顧客等へのアドバイス回数（実績値）	－	－	292 件	299 件	267 件	件	件
達成度	－	－	132.7%	135.9%	121.4%	%	%

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
予算額（千円）	34,688,640	31,301,726	31,426,221		
決算額（千円）	27,998,446	26,964,060	29,029,457		
経常費用（千円）	72,031,923	51,721,874	78,339,662		
経常利益（千円）	△ 39,350,805	△ 18,975,363	△ 41,224,111		
行政コスト（千円）	72,031,923	51,721,874	78,339,662		
従事人員数	168.55 人	172.06 人	173.70 人	人	人

	フォローアップ調査等の実施先数（計画値）	72 貸付先以上	－	72 貸付先以上	72 貸付先以上	72 貸付先以上	72 貸付先以上	72 貸付先以上							
	フォローアップ調査等の実施先数（実績値）	－	77 貸付先	91 貸付先	92 貸付先	94 貸付先	貸付先	貸付先							
	達成度	－	－	126.4%	127.8%	130.6%	%	%							

（注）一般勘定のセグメント情報（共通経費を除外）に基づき、金額を記載している。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとし、1～9の各項目を一定の事業等のまとまりとする。 **１　福祉医療貸付事業** 少子高齢化が進行する中、福祉・医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「新子育て安心プラン」、「高齢社会対策大綱」（平成30年2月16日閣議決定）及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）をはじめとする福祉・医療施策に基づき、待機	**第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置** **１　福祉医療貸付事業** 少子高齢化が進行する中、福祉・医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「新子育て安心プラン」、「高齢社会対策大綱」（平成30年2月16日閣議決定）及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）をはじめとする福祉・医療施策に基づき、待機児童や特養	**第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置** **１　福祉医療貸付事業** 福祉医療貸付事業については、政策融資としての役割を踏まえ、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉・医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資することに努める。 さらに、新型コロナウイルス対応支援資金により貸付先が急増したことも踏まえつつ、地域における福	＜主な定量的指標＞ ①　政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体等との意見交換会等を毎年度14回以上実施する。 ②　民間金融機関との勉強会・意見交換会を毎年度11回以上実施する。 ③　融資相談等を通じて貸付先等への経営に係るアドバイスを毎年度 220件以上実施する。 ④　フォローアップ調査については、今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先等に係るフォローアップ調査を毎年度72貸付先以上に実施する。 ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ ①　福祉医療関係団体等との意見交換会等を17回実施した。 ②　民間金融機関との勉強会・意見交換会を14回実施した。 ③　融資相談等を通じて貸付先等への経営に係るアドバイスを267件実施した。 ④　今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係るフォローアップ調査を94貸付先にした。 （実績） 【福祉貸付】 区　分 ／ 令和７事業年度 貸付契約額 ／ 129,093,700千円 資金交付額 ／ 136,156,400千円 【医療貸付】 区　分 ／ 令和７事業年度 貸付契約額 ／ 329,897.500千円 資金交付額 ／ 304,929.700千円	＜評定と根拠＞ 評定：A ○　福祉貸付事業においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備に係る補助対象事業への支援として、特別養護老人ホーム等に対する融資率の引上げによる優遇融資（39件）、新たな保育政策の方針の実現に向けた保育所等の整備に対する融資率の引上げによる優遇融資（185件）及び感染症対策を伴う整備事業に対する融資率の引上げによる優遇融資（24件）等を実施した。当該融資の実施に当たっては、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤の維持や整備を支援するとともに、当該施設に従事する介護職員等の新たな雇用の創出に貢献することができた。 また、保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る優遇措置の措置期間を延長し、乳児等通園支援事業を追加したほか、障害者支援施設の入所定員削減に資する整備事業に係る優遇措置を創設した。 ○　医療貸付事業においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の医療施策に即して病院の耐震化整備事業に対する融資率の引上げによる優遇融資（22件）、地域医療構想に基づく建築、改築等の整備事業への支援として、病院に対する貸付利率の引下げによる優遇融資（3件）、医	評定　A ＜評価に至った理由＞ ○福祉貸付事業 福祉貸付事業においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、特別養護老人ホーム等に対する融資率の引上げによる優遇融資（39件）、新たな保育政策の方針の実現に向けた保育所等の整備に対する融資率の引上げによる優遇融資（185件）及び感染症対策を伴う整備事業に対する融資率の引上げによる優遇融資（24件）等を実施しており、当該融資の実施に当たっては、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤の維持や整備を支援するとともに、当該施設に従事する介護職員等の新たな雇用の創出に貢献している。 また、保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る優遇措置の措置期間の延長や乳児等通園支援事業の追加、障害者支援施設の入所定員削減に資する整備事業に係る優遇措置を創設することで安心して子育てできる支援体制の一層の確保等に貢献している。 ○医療貸付事業 医療貸付事業においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備事業に対する融資率の引上げによる優遇融資（22件）、地域医療構想に基づく建築、改築等の整備事業への支援

	児童や特養待機者の解消のための受け皿整備、地域医療構想に沿った病床機能の分化・連携、ICT等の活用、各施設の老朽化への対応・耐震化等、各種課題の解消に向けて福祉・医療基盤の整備を推進する必要がある。 　こうした国の政策目的の実現に向けて、福祉医療貸付事業では、政策融資としての役割を踏まえ、民間の社会福祉施設、医療関係施設等の整備に対し、長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉・医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資することが求められている。 　さらに、コロナ感染症の影響を受け財政基盤が悪化した福祉・医療事業者に対する資金繰り支援として実施した無利子・無担保等の新型コロナウイルス対応支援資金により貸付先が急増したことも踏まえつつ、地域における福祉・医療基盤の維持及び存続を図	待機者の解消のための受け皿整備、地域医療構想に沿った病床機能の分化・連携、ICT等の活用、各施設の老朽化への対応・耐震化等、各種課題の解消に向けて福祉・医療基盤の整備を推進する必要がある。 　こうした国の政策目的の実現に向けて、福祉医療貸付事業では、政策融資としての役割を踏まえ、民間の社会福祉施設、医療関係施設等の整備に対し、長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉・医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資することが求められている。 　さらに、コロナ感染症の影響を受け財政基盤が悪化した福祉・医療事業者に対する資金繰り支援として実施した無利子・無担保等の新型コロナウイルス対応支援資金により貸付先が急増したことも踏まえつつ、地域における福祉・医療基盤の維持及び存続を図ることを最優先に、貸付債権の適切な期中管理等を	祉・医療基盤の維持及び存続を図ることを最優先に、貸付債権の適切な期中管理等を行うこととし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。			療機能分化の観点から、特定病院（規模の大きな病院及び専門的な医療を行う病院）に対する融資限度額の特例を適用する優遇融資（30 件）及び感染症対策を伴う整備事業に対する融資率の引上げによる優遇融資（14 件）等を実施した。当該融資の実施に当たっては、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤の維持や推進を支援することができた。 　加えて、地域に必要な医療機能を有する病院を開設していながら、債務超過などの財務状況の悪化を理由に、民間金融機関から必要な支援を受けづらくなっている医療法人等に対して、令和 8 年 3 月より経営資本強化資金（資本性劣後ローン）の融資を開始した。 ○　福祉医療貸付共通の事項として、令和 6 年 12 月より開始している「物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金」について、令和 7 年 4 月より無利子期間や無担保限度額等の条件を拡充し、物価高騰の影響による費用の増加等に伴い、収支差額の減少や経常赤字の状況にある施設・事業に対する融資を実施した。また、令和 7 年 12 月には病院の融資限度額を 7.2 億円から 10 億円へ引き上げたほか、居宅介護支援事業所および営利法人の開設する指定訪問看護事業所を融資対象施設に追加するなど、更なる拡充を行った。 ○　「令和 7 年度福祉医療貸付事業の融資方針」等を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して機構ホームページ等で公表し、政策優先度に即した効果的か	として、病院に対する貸付利率の引下げによる優遇融資（3 件）、医療機能分化の観点から、特定病院（規模の大きな病院及び専門的な医療を行う病院）に対する融資限度額の特例を適用する優遇融資（30 件）及び感染症対策を伴う整備事業に対する融資率の引上げによる優遇融資（14 件）等を実施しており、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤の維持や推進を支援できている。 ○新たな資金メニューの創設 　地域に必要な医療機能を有する病院を開設していながら、債務超過などの財務状況の悪化を理由に、民間金融機関から必要な支援を受けづらくなっている医療法人等に対して、令和 8 年 3 月より経営資本強化資金（資本性劣後ローン）の融資を開始することにより、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤の維持や推進を支援できている。 ○福祉貸付・医療貸付共通の事項 　令和 6 年 12 月より開始している「物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金」について、令和 7 年 4 月より無利子期間や無担保限度額等の条件を拡充し、物価高騰の影響による費用の増加等に伴い、収支差額の減少や経常赤字の状況にある施設・事業に対する融資を実施した。また、令和 7 年 12 月には病院の融資限度額を 7.2 億

	ることを最優先に、貸付債権の適切な期中管理等を行うことが必要である。 これらを踏まえ、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。 (1) 国の福祉医療政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議の上、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。 また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧や感染症拡大、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動	行うことが必要である。 これらを踏まえ、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 (1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議の上、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、福祉医療貸付事業を実施する。 また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧や感染症拡大、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対	(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、利用者等に対し、融資方針の周知等に努め、当該方針に基づき事業を実施する。 また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、感染症対策に係る施設整備、地域医療介護総合確保基金を活用した施設整備、耐震化整備、保育所等の整備	＜評価の視点＞ ○ 毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。 ○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧や感染症拡大、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融	**【融資方針の策定】#1** ○ 国及び地方公共団体の福祉医療政策と緊密に連携し、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備や新たな保育政策の方針の実現に向けた保育所整備等、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資について、地方公共団体の意見を踏まえるとともに厚生労働省関係部署と調整のうえ策定した令和 7 年度融資方針に基づき実施した。 なお、令和 7 年度融資方針については、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、機構ホームページに公表するとともに、都道府県・指定都市・中核市、受託金融機関及び協調融資覚書締結金融機関あて通知により周知した。 加えて、物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金に係る融資条件の優遇措置の取り扱いを令和 7 年 4 月から拡充するなど、緊急時における資金需要に的確に対応した結果、令和 7 年度における審査実績は 4,560 件 255,937 百万円、貸付契約は 4,412 件、250,394 百万円、資金交付額は 4,338 件、244,898 百万円となった。 **【福祉医療貸付事業の実績】#2** ○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次のとおり政策に沿った融資条件の改善及び優遇措置を講じた。 a 物価高騰により影響を受けた施設・事業に対し、経営資金又は長期運転資金の優遇融資を実施した。(実績：4,412 件、250,394 百万円) b 保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る優遇措置の措置期間を延長し、乳児等通園支援事業を追加した。 c 障害者支援施設の入所定員削減に資する整備事業に係る優遇措置を創設した。 d 社会福祉法人の経営高度化に係る優遇措置を拡充した。 e 病院の償還期間に係る優遇措置を創設した。 f 耐震化整備事業に係る優遇措置を拡充した。	つ効率的な政策融資を行うため制度について周知するとともに、令和 7 年度に発生した災害に係る災害復旧資金等の周知・広報活動を実施した。 ○ 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報や意見交換会等を 17 回実施し、利用者等が福祉医療貸付制度に関する情報を得られるよう、福祉医療関係団体等との連携強化を図った。 ○ 意見交換会等では、福祉医療関係団体に対して、物価高騰により悪化した福祉医療施設の経営状況等について、情報提供を実施するとともに、融資制度に係る要望等について聴取した。 また、地方公共団体や関係団体に融資制度の PR（136 回）を行ったほか、福祉医療関係団体等が主催する勉強会において、機構職員が福祉医療分野の政策動向や経営動向等をテーマに講義（22 回）を行った。 さらに、政策の達成に資するため、将来的に整備を検討している福祉施設や医療施設に対し融資制度案内の DM を発送するなど、融資制度の周知を図るとともに、計画を有する先に対し具体的な相談（128 先）を行った。 ○ 機構と民間金融機関が連携・協調していくための考え方やそれぞれの取組等について、全国地方銀行協会や全国銀行協会等と意見交換会・勉強会（14 回）を実施した。 このうち、意見交換会（12 回）では、協調融資に係る機構の取組等を紹介した上で、更なる連携・協調へ向けて機構の融資制度に対する要望等について、意見を聴取した。	円から 10 億円へ引き上げたほか、居宅介護支援事業所および営利法人の開設する指定訪問看護事業所を融資対象施設に追加するなど、更なる拡充を行っており、緊急時における資金需要に対応している。 ○制度周知 「令和 7 年度福祉医療貸付事業の融資方針」等を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して機構ホームページ等で公表し、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を行うため制度について周知するとともに、令和 7 年度に発生した災害に係る災害復旧資金等の周知・広報活動を実施している。 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報や意見交換会等を 17 回実施している。 また、地方公共団体や関係団体に融資制度の PR（136 回）を行ったほか、福祉医療関係団体等が主催する勉強会において、機構職員が福祉医療分野の政策動向や経営動向等をテーマに講義（22 回）を行っている。 ○協調融資制度の普及 機構と民間金融機関が連携・協調していくための考え方やそれぞれの取組等について、全国地方銀行協会や全国銀行協会等と意見交換会・勉強会を14回実施し、そのうち12回の意見交換会にお

的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。

応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。

（関連指標）

○政策融資による施設整備実績

・借入申込受理実績

・審査実績

・貸付契約実績

・資金交付実績

・政策に即した優遇融資実績

・政策への貢献度（整備定員数）

○災害等対応実績

・借入申込受理実績

・審査実績

・貸付契約実績

・資金交付実績

に係る資金需要や、災害復旧又は金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。

資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。

g　激甚災害に係る優遇措置を拡充した。

○　また、令和７年度補正予算に基づき、次のとおり優遇措置を講じた。

a　物価高騰の影響を受けた施設・事業に対する経営資金又は長期運転資金に係る融資条件を拡充（指定居宅介護支援事業、営利の指定訪問看護事業を融資対象に追加）した。

b　病院の物価高騰の影響を受けた施設・事業に対する経営資金又

は長期運転資金に係る融資条件を拡充(融資限度額を7.2億円から10億円に増額）した。

c　物価高騰の影響を受けた病院の高額医療機器購入資金を創設した。

d　経営資本強化資金（資本性劣後ローン）を創設した。

○　令和８年３月末における貸付審査の実績は、次のとおりである。

【福祉貸付】　（金額の単位：百万円）

施設の種類	令和７年度		令和６年度		前年度比
	件数	金額	件数	金額	（金額）
老人福祉関係施設	128	54,718	122	49,331	110.9%
うち特養	90	48,007	92	45,055	106.6%
児童福祉関係施設	229	29,174	226	28,895	101.0%
うち保育所	108	14,520	108	12,875	112.8%
障害者福祉関係施設	147	18,118	184	23,396	77.4%
その他	5	831	10	1,577	52.7%
計	509	102,842	542	103,199	99.7%

※否決を除く

※物価高騰対応支援資金を除く

【医療貸付】　（金額の単位：百万円）

施設の種類	令和７年度		令和６年度		前年度比
	件数	金額	件数	金額	（金額）
病院	28	78,205	33	132,113	59.2%
介護老人保健施設	1	1,600	11	4,574	35.0%
介護医療院	2	1,284	1	120	1,070%
診療所等	11	1,895	29	3,767	50.3%
計	42	82,984	74	140,573	59.0%

※否決を除く

※物価高騰対応支援資金を除く

このほか、経営資本強化資金（資本性劣後ローン）創設に際し、国と連携して説明会（3回）を開催し、制度周知を行った。

○　民間金融機関との協調融資の促進を図る観点から、機構が保有する社会福祉施設及び医療施設等に関するデータ等を提供（246回）するとともに、金融機関業務打合せ会議において福祉・医療に関する政策動向や経営動向等に関する情報を提供した。

○　社会福祉施設及び医療関連施設等の整備計画の早期段階から、事業者に対する的確な融資相談等に応じる態勢を整備し、長期にわたる安定経営が可能となるよう、事業計画の妥当性や財務状況の分析など機構職員が有する専門性を活かした施設経営に関するアドバイスを267回実施した。

○　引落不能等を未然防止するとともに、貸出条件緩和等の返済相談を早期段階から実施するため、新型コロナウイルス対応支援資金については、償還開始の6か月前にすべての貸付先に対し元金償還開始案内を行った。

○　新型コロナウイルス対応支援資金により貸付先が大幅に増えたことを受け、適切な期中管理を実施する観点から、リスク量に応じたモニタリングを実施した。

また、新型コロナウイルス対応支援資金の大口の貸付先群を対象として、重点的なモニタリングを実施した。

○　機構が直接実施する専門性が必要な福祉・医療事業者に対する再建支援と、増加した貸付先に対する適切な業務執行の両立を図るため、地域における福祉・医療基盤の維持及び存続を図ることに留意しつつ、機構の十分な管

いては、協調融資にかかる取組等を紹介した上で、意見聴取を行っているほか、経営資本強化資金（資本性劣後ローン）についての説明会を3回行っている。

民間金融機関との協調融資の促進を図る観点から、機構が保有する社会福祉施設及び医療施設等に関するデータ等を提供（246回）するとともに、金融機関業務打合せ会議において福祉・医療に関する政策動向や経営動向等に関する情報を提供している。

社会福祉施設及び医療関連施設等の整備計画の早期段階から、事業者に対する的確な融資相談等に応じる態勢を整備し、長期にわたる安定経営が可能となるよう、事業計画の妥当性や財務状況の分析など機構職員が有する専門性を活かした施設経営に関するアドバイスを267回実施している。

○債権管理

新型コロナウイルス対応支援資金については、償還開始の6か月前にすべての貸付先に対し元金償還開始案内を行っており、また、適切な期中管理を実施する観点から、リスク量に応じたモニタリングを実施しているほか、新型コロナウイルス対応支援資金の大口先群については、重点的なモニタリングを実施している。

地域における福祉・医療基盤の維持及び存続を図ることに留意しつつ、機構の十分な管理の下で債権管理回収業務の一部について債権回収会社（サービサー）への業務委託を実施している。

<table>
<tr>
<td></td>
<td>（２）政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報や意見交換会を実施し、福祉医療関係団体等との連携強化を図ること。</td>
<td>（２）政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報や意見交換会を実施し、福祉医療関係団体等との連携強化を図る。
（関連指標）
○貸付制度周知広報活動等実績
・福祉医療関係団体等への社会福祉施設及び医療関係施設に関するノウハウ及びデータ提供実績</td>
<td>（２）政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報や意見交換会等を実施し、利用者等が福祉医療貸付制度に関する情報を得られるよう、福祉医療関係団体等との連携強化を図る。</td>
<td>○　福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知･広報や意見交換会を実施し、福祉医療関係団体等との連携強化を図っているか。</td>
<td>【政策適合性及び重点化（災害等対応含む）】#3
○　令和８年３月末における政策への貢献度（主な施設の整備増加数）は、次のとおりである。
<table><tr><th>施設の種類</th><th>令和７年度</th><th>令和６年度</th><th>前年度比</th></tr><tr><td>特別養護老人ホーム</td><td>2,492 人</td><td>5,961 人</td><td>41.8%</td></tr><tr><td>保　育　所</td><td>3,256 人</td><td>3,989 人</td><td>81.6%</td></tr><tr><td>病　　院</td><td>686 床</td><td>868 床</td><td>79.0%</td></tr></table>
【福祉医療貸付制度の周知・広報】#4
○　福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を通じて地方公共団体等との連携強化を図るために、以下の取組を行った。
a　福祉医療関係団体や地方公共団体等との連携強化を図るため、全国社会福祉法人経営者協議会との意見交換を行ったほか、地方公共団体との意見交換を実施した。（実績：延べ 17 回）
b　感染症対策･耐震化･地域医療構想の達成に資するため、将来的に整備を検討している病院に対して、DM 送付による融資制度の案内を行った。また、昨年度のフォローアップ先や外部セミナー等への参加を通じて獲得した建替計画等を検討している病院を含めて、訪問･Web 会議･電話で具体的な相談を実施した。なお、DM 送付先については、機構内の貸付先データに限らず、オープンデータを活用し、アプローチ先の拡大をはかった。（実績：DM5,466 先、相談 35 先）
c　建替や改修等の時期が到来していると思われる大規模施設（特別養護老人ホーム、障害者支援施設、介護老人保健施設）や保育関連施設を開設する全国の社会福祉法人等に対して DM 送付による融資制度の案内を行った。また、昨年度のフォローアップ先や外部セミナー等への参加を通じて獲得した建替計画等を検討している施設を含めて、訪問・Web 会議・電話で具体的な相談を実施した。（実績：DM17,548 先、相談 93 先）
d　借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント（ガイドライン）」を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について積極的に周知を行った。</td>
<td>理の下で債権管理回収業務の一部について債権回収会社（サービサー）への業務委託を実施し、毎月実施の業務報告会を通じて債権管理回収会社（サービサー）の業務実施状況を適切に管理・統制した。
○　貸付先の増加に伴い初期延滞先が増加していることから、初期延滞先に対する支払案内業務について、債権回収会社（サービサー）への業務委託を実施した。
○　貸付先の増加に伴い毎月の返済も増加していることから、令和７年４月から、払込案内の作成及び発送業務の業務委託を実施した。
○　新型コロナウイルス対応支援に係る債権管理回収業務において債権回収会社（サービサー）２社への業務委託が増加したため、令和７年８月から、当該入金分データの自動充当処理を実施し、回収業務の効率化を図った。
○　正常先、要注意先に対する債権管理の高度化等を図るため、財務状況等を継続的に注視すべきとして指定したモニタリング先等の管理について、モニタリング先等から定期的に報告を受けるとともに、必要に応じてフォローアップ調査を実施し経営的な助言を行い、信用リスク分科会において定期的に状況を報告した。
○　経営サポートセンターと連携し、イエローゾーン先のうちリスクが高い先及び新規貸出条件緩和先に対して「福祉医療サービス経営関連レポート」を送付した。
○　新型コロナウイルス感染症の影響を受けた既往貸付先については、最長３年６か月の元利金を返済猶予する措置を講じており、返済再開が困難な貸付先については定期的に運営状況や返済再開の見通し等のヒアリングを実施</td>
<td>更に、振り込み案内の作成及び発送業務の委託を実施している。
正常先･要注意先に対する債権管理の高度化等を図るため、モニタリング先等から定期的に報告を受けるとともに、必要に応じてフォローアップ調査を実施し経営的な助言を行い、信用リスク分科会において定期的に状況を報告している。
新型コロナウイルス対応支援に係る債権管理回収業務において債権回収会社（サービサー）２社への業務委託が増加したため、令和７年８月から、当該入金分データの自動充当処理を実施し、回収業務の効率化を図っている。
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた既往貸付先については、最長３年６ヶ月の元利金を返済猶予する措置を講じており、返済再開が困難な貸付先については定期的に運営状況や返済再開の見通し等のヒアリングを実施し、返済再開が可能な貸付先については、変更契約を行うなど、貸付先の状況に応じた適切な取組を行い、また、災害により被災した既往貸付先については、被災状況の把握に努めるとともに、貸付先の要望を踏まえながら経営状況等を勘案し返済猶予に応じるなど、貸付先の状況に応じた適切な管理を行っている。
イエローゾーン先として継続的に管理を実施している先を中心に経営改善状況等を把握するため、フォローアップ調査等によるモニタリングを実施し、必要に応じて経営的な助言を行うことにより、リスク管理債権化の未然</td>
</tr>
</table>

（3）利用者の円滑な資金調達に資する観点から、融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設、医療関係施設等に関するノウハウ等を民間金融機関に提供するとともに、協調融資制度の普及に努めつつ、適切な運用を行うこと。

（3）利用者の円滑な資金調達に資するよう、民間金融機関と協調した融資を推進するため、融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設、医療関係施設等に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供する。

また、協調融資制度の普及に努めつつ、適切な運用を行う。

（関連指標）

○協調融資の取組実績

・協調融資実績

・民間金融機関への社会福祉施設及び医療関係施設に関するノウハウ及びデータ提供実績

（3）利用者の円滑な資金調達に資するよう、民間金融機関と協調した融資を推進するため、これまでの融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設、医療関係施設等に関するノウハウやデータ等を民間金融機関へ積極的に情報提供するとともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施する。

また、協調融資制度の普及を図るため、民間金融機関関係団体との協調融資制度等についての意見交換及び民間金融機関や行政担当者が参加するセミナー等における周知・広報活動を行う。

○　融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設、医療関係施設等に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供しているか。

○　協調融資制度の普及に努めつつ、適切な運用を行っているか。

【民間金融機関へのノウハウ等の提供】#5

○　民間金融機関との協調融資を促進する観点から、次の取組を行った。

a　民間金融機関との広範な連携を図るため、全国銀行協会、全国地方銀行協会との意見交換を行ったほか、個別の民間金融機関と意見交換等を実施した。（実績：延べ 14 回）

b　民間金融機関に対し、機構が保有する社会福祉施設及び医療施設の経営指標や建設費等のデータ等を提供した。（実績：246 回）

c　金融機関業務打合せ会議をオンライン開催し、次の取組を行った。

・経営サポートセンターと連携して、福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供した。

・福祉医療施設経営に関する情報・ノウハウの提供を推進する観点から、近年の環境変化（建築単価・人件費や経費の上昇等）を踏まえた福祉医療施設に係る経営の特徴、与信判断のポイント等について情報提供を行った。

【協調融資制度の充実と適切な運用】#6

○　令和８年３月末における協調融資の実績は、次のとおりである。

【福祉貸付】　（件、%）

	審査件数	協調融資件数	割合
老人福祉関係施設	128	41	32.0%
児童福祉関係施設	229	35	15.3%
障害福祉関係施設	147	19	12.9%
そ　の　他	5	3	60.0%
計	509	98	19.3%

【医療貸付】　（件、%）

	審査件数	協調融資件数	割合
病　院	28	23	82.1%
介護老人保健施設	1	0	0.0%
介護医療院	2	1	50.0%
診療所等	11	7	63.6%
計	42	31	73.8%

し、返済再開が可能な貸付先に対しては変更契約を行うなど、貸付先の状況に応じて適切な管理を行った。

○　災害により被災した既往貸付先については、被災状況の把握に努めるとともに、貸付先の要望を踏まえながら経営状態等を勘案し返済猶予に応じるなど、貸付先の状況に応じて適切な管理を行った。

○　貸付先に係る事業報告書等を毎年度徴求のうえ、イエローゾーン先の抽出基準に基づき経年のデータ分析を行い、分析結果を信用リスク分科会に報告のうえ、関係部署にフィードバックした。

○　イエローゾーン先として継続的に管理を実施している先を中心に経営改善状況等を把握するため、フォローアップ調査等によるモニタリングを実施し、必要に応じて経営的な助言を行うことにより、リスク管理債権化の未然防止を図った。

○　貸出条件緩和の実施に当たっては、地域における社会福祉施設及び医療施設等の維持・存続を支援するという観点から、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案した緩和措置を講じるなど、適正に対応した。

○　き損する可能性が高い債権については、管理を徹底し、事前に貸付条件の緩和措置を講じるとともに、必要に応じて債権保全措置を講じるなど、適切に対応した。

○　上記の取組の結果、年度計画に定める四つの指標について、目標値をいずれも上回り、すべてが 120%を超える達成度（平均達成度 125.2%）となり、計画を上回る実績を上げることができたことに加え、令和７年度補正予算に基づく経営資本強化資金（資本性劣後ローン）創設に係る事務と並行して令防止を図っている。

また、イエローゾーン先のうちリスクが高い先及び新規貸出条件緩和先に対して「福祉医療サービス経営関連レポート」を送付し、貸付先の自律的な改善を支援している。

イエローゾーン先として継続的に管理を実施している先を中心に経営改善状況等を把握するため、フォローアップ調査（94 貸付先）及び電話等によるモニタリング（延べ 311 回）を実施し、必要に応じて経営的な助言を行うことにより、リスク管理債権化の未然防止を図っている。

き損する可能性が高い債権については、管理を徹底し、事前に貸付条件の緩和措置を講じるとともに、必要に応じて債権保全措置を講じるなど、適切な対応に努めている。

○評価

取組の結果、年度計画に定める４つの指標の達成度平均は 125.2%となり、国の福祉医療政策等に沿った政策融資が、非常に効果的かつ効率的に行われていることを総合的に勘案し、「A」評価とする。

	（4）福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等に適切に対応するとともに、適正な審査手続を確保しつつ、業務を迅速に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。	（4）利用者サービスの向上を図るため、施設整備計画の早期段階から的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行うとともに、適正な審査手続を確保しつつ、業務を迅速に実施する。 （関連指標） ○利用者サービス向上の取組実績 ・顧客満足度、有用度 ・審査処理期間 ・資金交付処理期間	（4）利用者サービスの向上を図るため、利用者に対する積極的かつ継続的な融資制度・商品の周知を行うとともに、融資相談会を開催する。特に、個別融資相談においては、円滑な施設経営と福祉医療サービスの質の向上に資する観点から、計画の早期段階から的確な融資相談等に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。 また、適正な審査手続を確保しつつ、契約や資金交付等の業務を迅速に実施する。	○　施設整備計画の早期段階から的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行うとともに、適正な審査手続を確保しつつ、業務を迅速に実施しているか。	**【利用者サービスの向上】#7** ○　利用者サービスの向上を図るため、次の取組を行った。 a　審査業務については、特殊異例な案件を除き、借入申込受理から貸付内定通知までの平均処理期間は、福祉貸付22.4日、医療貸付18.0日となり、適正な手続きを確保しつつ、迅速に実施した。	和6年度に引き続き物価高騰における資金需要にも迅速に対応し、質的にも顕著な成果を上げることができた。 ＜課題と対応＞ 特になし。	
	（5）融資後の貸付債権については、福祉医療経営指導事業と	（5）融資後の貸付債権については、福祉医療経営指導事業と	（5）融資後の貸付債権については、福祉医療経営指導事業と	○　福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況	**【適切な期中管理の実施（災害等含む）】#8** ○　新型コロナウイルス対応支援資金の大量償還に対して適切な期中管理を実施するため、次の取組を行った。 a　コロナ禍の影響を受けた貸付先に対する支援 引落不能等を未然防止するとともに、貸出条件緩和等の		

	連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、新型コロナウイルス対応支援資金により貸付先が急増したことも踏まえ、債権区分別に適切な期中管理を行うこと。	連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、新型コロナウイルス対応支援資金により貸付先が急増したことも踏まえ、債権区分別に適切な期中管理を行う。 （関連指標） ○期中管理の取組実績 ・業況注視先の実地調査等の実施先数 ・災害等返済猶予実績	連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、新型コロナウイルス対応支援資金により貸付先が急増したことも踏まえ、債権区分別に適切な期中管理を行う。 また、新型コロナウイルス対応支援資金の大量償還に対応するため、適切な期中管理を行う。 なお、災害等により事業の継続に支障をきたした貸付先に対し、元利金の返済猶予及び返済条件の変更等を適切に実施するなど、迅速かつきめ細かな対応を行う。	や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、債権区分別に適切な期中管理を行っているか。	返済相談を早期段階から実施するため、新型コロナウイルス対応支援資金については、償還開始の6か月前にすべての貸付先に対し元金償還開始案内を行った。 b　リスク特性の変化を踏まえたモニタリングの実施 リスク管理債権化する恐れがある貸付先を把握するイエローゾーン先の管理については、新型コロナウイルス対応支援資金による無担保債権の増加を踏まえ、リスク量に応じたモニタリングを実施した。 また、債権管理強化を図る観点から新型コロナウイルス対応支援資金の大口の貸付先群（名寄せした代表者名を単位とする）を対象先として、重点的なモニタリングを実施した。 c　新型コロナウイルス対応支援資金に係る債権管理回収業務の一部を業務委託 機構が直接実施する専門性が必要な福祉･医療事業者に対する再建支援と、増加した貸付先に対する適切な業務執行の両立を図るため、地域における福祉・医療基盤の維持及び存続を図ることに留意しつつ、機構の十分な管理・統制の下で債権管理回収業務の一部について債権回収会社（サービサー）への業務委託を実施した。 d　初期延滞先（3か月未満延滞先）に対する支払案内業務を業務委託 貸付先の増加に伴い初期延滞先が増加していることから、初期延滞先に対する支払案内業務について、債権回収会社（サービサー）への業務委託を実施した。 e　電子化による事務効率化と顧客利便性の向上 事務効率化と顧客利便性向上のため、償還約定表再発行、口座振替及び、名称等変更届の申請の電子化を実施した。 f　濃淡ある償還緩和の実施 償還緩和実施対象となる貸付先の増加を見据え､非保全残高に応じた濃淡ある償還緩和基準を新たに導入し､実施態勢の効率化を図るとともに､顧客ニーズに対し効果的に対応した。 g　払込案内の作成及び発送業務に係る業務委託 貸付先の増加に伴い毎月の返済も増加していることから、令和7年4月から、払込案内の作成及び発送業務にかかる業務委託を開始した。 h　債権回収会社（サービサー）からの入金分データの自動充当処理 新型コロナウイルス対応支援資金に係る債権管理回収業務において債権回収会社（サービサー）2社への業務委託件		

					数が増加したため、令和 7 年 8 月から、当該入金分データの自動充当処理を実施し、回収業務の効率化を図った。 ○　正常先･要注意先に対する債権管理の高度化等を図るため、財務状況等を継続的に注視すべきとして指定したモニタリング先等の管理については、モニタリング先等から定期的に報告を受けるとともに、必要に応じてフォローアップ調査を実施することにより経営的な助言を行った。また、モニタリング態勢やフォローアップ調査に係る状況については、信用リスク分科会において報告した。 ○　経営者による経営状況の的確な把握に資するよう、経営サポートセンターと連携し、イエローゾーン先のうちリスクが高い先及び新規貸出条件緩和先に対して、貸付先の経営状況の改善への参考として「福祉医療サービス経営関連レポート」を送付した。（実績：3,908 先） ○　新型コロナウイルス感染症の影響を受けた貸付先及び災害等で被災した貸付先に対し、次のとおり、元利金返済猶予の措置を講じるなど、迅速かつきめ細やかに対応した。 a　新型コロナウイルス感染症の影響を受けて 6 か月の返済猶予の措置を講じたものの、返済再開が困難な延べ 32 貸付先 47 資金に対しては貸付先の要望を踏まえながら経営状態等を勘案し、返済猶予措置を延長した。なお、延べ 32 貸付先 38 資金については返済を再開した。 b　令和 6 年能登半島地震で被災し返済猶予の措置を講じたものの、返済再開が困難な 1 貸付先 1 資金に対しては貸付先の要望を踏まえながら経営状態等を勘案し､返済猶予措置を延長した。なお､5 貸付先 5 資金については返済を再開した。 c　令和 7 年 8 月の熊本県における大雨で被災した 1 貸付先 1 資金から当面 6 か月の返済猶予の申し出を受け､返済猶予の措置を講じた。 ○　期中管理強化の観点から、破綻懸念先以下（貸付残高 1 億円以上）の 57 貸付先について実地調査（延べ 72 件）やバンクミーティング（延べ 64 件）等を実施し、事業の運営実態を把握するとともに､経営改善につながるアドバイスを行った。		
	（6）債権悪化の未然防止を図るため､貸付債権のポートフォ	（6）債権悪化の未然防止を図るため、貸付債権のポートフォリオ	（6）債権悪化の未然防止を図るため、また、政策融資を行う機	○　リスク管理債権の発生要因等の分析を行い､分析結果を貸付関係部等に	**【リスク管理債権に対する態勢の強化】#9** ○　貸付先から事業報告書等を毎年度徴求のうえ、イエローゾーン先の抽出基準に基づき経年のデータ分析を行い、分析結果を信用リスク分科会に報告のうえ、関係部署にフィードバックした。		

リオ分析を的確に実施し、効果的・効率的な債権管理に努めること。

また、政策融資を行う機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部等にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図ること。

分析を的確に実施し、効果的・効率的な債権管理に努める。

また、政策融資を行う機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を信用リスク分科会及び貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図る。

（関連指標）

○リスク管理債権への対応実績

・リスク管理債権比率・残高

関としての健全性を確保する観点から、次の取組を行い、効果的・効率的な債権管理に努める。

① 貸付債権のポートフォリオ分析及びモニタリング、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を信用リスク分科会及び貸付関係部にフィードバックする。

② 今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先等については、定期的にモニタリングを実施し、必要に応じてフォローアップ調査や必要な支援を行う。

フィードバックするとともに、イエローゾーン先に対して定期的なモニタリングを実施するなど、効果的・効率的な債権管理に努めているか。

○ 貸出条件緩和債権の管理について、経営支援機能を発揮する観点から、複数回の条件緩和を実施している貸付先のうち98貸付先について実地調査による指導（延べ118件）やオンラインによるバンクミーティング（延べ163件）等への参加による助言を実施し、経営支援状況を信用リスク分科会等に報告した。

○ リスク管理債権の急増した場合においても貸出条件緩和債権を適切に管理するため、リスク量の多い貸付先等の管理状況について経営層を中心として、常時共有・閲覧できるよう、情報を随時更新した。

○ 信用リスク管理態勢等の強化を図るため、有限責任あずさ監査法人から分析等の支援や民間金融機関等の事例を踏まえた助言等を受け、効率的・効果的な債権管理の実施に努めた。

○ 新型コロナウイルス対応支援資金に係る貸倒引当金については、一定期間の倒産実績の蓄積を踏まえ、令和7年度に更に精緻な倒産確率の見積り方法に基づき、今年度においても適正に計上した。また、物価高騰対応資金に係る貸倒引当金については、新型コロナウイルス対応支援資金との貸付先属性の違いを踏まえ、適正に計上した。

【債権悪化の未然防止】#10

○ イエローゾーン先として継続的に管理を実施している先を中心に経営改善状況や運営状況等を把握するため、フォローアップ調査（94貸付先）及び電話等によるモニタリング（延べ311回）を実施し、必要に応じて経営的な助言を行うことにより、リスク管理債権化の未然防止を図った。

《参考》令和7年度末のリスク管理債権比率

【全体】

区　分	令和7年度末	令和6年度末
リスク管理債権比率	6.89%	4.80%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1.07%	0.89%
危険債権	1.81%	1.01%
三月以上延滞債権	0.22%	0.08%
貸出条件緩和債権	3.79%	2.83%
リスク管理債権	359,628百万円	247,311百万円
総貸付残高	5,220,848百万円	5,156,648百万円

※ 新型コロナウイルス感染症及び東日本大震災等の災害に係るリスク管理債権比率及びリスク管理債権額（令和6年度末：3.20%164,902 百万円、令和 7 年度末：4.38%228,894 百万円）

※ 総貸付残高は、正常債権の未収利息を含む。

	（7）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・医療サービスの供給体制の維持を図る	（7）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・医療サービスの供給体制の維持を図るよう努め	（7）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・介護及び医療サービスの供給体制の維持を図るよう	○　政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・医療サービスの供給体制の維持を図るよう努めているか。	【福祉貸付】 区　分 / 令和7年度末 / 令和6年度末 リスク管理債権比率 / 5.69% / 4.72% 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 / 1.08% / 0.87% 危険債権 / 1.38% / 0.88% 三月以上延滞債権 / 0.28% / 0.07% 貸出条件緩和債権 / 2.96% / 2.90% リスク管理債権 / 141,427百万円 / 119,701百万円 総貸付残高 / 2,484,644百万円 / 2,536,044百万円 ※　新型コロナウイルス感染症及び東日本大震災等の災害に係るリスク管理債権比率及びリスク管理債権額（令和 6 年度末：3.16%80,112 百万円、令和 7 年度末：3.83%95,104 百万円） ※　総貸付残高は、正常債権の未収利息を含む。 【医療貸付】 区　分 / 令和7年度末 / 令和6年度末 リスク管理債権比率 / 7.97% / 4.87% 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 / 1.06% / 0.91% 危険債権 / 2.20% / 1.13% 三月以上延滞債権 / 0.18% / 0.08% 貸出条件緩和債権 / 4.54% / 2.76% リスク管理債権 / 218,201百万円 / 127,609百万円 総貸付残高 / 2,736,202百万円 / 2,620,604百万円 ※　新型コロナウイルス感染症及び東日本大震災等の災害に係るリスク管理債権比率及びリスク管理債権額（令和 6 年度末：3.24%84,790 百万円、令和 7 年度末：4.89%133,789 百万円） ※　総貸付残高は、正常債権の未収利息を含む。 **【経営が悪化した貸付先等への対応】#11** ○　貸出条件緩和の実施に当たっては、地域における社会福祉施設及び医療施設等の維持･存続を支援するという観点から、貸付先から提出される改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案し、個々の貸付先にとって適切な償還計画を調整のうえ、緩和措置を講じるなど、適正に対応した。（実績：930 貸付先 2,202 資金） ○　貸付先の事業や財務の状況等を把握するため、貸付先との面談等を延べ 1,330 回実施するとともに、必要に応じて、貸出条件緩和等により施設経営に関する支援を講じるなど、更なる経営悪化の防止を図った。		

	よう努めること。 また、毀損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施すること。	る。 また、毀損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。 （関連指標） ○経営の悪化した貸付先等への対応実績 ・貸出条件緩和実績 ・法的措置等による債権回収実績	努める。 また、毀損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。	○　毀損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施しているか。	**【債権保全措置の的確な実施】#12** ○　き損する可能性が高い債権については、管理を徹底し、事前に貸付条件の緩和措置を講じるとともに、必要に応じて債権保全措置を講じるなど、適切に対応した。 ○　案件の内容に応じて必要な法的措置等を実行のうえ、次のとおり債権を回収した。 a　破綻案件について、競売の配当等により早期回収。（実績：46 貸付先、430 百万円） b　実質破綻案件について、競売の配当等により回収。（実績：11 貸付先、107 百万円） ○　新型コロナウイルス対応支援資金に係るリスク管理債権等について、債権管理回収会社（サービサー）へ弁済交渉等の業務委託を実施するとともに、毎月実施の業務報告会を通じて債権管理回収会社（サービサー）の業務実施状況を適切に管理・統制した。（1,169 貸付先、回収実績 1,068 百万円）		
	（8）福祉医療貸付事業に関する評価について、以下の指標を設定する。 ①　政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体等との意見交換会等を毎年度14回以上実施すること。（第4期中期目標期間実績（平成30年度から令和3年度	（8）福祉医療貸付事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ①　政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体等との意見交換会等を毎年度14回以上実施する。	（8）福祉医療貸付事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ①　政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体等との意見交換会等を14回以上実施する。	○　福祉医療関係団体等との意見交換会等について、中期計画を達成しているか。	**【福祉医療関係団体等との意見交換会等数】#13** ○　上記①のとおり。		

	実績をいう。以下同じ。）平均：13.5回） ② 協調融資制度の適切な運用を図るため、民間金融機関との勉強会・意見交換会を毎年度11回以上実施すること。 （第4期中期目標期間実績平均：10.3回） ③融資相談等を通じて貸付先等への経営に係るアドバイスを毎年度220件以上実施すること。 （第4期中期目標期間実績平均：216.3件） ④ 今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先等に係るフォローアップ調査を毎年度72貸付先以上に実施すること。（第4期中期目標期間実績平均：71.7貸付	② 民間金融機関との勉強会・意見交換会を毎年度11回以上実施する。 ③ 融資相談等を通じて貸付先等への経営に係るアドバイスを毎年度220件以上実施する。 ④ フォローアップ調査については、今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先等に係るフォローアップ調査を毎年度72貸付先以上に実	② 民間金融機関との勉強会・意見交換会を11回以上実施する。 ③ 融資相談等を通じて貸付先等への経営に係るアドバイスを220件以上実施する。 ④ フォローアップ調査については、今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先等に係るフォローアップ調査を72貸付先以上に実施する。	○ 民間金融機関との勉強会･意見交換会について、中期計画を達成しているか。 ○ 融資相談等を通じた貸付先等への経営に係るアドバイスについて、中期計画を達成しているか。 ○ 今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先等に係るフォローアップ調査の実施先数について、中期計画を達成しているか。	**【民間金融機関との勉強会・意見交換会数】#14** ○ 上記②のとおり。 **【貸付先等への経営に係るアドバイス数】#15** ○ 上記③のとおり。 **【フォローアップ調査の実施先数】#16** ○ 上記④のとおり。		

	先）	施する。					

４．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―２	福祉医療経営指導事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅶ－２－１　福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 4 号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」　少子高齢化が進行する中、福祉・医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっており、国において「新子育て安心プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであることから、福祉・医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することによりこの取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID：002751

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
セミナーテーマ数（計画値）	10 テーマ以上	－	10 テーマ以上	10 テーマ以上	10 テーマ以上	10 テーマ以上	10 テーマ以上
セミナーテーマ数（実績値）	－	－	12 テーマ	12 テーマ	12 テーマ	テーマ	テーマ
達成度	－	－	120.0%	120.0%	120.0%	%	%
マスコミの引用回数（計画値）	117 回以上	－	117 回以上	117 回以上	117 回以上	117 回以上	117 回以上
マスコミの引用回数（実績値）	－	149 回	151 回	154 回	153 回	回	回
達成度	－	－	129.1%	131.6%	130.8%	%	%
個別経営診断の実施件数（計画値）	342 件以上	－	342 件以上	342 件以上	342 件以上	342 件以上	342 件以上
個別経営診断の実施件数（実績値）	－	400 件	447 件	401 件	423 件	件	件
達成度	－	－	130.7%	117.3%	123.6%	%	%

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
予算額（千円）	485,630	468,772	541,268		
決算額（千円）	479,998	541,364	575,288		
経常費用（千円）	490,584	537,897	586,445		
経常利益（千円）	0	0	0		
行政コスト（千円）	490,584	537,897	586,445		
従事人員数	31.63 人	31.29 人	32.08 人	人	人

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	２　福祉医療経営指導事業 少子高齢化が進行する中、福祉・医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「新子育て安心プラン」、「高齢社会対策大綱」、医療介護総合確保推進法等において福祉・医療の基盤強化を目指しており、福祉・医療事業者の経営の効率化、安定化を図りつつ、施設等の整備を促進することが求められている。 また、コロナ感染症の影響により財政基盤が悪化した福祉・医療事業者の経営改善の取組に対する支援の充実が求められているところである。 こうした政策目的の実現に向けて、福祉医療経営指導事業では、独立行政法人という公的な立場から、福祉・医療事業者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、経営に関わる正確な情報や	**２　福祉医療経営指導事業** 少子高齢化が進行する中、福祉・医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「新子育て安心プラン」、「高齢社会対策大綱」、医療介護総合確保推進法等において福祉・医療の基盤強化を目指しており、福祉・医療事業者の経営の効率化、安定化を図りつつ、施設等の整備を促進することが求められている。 また、コロナ感染症の影響により財政基盤が悪化した福祉・医療事業者の経営改善の取組に対する支援の充実が求められているところである。 こうした国の政策目的の実現に向けて、福祉医療経営指導事業では、独立行政法人という公的な立場から、福祉・医療事業者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、経営に関わる正確な情	**２　福祉医療経営指導事業** 福祉医療経営指導事業については、独立行政法人という公的な立場から、福祉・医療事業者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供するセミナーを実施するとともに、機構が保有するノウハウを活用した経営状況に関する調査・分析結果の提供や経営状況の的確な診断を実施することにより、福祉・医療サービスを安定的かつ効率的に提供できるよう、施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	＜主な定量的指標＞ ①　セミナーテーマ数を毎年度10テーマ以上とする。 ②　施設の経営状況に関する調査･分析結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を毎年度 117 回以上とする。 ③　経営診断については､毎年度342件以上実施する。 ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ ①　セミナーテーマを 12 テーマ設定した。 ②　リサーチレポートで公表した結果がマスコミの記事･論文等に 153 回引用された。 ③　経営診断を 423 件実施した。	＜評定と根拠＞ 評定：A ○　セミナーについては、令和 7 年度に 12 テーマのセミナーを新たに配信し、ログイン数は令和 6 年度以前からの継続配信分を含めて、合計で 11,581 件となった。 セミナーの内容については、令和 6 年度診療報酬改定をふまえた医療機関の対応とこれからの経営、地域医療構想における医療機能の分担と連携の実践､2040 年を見据えた社会福祉法人経営の方向性、介護における生産性向上の取組、人材確保・定着に向けた組織風土のあり方など、幅広い視点に立ったテーマを設定し、充実に努めた。 その結果、受講者に対するアンケートで 96.8%が「有用である」と回答しており、健全で安定した経営に向けての有益な情報を提供することができた。 ○　福祉医療施設の経営者等を対象としたセミナーのほか､「行政担当者向け事業者支援セミナー」を地方公共団体と共催し、機構職員が講師となって、社会福祉法人の制度や会計の概要、監査・指導時に必要な知見、経営分析のポイントなどについて情報提供を行い、社会福祉法人の経営の高度化を支援した。（受講者：6 都道県合計 100 人､オンライン配信視聴数 255 件、有用度：95.5%） ○　施設の経営状況に関する調査・分析結果（リサーチレポート）については、特別養護老人ホームや	評定　A ＜評価に至った理由＞ ○セミナー セミナーについては、令和 7 年度に 12 テーマのセミナーを新たに配信し、ログイン数は令和 6 年度以前からの継続配信分を含めて、合計で 11,581 件となった。 福祉医療施設の経営者等を対象としたセミナーとして、令和 6 年度診療報酬改定をふまえた医療機関の対応とこれからの経営､地域医療構想における医療機能の分担と連携の実践、2040 年を見据えた社会福祉法人経営の方向性､介護における生産性向上の取組、人材確保・定着に向けた組織風土のあり方など幅広い視点に立ったテーマを設定し、充実に努めた結果、受講者の 96.8%が「有用である」と回答しており､有益な情報を提供している。 また､行政担当者向けのセミナーとして､行政による社会福祉法人支援の高度化を支援しており､6 都道県の地方公共団体の監査担当者を対象に､社会福祉法人制度、会計の概要、監査・指導時に必要な知見､経営分析のポイントなど､機構の独自性を発揮したセミナーを開催している。 ○経営状況に関する調査･分析結果の引用等 各福祉医療施設の経営状況の他、特別養護老人ホーム等の人材確保に関する調査結果など､計 17 件を作成･公表している。 また､社会福祉法人及び病院の課題

	有益な知識を提供するセミナーを実施するとともに、機構が保有するノウハウを活用した経営状況に関する調査・分析結果の提供や経営状況の的確な診断を実施することにより、福祉・医療サービスを安定的かつ効率的に提供できるよう、施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。 （1）セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設等の健全な経営を支援するため、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図ること。	報や有益な知識を提供するセミナーを実施するとともに、機構が保有するノウハウを活用した経営状況に関する調査・分析結果の提供や経営状況の的確な診断を実施することにより、福祉・医療サービスを安定的かつ効率的に提供できるよう、施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 （1）セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設等の健全な経営を支援するため、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図る。	（1）セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設等の健全な経営を支援するため、福祉・医療従事者の課題解決につながるテーマを設定するとともに、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図る。	＜評価の視点＞ ○　セミナーについて、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図っているか。	**【セミナーにおける情報提供等の内容の充実】#17** ○　セミナーについては、経営管理に関する時宜を得たテーマや優良実践事例についての講演を行うなど、独自性を発揮した。 ○　令和6年度診療報酬改定をふまえた医療機関の対応とこれからの経営、地域医療構想における医療機能の分担と連携の実践、2040 年を見据えた社会福祉法人経営の方向性、介護現場における生産性向上の取組、人材確保・定着に向けた組織風土のあり方など、幅広い視点に立ったセミナーをオンライン配信で開催するとともに、経営管理の基礎として必要な会計報告に関するセミナー及び福祉施設のための建築セミナーを集合形式とオンライン形式の併用で開催し、受講者に有用な講演となるよう内容の充実を図った。 セミナー名 ／ 配信日 ／ ログイン数 高齢者施設経営セミナー ／ 6/27 ／ 909 社会福祉法人経営セミナー ／ 7/29 ／ 1,460 社会福祉連携推進・協働セミナー ／ 8/27 ／ 556 中小病院経営セミナー ／ 11/27 ／ 312 障害者就労支援・経営セミナー ／ 12/25 ／ 416 診療報酬改定セミナー【実践編】 ／ 12/25 ／ 416	介護老人保健施設、保育所、病院等の経営状況に加えて、病院、特別養護老人ホーム、保育所の人材確保に関する調査結果や福祉・医療施設の建設費など、計 17 件を作成・公表し、マスコミの記事・論文等に 153 回引用された。 　また、社会福祉法人及び病院の課題や経営状況を定期的に把握するため、社会福祉法人経営動向調査及び病院経営動向調査を継続的に実施するとともに、決算の速報値等に関する調査項目を設けて、集計・分析・公表するなど、時宜を得た情報提供を行うことができた。 ○　地方公共団体や社会福祉協議会が主催する勉強会等に職員を派遣し、福祉・医療に関する政策動向や経営状況に関する調査・分析結果に関する講演（17 回）を行うとともに、福祉・医療の経営に関する情報を幅広く提供するため、医学書院が発行する雑誌「病院」等の外部媒体で執筆（20 本）するなど、福祉医療施設の経営基盤強化を支援するための取組を推進した。 ○　書面による経営診断に加えて、訪問等を伴う経営診断では、経営分析プログラムや人事給与分析プログラムにより、法人の現状や固有の課題を分析した上で、その結果を踏まえた改善案を策定するなどの支援を実施した。 　また、経営診断の利用者に対するアンケートでは、99.2%が「有用である」と回答しており、福祉医療施設の健全経営に向けた取組を支援することができた。 ○　一般社団法人東京都病院協会	や経営状況を定期的に把握するため、社会福祉法人経営動向調査及び病院経営動向調査を継続的に実施するとともに、決算の速報値等に関する調査項目を設けて、集計・分析・公表するなど、時宜を得た情報発信に取り組んでいる。 　リサーチレポートの内容はマスコミの記事・論文等に 153 回引用されている。 　また、地方公共団体や社会福祉協議会が主催する勉強会等に職員を派遣し、福祉・医療に関する政策動向や経営状況に関する調査・分析結果に関する講演（17 回）や、外部媒体への執筆（20 本）をするなど、福祉医療施設の経営基盤の強化に広く寄与している。 ○経営診断 　経営診断を 423 件実施している。書面による経営診断に加えて、訪問等を伴う経営診断では、経営分析プログラムや人事給与分析プログラム、個別支援プログラムにより、法人の現状や固有の課題を分析した上で、その結果を踏まえた改善案を策定するなどの支援を実施している。また、経営診断の利用者に対するアンケートでは、99.2%が「有用である」と回答しており、経営診断の有効性について高く評価されている。 　国や地方公共団体等からの受託による経営支援として、北海道上富良野町や奈良県並びに一般社団法人東京都病院協会等から業務を受託し、それぞれの課題を踏まえた調査・分析結果等を提案するなどの取組を行っている。

	また、福祉・医療従事者のニーズを踏まえつつ、必要に応じてオンラインによるセミナーを開催するなど、機動的かつ柔軟に対応すること。	また、福祉・医療従事者のニーズを踏まえつつ、必要に応じてオンラインによるセミナーを開催する等、機動的かつ柔軟に対応する。 （関連指標） ○セミナーのサービス向上取組実績 ・開催回数 ・延べ受講者数 ・オンラインセミ	セミナーの開催方法は、福祉・医療従事者のニーズを踏まえつつ、必要に応じてオンラインによるセミナーを開催するなど、機動的かつ柔軟に対応する。	○　福祉・医療事業者のニーズを踏まえつつ、必要に応じてオンラインによるセミナーを開催するなど、機動的かつ柔軟に対応しているか。	<table><tr><td>社会福祉法人会計実務セミナー</td><td>1/30</td><td>866</td></tr><tr><td>地域包括ケア時代の病院経営セミナー</td><td>2/25</td><td>292</td></tr><tr><td>介護老人保健施設経営セミナー</td><td>3/5</td><td>530</td></tr><tr><td>福祉施設のための建築セミナー</td><td>3/13</td><td>193</td></tr><tr><td>社会福祉施設経営セミナー</td><td>3/13</td><td>94</td></tr><tr><td>子ども・子育て支援事業経営セミナー</td><td>3/25</td><td>234</td></tr><tr><td>小計（令和 7 年度新規配信分）</td><td>―</td><td>6,278</td></tr><tr><td>病院経営・広報セミナー</td><td>R6 年度～</td><td>387</td></tr><tr><td>社会福祉法人会計実務セミナー</td><td>R6 年度～</td><td>1,133</td></tr><tr><td>子ども・子育て支援事業経営セミナー</td><td>R6 年度～</td><td>359</td></tr><tr><td>介護施設のための建築セミナー</td><td>R6 年度～</td><td>1,043</td></tr><tr><td>介護老人保健施設経営セミナー</td><td>R6 年度～</td><td>717</td></tr><tr><td>障害福祉サービス経営セミナー</td><td>R6 年度～</td><td>1,094</td></tr><tr><td>病院の働き方改革・経営セミナー</td><td>R6 年度～</td><td>570</td></tr><tr><td>小計（令和 6 年度継続配信分）</td><td>―</td><td>5,303</td></tr><tr><td>合計</td><td>―</td><td>11,581</td></tr></table> ○　なお、セミナー受講者に対するアンケートの有用度は96.8%であった。 **【セミナー開催における機動的かつ柔軟な対応】#18** ○　社会福祉法人会計実務セミナー及び福祉施設のための建築セミナーについては、開催方法を集合形式とオンライン配信の併用により実施し、受講者のニーズに応じて柔軟に対応した。（社会福祉法人会計実務セミナー（有料）：会場受講者数 102 人、オンラインログイン数 866 件、福祉施設のための建築セミナー（無料）：会場受講者数 53 人、オンラインログイン数 193 件） ○　社会福祉法人の監査・指導権限が市区町村に移管されていることから、社会福祉法人支援の高度化の必要性について、6 都道県管内の市区町村の行政担当者を対象とした「行政担当者向け事業者支援セミナー」を地方公共団体と共催した。機構職員が講師となり、社会福祉法人の制度や会計の概要、監査・指導時に必要な知見、経営分析のポイントなどについて情報提供を行った。（受講者：6 都道県合計 100 人、オンライン配信視聴数 255 件）	から業務を受託し、同協会の課題を踏まえた調査・分析結果等を提供することにより、都内病院の経営課題の把握に向けた取組などを支援することができた。 ○　北海道上富良野町及び奈良県からそれぞれ業務を受託し、自治体が設置する施設の経営分析を行い、課題解決や運営改善に向けた支援を実施した。 ○　以上のとおり、定性面においては、機構の独自性を発揮したセミナーの実施及びリサーチレポートの作成・公表等により有益な情報を幅広く提供することができた。 　また、調査・分析や経営診断に当たっては、機構が保有する貸付先等から提供されたデータを有効に活用することにより、福祉・医療サービスを安定的かつ効率的に提供できるよう、施設の健全経営に資する支援を実施した。 　定量面においては、3 指標の全てにおいて計画を上回る実績（達成度平均 124.8%）を上げることができた。 ＜課題と対応＞ 特になし。	○評価 　年度計画に定める 3 つの指標について、いずれも目標値を上回っており、達成度平均は 124.8%となっている。また、定性面においても機構の独自性を発揮したセミナーの実施及びリサーチレポートの作成・公表等により、有益な情報を幅広く提供していること、機構が保有するノウハウを有効活用した、個々の法人等に対する経営診断や、行政機関向けに経営セミナー・経営分析業務を行うなど、多岐に渡る取組を実施し、官民問わず有益な情報を提供していることを総合的に勘案し、「A」評価とする。

		ナーログイン数 ・セミナー有用度			なお、受講者に対するアンケートの有用度は95.5%であった。 また、新規セミナー開催県の拡充を図るため、厚生労働省が主催する所轄庁の実務担当者向け「社会福祉法人等指導監査担当者研修会」において広報を実施したほか、「九州各県・政令市・中核市社会福祉法人等指導監査担当者会議」においても広報を行い、周知を図った。		
	（２）福祉医療貸付事業と連携して、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を収集するとともに、福祉・医療従事者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行うこと。さらに、施設の経営基盤の強化を支援するため、分析内容の充実を図るなどの取組を行うこと。	（２）福祉医療貸付事業と連携して、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を収集するとともに、福祉・医療事業者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行う。さらに、施設の経営基盤の強化を支援するための取組を行い、調査・分析結果の利活用の促進に努める。 （関連指標） ○福祉医療分野における情報提供実績 ・リサーチレポート公表数 ・講師派遣回数 ・外部媒体執筆件数 ・国や地方公共団体等への支援件数	（２）福祉医療貸付事業と連携して、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を収集するとともに、福祉・医療事業者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、経営状況に関する調査・分析を実施し、公表する。 また、特別養護老人ホーム、病院及びそれらを運営する法人の課題、経営状況を定期的に把握するため、経営動向調査を実施し、公表する。	○　福祉医療貸付事業と連携して、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を収集するとともに、福祉・医療事業者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行っているか。さらには、施設の経営基盤の強化を支援するための取組を行い、調査・分析結果の利活用の促進に努めているか。	**【施設の経営基盤強化に向けた支援の取組】#19** ○　社会福祉法人や医療法人等の経営状況を把握し、施設及び運営法人の経営を支援する観点から、深刻化する病院の人手不足の状況に着目し、「病院の人材確保に関するアンケート調査」を初めて実施した。さらに、特別養護老人ホーム及び保育所の人材確保の状況に着目した「人材確保に関するアンケート調査」をそれぞれ実施した。これらの調査結果等を活用してレポート等を作成したほか、「施設の経営状況」や「福祉・医療施設の建設費」などのリサーチレポートを作成のうえ、プレスリリースし、機構ホームページで公表した。（実績：17回） ○　特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人の課題や経営状況の実感を定期的に把握するため「社会福祉法人経営動向調査」（実績：4回、調査対象：533法人）を、病院及び病院を運営する医療法人の課題や経営状況の実感を定期的に把握するため「病院経営動向調査」（実績：4回、調査対象：352病院）を実施した。また、調査に当たっては、決算の速報値等に関する調査項目を設けて集計・分析のうえ公表するなど、時宜を得た情報提供を実施した。 ○　これらのリサーチレポートで公表した内容等が、マスコミに153回記事として引用された。 ○　名古屋市が主催する社会福祉法人を対象とした研修や公益社団法人全国老人福祉施設協議会が主催する研修会など、地方公共団体等が主催するセミナーや研修会等に機構職員を派遣し、講演を行った。なお、講演に当たっては、福祉・医療に関する政策動向や経営状況に関する調査・分析結果など、主催者側の目的やニーズに応じて、職員を派遣した。（実績：合計17回） ○　社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会（厚生労働省）、保育所等の合併・事業譲渡に関する実態調査研究委員会（子ども・子育て支援等推進調査研究事業（こども家庭庁））や高齢者福祉事業経営委員会（全国社会福祉法人経営者協議会）など国等が設置する有識者会議等において、		

					機構職員が構成員として参画した。（実績：9 会議） ○　社会福祉法人や医療法人等の福祉・医療の経営に関する情報を幅広く提供するため、医学書院が発行する雑誌「病院」など、福祉・医療業界専門誌等において執筆した。（実績：20 本） ○　顧客サービス向上の観点から、福祉医療貸付事業の貸付先が自らの施設の経営状況と経営指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」（無料診断）を提供し、施設経営者への支援を行った。 （対象施設：特別養護老人ホーム、ケアハウス、通所介護・認知症対応型通所介護、保育所・認定こども園、生活介護、病院、介護老人保健施設／利用件数：2,469 件） ○　一般社団法人東京都病院協会から「東京都内病院の経営状況－人材確保と「新たな地域医療構想」について－（令和 7 年度東京都医師会調査研究委託事業）」を受託し、令和 7 年度上半期の東京都内の病院の経営状況などを調査するとともに、人材確保の状況や新たな地域医療構想に向けた対応を把握・分析した上で、今後の政策・施策提言に活用するための調査を実施した。 ○　北海道上富良野町から「高齢者施設経営分析業務」を受託し、町が設置する施設の経営分析支援を実施した。 ○　奈良県から「奈良県障害者総合支援センター持続的運営支援業務」を受託し、県が設置する施設の経営分析支援を実施した。 ○　貸付先の経営情報の収集に当たっては、事業報告書等電子報告システム等を活用して効果的かつ効率的に収集するとともに、福祉・医療事業者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、法人・施設種類ごとに取りまとめ、15 種類の経営分析参考指標として頒布した。 ○　医療法人経営情報データベースシステムによって収集した情報の公表に向け、WAM NET 事業部等と連携し、集計方法について助言や確認を行った。 ○　厚生労働省保険局からの依頼を受け、中央社会保険医療協議会における診療報酬に関する検討に活用するため、医療法人経営情報データベースシステムによって収集した情報の詳細な集計を実施した。		
	（3）経営診断については、コロナ感染症等の影響によ	（3）経営診断については、コロナ感染症等の影	（3）経営診断については、コロナ感染症等の影	○　経営診断について、コロナ感染症等の影響により、今後	**【診断・支援の手法・内容の充実】#20** ○　個々の法人・施設が抱える課題の解決に資する診断・支援として、経営診断等を合計 423 件実施した。（経営診断：414 件、経営分析プログラム：5 件、人事給与分析プログラム：2		

	り、今後経営の悪化が懸念される民間の社会福祉施設や医療関係施設等の経営の安定化を支援するため、福祉医療貸付事業と連携しつつ、個々の事業者・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ること。	響により、今後経営の悪化が懸念される民間の社会福祉施設や医療関係施設等の経営の安定化を支援するため、福祉医療貸付事業と連携しつつ、個々の事業者・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図る。 （関連指標） ○経営診断のサービス向上取組実績 ・経営診断有用度	響により、今後経営の悪化が懸念される民間の社会福祉施設や医療関係施設等の経営の安定化を支援するため、福祉医療貸付事業と連携しつつ、個々の事業者・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図る。	経営の悪化が懸念される民間の社会福祉施設や医療関係施設等の経営の安定化を支援するため、福祉医療貸付事業と連携しつつ、個々の事業者・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図っているか。	件、個別支援プログラム：2件） なお、経営診断の利用者に対するアンケートでの有用度は99.2%であった。 ○　経営分析プログラムについては、機構が保有する全国の法人・施設の経営状況等に関する固有データを指標化し、同種同規模の類似先と比較するなど、貸付先等から提供された情報を有効に活用することにより、個々の法人・施設の状況に即した経営支援を実施した。 ○　福祉医療貸付事業と連携し、経営悪化により借入金の償還に支障をきたしている既往貸付先の経営改善支援を実施した。 ○　令和7年度から開始した社会福祉法人合併支援業務においては、厚生労働省や福祉関係団体等の協力を得て、所轄庁や社会福祉法人等へのDM送付や都道府県社会福祉法人等指導監査担当者研修会等での制度周知を進め、登録促進を行った。（登録件数：166件）また、合併支援制度への登録のあった法人に対し、条件が合致した法人同士による顔合わせまでスムーズに進むよう、ニーズに沿った見直しを行いながら事業を実施した。		
					【セミナーテーマ数】#21		
	（4）福祉医療経営指導事業に関する評価について、以下の指標を設定する。 ①　セミナーについては、セミナーテーマ数を毎年度10テーマ以上とすること。（令和2年度及び令和3年度実績平均：10テーマ）	（4）福祉医療経営指導事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ①　セミナーについては、セミナーテーマ数を毎年度10テーマ以上とする。	（4）福祉医療経営指導事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ①　セミナーについては、セミナーテーマ数を10テーマ以上とする。	○　セミナーテーマ数について、中期計画を達成しているか。	○　上記①のとおり。		
					【マスコミの記事・論文等の引用回数】#22		
	②　施設の経営状況に関する調査・分析結	②　施設の経営状況に関する調査・分析結	②　施設の経営状況に関する調査・分析結	○　施設の経営状況に関する調査・分析結果がマスコミの	○　上記②のとおり。		

	果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を毎年度 117 回以上とすること。（第 4 期中期目標期間実績平均(コロナ感染症関連の記事引用回数を除く。)：116.8 回）	果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を毎年度 117 回以上とする。	果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を 117 回以上とする。	記事・論文等に引用された回数について、中期計画を達成しているか。			
	③　経営診断については、毎年度 342 件以上の診断を実施すること。（第 4 期中期目標期間実績平均：394.0 件）	③　経営診断については、毎年度 342 件以上の診断を実施する。	③　経営診断については、342 件以上の診断を実施する。	○　経営診断の実施件数について、中期計画を達成しているか。	**【経営診断の実施件数】#23** ○　上記③のとおり。		

４．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―３	社会福祉振興助成事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅶ－２－１　福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 7 号及び第 8 号
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID：002747、002751

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
助成事業の利用者満足度（計画値）	最高評価の率 60%以上	－	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上
助成事業の利用者満足度（実績値）	－	67.3%	72.6%	68.0%	72.2%	%	%
達成度	－	－	121.0%	113.3%	120.3%	%	%
ガバナンス強化に関する支援を実施した団体数（計画値）	23 件以上	－	23 件以上	23 件以上	23 件以上	23 件以上	23 件以上
ガバナンス強化に関する支援を実施した団体数（実績値）	－	－	25 件	25 件	25 件	件	件
達成度	－	－	108.7%	108.7%	108.7%	%	%
助成事業に係る研修会等の参加者の満足度（計画値）	最高評価の率 50%以上	－	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上
助成事業に係る研修会等の参加者の満足度（実績値）		－	63.4%	58.5%	65.4%	%	%
達成度		%	126.8%	117.0%	130.8%	%	%

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
予算額（千円）	1,448,149	1,464,202	1,410,036		
決算額（千円）	1,417,165	1,433,248	1,454,819		
経常費用（千円）	1,406,282	1,487,561	1,429,471		
経常利益（千円）	△ 20	0	0		
行政コスト（千円）	1,406,282	1,487,561	1,429,471		
従事人員数	7.08 人	8.08 人	7.78 人	人	人

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	３　社会福祉振興助成事業 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、NPO 等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。 （１）助成事業の募集に当たっては、地域共生社会の実現などの	**３　社会福祉振興助成事業** 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、NPO 等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 （１）助成事業の募集に当たっては、地域共生社会の実現などの国が示	**３　社会福祉振興助成事業** 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、NPO 等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や連携・ネットワーク化を図る活動、地域に密着したきめ細かな活動で、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 （１）助成事業の募集に当たっては、地域共生社会の実現などの国が示	＜主な定量的指標＞ ①　助成事業が対象とした利用者の満足度（4 段階評価のうち最高評価の率）を毎年度 60%以上とする。 ②　ガバナンス強化に関する支援を実施した団体数を毎年度 23 団体以上とする。 ③　助成事業に係る研修会等の参加者の満足度（4 段階評価のうち最高評価の率）を毎年度50%以上とする。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ○　助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興する上で	＜主要な業務実績＞ ①　令和7年度助成事業の助成先団体の助成事業の利用者に対するアンケート調査を実施した結果、72.2%の利用者から「とても満足」との回答を得た。 ②　令和 7 年度助成事業の助成先団体のうち設立後 3 年以内等の 25 団体について、ガバナンス強化に関する支援を実施した。 ③　助成先団体の効果的な事業実施や事業継続の体制づくりにつなげることを目的とした研修会や助成事業の成果の普及を兼ねたシンポジウム等を開催し、参加者の満足度は 65.4%であった。 **【助成方針の策定・公表】#24** ○　令和 8 年度助成事業の募集要領等を検討するにあたっての情報収集および意見交換、制度周知の協力依頼のため、助成応募数の少ない地域などの自治体や中間支援組織（22 件）、助成先団体（4 件）へのヒアリングを行った。	＜評定と根拠＞ 評定：B ○　助成事業の成果（効果）については、助成先団体が実施する事業の利用者（エンドユーザー）を対象とした満足度調査を実施した結果、72.2%の利用者から最高評価である「とても満足」との回答を得ており、助成先団体のみならず、助成事業のエンドユーザーに対する高い効果（満足度）を確認している。 ○　また、令和 7 年度助成事業の助成先団体のうち、88.2%の団体から「助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等があった」との回答があり、助成事業の実施による波及効果を確認している。 ○　加えて、令和 5 年度助成事業を対象に助成終了後 1 年半経過後の時点で「フォローアップ調査」を実施したところ、 ① 91.7%が事業を継続しており、令和 5 年度と同規模以上で継続している事業は 69.4%となっている ② 事業継続の財源は「自己資金」が 50.1%を占めた ③　複数の事業において、行政による制度化や予算化が見込まれる取組み及びモデル事業化が見込まれる取組みにつながるなど、WAM 助成による成果の効果を確認している ○　令和 7 年度助成事業の全ての助成先団体に対して進捗状況調査を実施し、事業の実施状況及び課題についてフォローを行った。 ○　ガバナンス強化に関する支援が必要な 25 団体（目標値 23 団体）	評定　B ＜評定に至った理由＞ ○助成先のフォロー・ガバナンス強化 令和 7 年度助成事業の全ての助成先団体に対して進捗状況調査を実施し、事業の実施状況及び課題についてフォローを行っている。 ガバナンス強化に関する支援が必要な 25 団体（目標値 23 団体）に対しては、個別にヒアリング等を行い、注意が必要な事項（団体の規程整備の考え方やガバナンス強化に関する相談先等）についてアドバイスとして整理したものを団体に情報提供するなど、助成先団体のガバナンス強化が図られている。 ○利用者の満足度等 助成事業の成果を測るために、助成先団体が実施する事業の利用者を対象に、満足度調査を実施しており、令和 7 年度助成事業の助成先のうち、72.2 %の利用者から「とても満足」の回答を得たほか、88.2%の団体から「助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等があった」との回答があり、助成事業の実施による波及効果についても確認されている。 また、令和 5 年度助成事業を対象に行ったフォローアップ調査では、91.7%が事業を継続しており、複数の事業が行政のモデル事業化・制度化につながったことが確認されるなど、助成終了後の事業継続性の観点からも、本事業の果たす役割は非常に大きい。

国が示した社会福祉政策を振興する上で必要なテーマに重点化し、毎年度、国と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、NPO 等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定すること。

した社会福祉政策を振興する上で必要なテーマに重点化し、毎年度、国と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、NPO 等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定する。

（関連指標）

○募集及び採択実績

・募集及び採択の件数・金額

○募集等に係る周知実績

・周知活動回数（メールマガジン、Twitter、Facebook等）

○他団体との連携・協働による効果

・新たに他団体・関係機関等との連携の効果があった事業の割合

した社会福祉政策を振興する上で必要なテーマに重点化し、国と協議の上、助成方針を定め、募集要領等に明記し、広く公表するとともに、NPO 等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定する。

必要なテーマに重点化し、毎年度、国と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、NPO 等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定しているか。

○　令和 8 年度助成事業の募集にあたり、政策動向や社会課題、令和 6 年度助成事業の事後評価結果、令和 7 年度助成事業の実施状況等を踏まえつつ、災害対策基本法等の改正を受けた助成テーマの見直し等について、国と協議のうえ「令和 8 年度社会福祉振興助成事業募集要領」を策定し、公表した。

○　令和 7 年度補正予算において、物価高騰の影響下において、より一層困難な状況にある生活困窮者、ひきこもり状態にある者及び生活困窮家庭のこども等への支援活動を実施する団体に対して追加助成することとし、国と協議のうえ募集要領を策定し、公表した。

なお募集にあたっては、応募団体の準備期間を十分に確保するため、補正予算に係る閣議決定後速やかにホームページや SNS 等で「募集予告」を行った。

○　令和 7 年度における助成実績は、次のとおりである。

【令和 7 年度助成事業】　（金額の単位：百万円）

区　分	募　集		採　択		交　付	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
地域連携活動支援事業	362	1,786	95	418	93	415
全国・広域的ネットワーク活動支援事業	106	847	22	191	22	191
合　計	468	2,633	117	609	115	606
上記のうちモデル事業（再掲）	48	415	5	46	5	46

【令和 6 年度補正予算事業】　（金額の単位：百万円）

区　分	募　集		採　択		交　付	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
地域連携活動支援事業	198	1,054	82	441	79	428
全国・広域的ネットワーク活動支援事業	38	418	9	90	9	90
合　計	236	1,472	91	531	88	518

※令和 6 年度補正予算の明許繰越分

○　令和 8 年度助成事業及び令和 7 年度補正予算事業に係る採択実績は、次のとおりである。

に対しては、個別にヒアリング等を行い、注意が必要な事項（団体の規程整備の考え方やガバナンス強化に関する相談先等）についてアドバイスとして整理したものを団体に情報提供した。

○　令和 6 年度助成事業の事後評価については、審査・評価委員会において策定した評価方針に基づき、助成先団体による自己評価、ヒアリング評価、書面評価を重層的に実施した。特に、ヒアリング評価に当たっては、スコアリング評価の手法を用いるなど効果的かつ効率的に実施するとともに、審査・委員によるヒアリング評価については評価算定の基本ルールを定めた上で、効率的・効果的に評価を行った。

○　事後評価結果については報告書として取りまとめるとともに、助成効果の高い優れた助成事例の紹介を中心に機構ホームページやWAM 助成 e-ライブラリー（電子図書館）等で幅広く周知するとともに、その結果を「令和 8 年度社会福祉振興助成事業募集要領」の見直しに反映した。

○　令和 7 年度 WAM 助成シンポジウム「持続可能な活動に向けて～歩みを止めないための明日へのヒント～」をオンラインで開催した。参加者アンケート結果においては「今後の活動において有意義であった」との回答が 98.4%に達するなど、地域の民間社会福祉活動の円滑な実施の一助となる効果的なシンポジウムを開催した。

○　以上のとおり、当該事業については、助成先団体のガバナンス強化を支援するとともに、PDCA サイクルの仕組みを構築しており、効果的

○追加対応措置

物価高騰の影響下において、より一層困難な状況にある生活困窮者、ひきこもり状態にある者及び生活困窮家庭のこども等への支援活動を実施する団体に対し、令和 7 年度補正予算にて、追加助成を行っており、国と連携した事業に着実に対応している。

○　事後評価

令和 6 年度助成事業の事後評価については、審査・評価委員会において策定した評価方針に基づき、助成先団体による自己評価、ヒアリング評価、書面評価を重層的に実施し、特に、ヒアリング評価に当たっては、スコアリング評価の手法を用いるなど効果的かつ効率的に実施するとともに、審査・委員によるヒアリング評価については評価算定の基本ルールを定め、効率的・効果的に評価を行っている。

また、助成効果の高い優れた助成事例の紹介を中心に機構ホームページや WAM 助成 e-ライブラリー（電子図書館）等で幅広く周知するとともに、その結果を「令和 8 年度社会福祉振興助成事業募集要領」の見直しに反映している。

○評価

定量的な目標を達成していることに加え、継続して評価手法の改善や優良事例の周知に努め、また助成事業を通じて助成団体内外に対して波及する効果を上げているなど、効果的な助成ができており、所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価とする。

【令和８年度助成事業】　（金額の単位：百万円）

区　分	募　集		採　択	
	件数	金額	件数	金額
地域連携活動支援事業	362	1,775	87	422
全国・広域的ネットワーク活動支援事業	116	835	28	178
合　計	478	2,610	115	600
上記のうちモデル事業（再掲）	59	519	3	28

【令和７年度補正予算事業】　（金額の単位：百万円）

区　分	募　集		採　択	
	件数	金額	件数	金額
地域連携活動支援事業	142	760	59	327
全国・広域的ネットワーク活動支援事業	35	339	10	91
合　計	177	1,100	69	418

※令和７年度補正予算の明許繰越分

○　令和８年度助成事業及び令和７年度補正予算事業の募集に係る周知実績は、次のとおりである。

広報手段	回数	実績値
メールマガジン	４回	登録者約 5,243 件
SNS（Facebook）	５回	登録者約 2,564 件
SNS（X（旧 Twitter））	５回	登録者約　655 件
募集案内のメール送信	１回	送信先（社会福祉協議会等）250 件
募集説明動画の公開	１回	動画ページアクセス数 1,778 回
募集説明会	２回	参加者 137 名
プレスリリース	２回	―

さらに、募集に当たっては、厚生労働省の協力を得たほか、継続して内閣府「NPO ホームページ」へ WAM 助成バナーを設置した。

○　令和７年度助成事業の助成先団体（203 事業）による事業実績において、「助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等があった」とする助成先団体が 88.2%（179 事業）、「事業完了後も連携を継続している」助成先団体が 96.1%（195 事業）となり、助成事業を通じて助成先法人等の活動の発展、充実に寄与した。

【助成金申請業務の効率化】#25

な資金助成を実現している。

＜課題と対応＞

特になし。

	（２）助成金の早期交付決定のため、助成申請業務の効率化を図ること。	（２）助成金の早期交付決定のため、助成申請業務の効率化を図る。 （関連指標） ○助成金申請業務の効率化 ・平均処理期間	（２）助成金の早期交付決定のため、助成申請業務の効率化を図る。	○　助成金の早期交付決定のため、助成金申請業務の効率化を図っているか。	○　助成金申請業務については、採択団体が円滑に助成金申請手続きを行えるよう、次の取組を実施した。 ・採択団体別に機構専任担当者を配置することで、細やかな調整事項に対応できる体制を整備 ・事務手続きの説明動画を作成・配信　など その結果、助成金申請書の受付から内容審査、交付金決定までの平均処理期間は 29.8 日となった。		
	（３）助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させること。	（３）助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させる。	（３）助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンスの強化を図るため、助成先法人等への現地調査、指導等を行う。	○　助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させているか。	**【ガバナンス強化のための支援の充実】#26** ○　令和 7 年度の助成先団体に対しては、内定時点で事務手続きの説明動画を配信し、助成事業を適切に実施するための留意事項や助成先団体として整備すべき体制などについて丁寧に説明することにより、ガバナンス強化の重要性に係る意識づけを行った。 ○　また、期中では進捗状況調査（203 件）を実施し、課題を抱えている団体等に対して、個別に、課題解決のための協議・助言を実施した。 ○　令和 7 年度助成先団体向けにガバナンス強化に関する研修会を開催するとともに、ガバナンス強化に関する支援が必要な団体（25 団体）に対しては、個別にヒアリング等を行い、注意が必要な事項についてアドバイスとして整理したものを団体に情報提供するなどの支援を行った。		
	また、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、機構が有する過去の優良事例の紹介等を通じた事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施するとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、	また、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、機構が有する過去の優良事例の紹介等を通じた事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施するとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募	また、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、機構が有する過去の優良事例の紹介等を通じた事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施するとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募	○　助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、機構が有する過去の優良事例の紹介等を通じた事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施するとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させているか。	**【助成事業の事後評価の実施】#27** ○　令和 6 年度助成事業の事後評価については、審査・評価委員会において策定した評価方針に基づき、全助成先団体による自己評価（209 団体）を踏まえたうえ、審査・評価委員又は機構事務局によるヒアリング評価（40 団体）及び書面評価（モデル事業継続中の 3 団体を除く 166 団体）を実施した。 ○　ヒアリング評価に当たっては、スコアリング評価の手法を用いるなど効果的かつ効率的に実施した。さらに、審査・評価委員によるヒアリング評価については、評価算定の基本ルールを定めた上で、複数の委員により効率的・効果的に行った。 ○　ヒアリング評価（40 団体）の結果については、助成先団体へフィードバックをするとともに、優良事例は事業評価報告書等で広く紹介した。 ○　ヒアリング評価等で審査・評価委員から挙がった意見及び機構事務局が実施したヒアリング評価を通じ、助成先団体から寄せられた要望等を踏まえ、令和 8 年度の募集要		

	次年度の募集要領等に反映させること。	集要領等に反映させる。 （関連指標） ○期中支援の充実 ・進捗状況調査等の実施件数	集要領等に反映させる。		領・様式の見直しを行った。 ○　事業評価報告書については、優良事例や実施状況の紹介のほか、審査・評価委員による評価結果の総評及び今後のWAM助成の充実に向けたコメントを掲載するとともに、昨年度に引き続き、可読性、視認性を高めるため、フォント、レイアウトについて、ユニバーサルデザインに配慮した構成とした。また、助成効果の高い優れた助成事業の紹介ページ等にQRコードを掲載し、各ホームページとの情報の連動を図った。 **【研修会やシンポジウム等の開催及び、助成先法人等への適切な相談・助言】#28**		
	（４）助成先法人等が行う助成事業の円滑な実施及び発展を支援するため、研修会及び助成事業の成果の普及を兼ねたシンポジウム等を行うほか、適切な相談・助言に努めること。	（４）助成先法人等が行う助成事業の円滑な実施及び継続・発展を支援するため、研修会及び助成事業の成果の普及を兼ねたシンポジウム等を行うほか、適切な相談・助言に努める。 （関連指標） ○助成事業の継続率 ・助成事業終了後1年以上経過後における事業継続率	（４）助成先法人等が行う助成事業の円滑な実施及び継続・発展を支援するため、研修会及び助成事業の成果の普及を兼ねたシンポジウム等を行うほか、適切な相談・助言を行う。 　また、助成効果の高い優れた助成事業等を分かりやすく可視化し、機構ホームページや研修等で広く周知する。	○　助成先法人等が行う助成事業の円滑な実施及び継続・発展を支援するため、研修会及び助成事業の成果の普及を兼ねたシンポジウム等を行うほか、適切な相談・助言に努めているか。	○　助成先団体等からの要望の多い「効果的な事業実施のためのヒント」や「事業継続のための体制づくり」に関しての研修会（実績：2回）を実施した。 　また、令和7年度WAM助成シンポジウム「持続可能な活動に向けて～歩みを止めないための明日へのヒント～」を開催した。（申込人数：607人） ○　ヒアリング評価等において助成先団体の活動を直接確認し、また、意見交換を行う中で、事業の継続、発展及び改善のための相談・助言を行った。（令和6年度助成先団体へのヒアリング評価40件） 助成事業1年経過後における事業継続率（令和5年度助成先団体へのフォローアップ調査結果）：91.7% ○　助成事業の成果の普及及び利用普及等を図るとともに、全国の民間福祉団体における活動の参考となるよう、優良事例を月刊誌「WAM」の「いきいきチャレンジ」に掲載し、更には「WAM助成レポート」として冊子にまとめ、各地のNPO等、自治体、中間支援団体などへ配布するとともに機構ホームページに掲載した。		
	（５）助成事業に関する評価について、以下の指標を設定する。 ①　助成事業が	（５）助成事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ①　助成事業が	（５）助成事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ①　助成事業が	○　助成事業が対象とした利用者の満足度が中期計画を達成しているか。	**【利用者満足度】#29** ○　上記①のとおり。		

	対象とした利用者の満足度（4 段階評価のうち最高評価の率）を毎年度 60％以上とすること。(第 4 期中期目標期間実績平均：67.6％)	対象とした利用者の満足度（4 段階評価のうち最高評価の率)を毎年度 60%以上とする。	対象とした利用者の満足度（4 段階評価のうち最高評価の率）を60％以上とする。		【ガバナンス強化に関する支援の実施団体数】#30		
	② ガバナンス強化に関する支援を実施した団体数を毎年度 23 団体以上とすること。(第 4 期中期目標期間実績平均：22.8 団体)	② ガバナンス強化に関する支援を実施した団体数を毎年度23団体以上とする。	② ガバナンス強化に関する支援を実施した団体数を 23 団体以上とする。	○ ガバナンス強化に関する支援を実施した団体数について中期計画を達成しているか。	○ 上記②のとおり。		
	③ 助成事業に係る研修会等の参加者の満足度(4段階評価のうち最高評価の率）を毎年度 50%以上とすること（第 4 期中期目標期間実績平均：48.6%)	③ 助成事業に係る研修会等の参加者の満足度（4 段階評価のうち最高評価の率)を毎年度 50%以上とする。	③ 助成事業に係る研修会等の参加者の満足度（4 段階評価のうち最高評価の率）を50%以上とする。	○ 助成事業に係る研修会等の参加者の満足度について中期計画を達成しているか。	【助成事業に係る研修回答の参加者満足度】#31 ○ 上記③のとおり。		

４．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―４	退職手当共済事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅶ－２－１　福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	社会福祉施設職員等退職手当共済法第 18 条 独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 9 号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」　少子高齢化が進行する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築し、その担い手である福祉人材を確保することは喫緊の課題である。国においては「新子育て安心プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、社会福祉施設職員等退職手当共済制度を安定的に運営し、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID：002742、002751

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
平均事務処理期間（計画値）	42 日以内	－	42 日以内	42 日以内	42 日以内	42 日以内	42 日以内
平均事務処理期間（実績値）	－	40.5 日	40.7 日	40.1 日	36.0 日	日	日
達成度	－	－	103.2%	104.7%	116.7%	%	%
退職届作成システムの利用割合（計画値）	45%以上	－	45%以上	45%以上	45%以上	45%以上	45%以上
退職届作成システムの利用割合（実績値）	－	55.2%	57.4%	66.3%	90.9%	%	%
達成度	－	－	127.6%	147.3%	202.0%	%	%
新規広報先数（計画値）	20 件以上	－	20 件以上	20 件以上	20 件以上	20 件以上	20 件以上
新規広報先数（実績値）	件	－	21 件	21 件	25 件	件	件
達成度	－	－	105.0%	105.0%	125.0%	%	%

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
予算額（千円）	130,228,362	169,416,036	143,409,913		
決算額（千円）	131,173,335	142,547,344	146,087,597		
経常費用（千円）	130,397,692	141,486,637	145,957,792		
経常利益（千円）	△ 6,660,961	△ 12,028,648	△ 6,063,772		
行政コスト（千円）	130,450,353	141,623,117	151,534,696		
従事人員数	23.37 人	23.50 人	21.26 人	人	人

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価
４　退職手当共済事業 少子高齢化が進行する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築し、その担い手である福祉人材を確保することは喫緊の課題である。「新子育て安心プラン」や地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和２年法律第52号）においても、保育や介護の人材確保を目指しているところである。 こうした政策目的の実現に向けて、退職手当共済事業では、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。	**４　退職手当共済事業** 少子高齢化が進行する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築し、その担い手である福祉人材を確保することは喫緊の課題である。「新子育て安心プラン」や地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和２年法律第52号）においても、保育や介護の人材確保を目指しているところである。 こうした国の政策目的の実現に向けて、退職手当共済事業では、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努める。	**４　退職手当共済事業** 退職手当共済事業については、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努める。 なお、当該事業における被共済職員数、退職手当金支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。	＜主な定量的指標＞ ①　退職手当金請求書の受付から給付までの平均処理期間を毎年度42日以内とする。 ②　退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を毎年度 45％以上とする。 ③　退職手当共済制度の新規広報先数を毎年度20件以上とする ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ ①　請求書の受付から給付までの平均処理期間は、36.0日となった。 ②　退職届作成におけるシステムの利用割合は、90.9％となった。 （実績） 区　分 ／ 令和７事業年度(３月末) ４月１日現在の被共済職員数 ／ 882,826人 退職手当金支給者数 ／ 82, 574人 退職手当金支給額 ／ 145,216,428千円 単位掛金額 ／ 47,500円 ③　退職手当共済制度の新規広報先数は、25件となった。	＜評定と根拠＞ 評定：A ○　令和７年度においては、退職手当金の支給処理にあたり、コールセンターの設置及び各種諸届の処理補助等において、業務委託内容・仕様の見直しや、コールセンター・照会対応の効率化を引き続き実施し、制度理解の促進・記載誤り防止等のための各種対応を実施するとともに、事務処理・運用上の改善を行った。 また、令和７年度は通年で新退職手当共済システムが稼働したことにより、各種届出の登録誤りを事前に防止すること等が可能となった。こうした取組みの結果、請求書の受付から給付までの平均処理期間は、36.0日となり、中期目標に定められた目標値（42日以内）を上回る実績を上げることができた。 ○　システム（令和７年１月１日以降は新退職手当共済システム）の利用を促進するため、各種手続きに係る共済契約者あての文書送付の際にシステムの利用案内も行うとともに、メールを活用しシステムの利用によるメリットや利便性等を周知した。 加えて、システム未利用の共済契約者に向けて、個別にシステムについての説明を実施するとともに、他団体主催の実務研修会において、参加者である共済契約者に対してシステムについて説明を行い、システムの利用拡大に努めた。 令和７年度は通年で新退職手当共済システムが稼働したことに加え、こうした取組みの結果、システムの利用率は、90.9％となり、中期目標に定められた目標値（45％以上）を大きく上回る実績を上げることができた。 ○　退職手当共済制度の案内チラシを社会	評定　A ＜評定に至った理由＞ ○平均処理期間の短縮 退職手当金の支給処理にあたり、コールセンターの設置及び各種諸届の処理補助等において、業務委託内容・仕様の見直しや、コールセンター・照会対応の効率化を引き続き実施し、制度理解の促進・記載誤り防止等のための各種対応を実施するとともに、事務処理・運用上の改善を行っている。 また、令和７年度は通年で新退職手当共済システムが稼働したことにより、各種届出の登録誤りを事前に防止すること等が可能となり、こうした取組みの結果、請求書の受付から給付までの平均処理期間が 36.0 日となり、中期目標に定められた目標値（42 日以内）を上回っている。 ○退職届作成システムの利用促進 システム（令和７年１月１日以降は新退職手当共済システム）の利用を促進するため、各種手続きに係る共済契約者あての文書送付の際にシステムの利用案内も行うとともに、メールを活用しシステムの利用によるメリットや利便性等を周知している。 加えて、システム未利用の共済契約者に向けて、個別にシステムについての説明を実施するとともに、他団体主催の実務研修会において、参加者である共済契約者に対してシステムについて説明を行い、システムの利用拡大に努めている。 令和７年度は通年で新退職手当共済システムが稼働したことに加え、こうした取組みの結果、システムの利用率は、

	（１）退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。	（１）退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図る。 （関連指標） ○退職手当金支給実績 ・退職手当金支給件数・金額	（１）退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図る。	＜評価の視点＞ ○　退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図っているか。	**【給付事務の平均処理期間短縮の取組】#32** ○　令和７年度においては、退職手当金の支給処理にあたり、平均処理期間の目標を達成するよう、次の取組みを行った。 a　コールセンターの設置及び各種諸届の処理補助等、業務委託内容・仕様の見直しによる効率化を実施（問い合わせフォームへの折り返し回答業務を委託。紙申請の処理については、業務を切り分け、受付から審査、不備照会、システム入力まで外部委託での対応とすることで事務を効率化） b　コールセンター・照会対応（サポート体制を強化するため、コールセンターを外部に設置。コールセンター及び派遣職員へ研修動画を活用した事前研修を実施。問い合わせフォームへの誘導を継続。新たな問い合わせに対し、コールセンターと連携しFAQを更新することにより、問い合わせ対応を効率化） c　制度理解の促進・記載誤り防止等のための各種対応を実施（機構ホームページに退職手当共済システムを解説した特設ページを設置。退職手当共済システム内の解説・マニュアルを充実させ、記載誤りが少なくなるよう対応を効率化。退職手当共済システムのメール機能を活用し、申請時に特に不備が多い項目について、事前に注意事項をアナウンスすることにより制度理解を深め手続きを促進。メール等での連絡事項等の周知・掛金入金の事前連絡を実施） d　事務処理・運用上の改善（各種運用改善による作業時間の短縮及び処理漏れリスクの軽減） ○　こうした取組みの結果、請求書の受付から給付までの平均処理期間は、36.0 日となり目標値を上回る実績となった。	福祉法人経営セミナーで配付するとともに、ブースを設け制度の案内を行った。 　また、都道府県担当部署を通じて、創設法人等へのパンフレット等配布を継続するとともに、都道府県庁及び市役所を直接訪問し、関係各所に広報を依頼することで、幅広く制度周知を行った。 　さらに、全国社会福祉法人経営者協議会との意見交換会を通じて会員への制度周知を実施したほか、福祉専門職の養成校協会と連携して退職手当共済事業について広報するなど、引き続き制度周知の強化を図った。 ○　災害時に緊急対応が必要なものについては、手続きの案内を迅速かつ詳細に機構ホームページに掲載した。また、機構ホームページに掲載している制度マニュアルについて、よりわかりやすいものとなるよう引き続き見直しを行った。 ○　共済契約者へのアンケート結果では、利用者の 83.0%から「職員の安定的な確保に貢献している」との回答を得た。 ○　以上のとおり、退職手当金支給までの平均処理期間の目標値（難易度：高）を上回るとともに、システムの利用促進により、共済契約者の事務負担の軽減に努め、また都道府県と連携した制度周知を行った結果、システムの利用割合及び新規広報先数については目標値の120%を超える達成度となり、計画を大幅に上回る実績（達成度平均 147.9%）を上げることができた。	90.9%となり、中期目標に定められた目標値（45%以上）を大きく上回る実績を上げている。 ○制度周知 　退職手当共済制度の案内チラシを社会福祉法人経営セミナーで配付するとともに、ブースを設け制度の案内を行っている。また、都道府県担当部署を通じて創設法人等へのパンフレット等配布を継続するとともに、新たに都道府県庁等を直接訪問し、関係各所に広報を依頼することで、幅広く制度周知を行っている。 　さらに、全国社会福祉法人経営者協議会との意見交換会を通じて会員への制度周知を実施したほか、福祉専門職の養成校協会と連携して退職手当共済事業を広報するなど、制度周知の強化を図っている。 ○緊急時における対応 　災害の緊急対応が必要なものは、手続きの案内を迅速かつ詳細に機構ホームページに掲載しているほか、制度マニュアルをよりわかりやすいものとなるよう見直しを行っている。 ○評価 　退職手当金支給までの平均処理期間の短縮や退職届作成システムの利用促進による共済契約者の事務負担の軽減と事業の増進に繋がる取組をしていることに加え、こうした取組みの結果、年度評価に定める 3 つの指標の達成度平均は 147.9%となり、所期の目標を十分に達成していることを総合的に勘案し、「A」評価とする。
	（２）利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、提出書類の電子化等に努めるとともに、退職	（２）利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子化等を進め	（２）利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、利用者の意向を踏まえ ICT の活用を進めるとと	○　利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子化及び簡素化等を進めるとともに、退職届作成システムの利用を促進しているか。	**【退職届作成システムの利用促進】#33** ○　システム（令和７年１月１日以降は新退職手当共済システム）の利用を促進するため、次の取組みを行った。 a　各種手続きに係る共済契約者あての事務連絡文書等には、「退職手当共済システムのご案内」を常に同封することを徹底した。 b　掛金納付依頼通知送付時に契約者に「退職手当	＜課題と対応＞ 特になし。	

	届作成システムの利用を促進すること。	るとともに、退職届作成システムの利用を促進する。 （関連指標） ○電子化の推進実績 ・電子届出システム利用率 ○利用者の事務負担軽減の取組実績 ・電子届出システム利用者満足度 ・掛金納付対象職員届処理に係るエラー発生率の減少度	に、令和７年１月に稼働した新退職手当共済システムの活用について周知し、利用の促進を周知する。		共済システム利用のご案内」をシステムでメール送信することで、退職手当共済システムの利用によるメリットや利便性等を周知した。 c　被共済職員数が多い共済契約者のうち、システム未利用の共済契約者向けに、システムの個別説明を実施した（3か所）。 d　京都府民間社会福祉施設職員共済会が実施する実務研修会において、共済契約者に対して新システムの説明を行った。 ○　令和７年度は通年で新退職手当共済システムが稼働したことに加え、こうした取組みの結果、システムの利用率は、90.9%となった。		
	（３）社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知すること。	（３）社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知する。 （関連指標） ○退職手当共済制度周知の効果 ・加入職員数 ・新規加入職員数 ・共済契約者へのアンケートによる福祉人材確保の貢献度	（３）社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知する。	○　社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知しているか。	**【都道府県等と連携した制度周知】#34** ○　退職手当共済制度を幅広く周知するため、次の取組みを行った。 a　退職手当共済制度の案内チラシを社会福祉法人経営セミナーで配付するとともに、ブースを設け制度の案内を行った。 b　都道府県担当部署を通じて、創設法人等へのパンフレット等配布を継続するとともに、都道府県庁及び市役所を直接訪問し（25か所）、制度について関係各所に広報を依頼することで、幅広く制度周知を行った。 c　災害の緊急対応が必要なものは、手続きの案内を迅速かつ詳細に機構ホームページに掲載した。また、機構ホームページに掲載している制度マニュアルについて、よりわかりやすいものとなるよう見直しを行った。 d　全国社会福祉法人経営者協議会との意見交換会を通じて会員への制度周知を実施した。 e　「介護フェア in かながわ」にブースを出展し、退職手当共済制度を幅広く周知した。 f　福祉専門職の養成校協会と連携し、福祉専門職		

					養成校に在籍する教員・学生への制度周知のため、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟に対し、加盟校への制度説明チラシのメールマガジンによる紹介を依頼した。 g　福祉医療貸付事業が主催する「福祉医療貸付事業行政担当者説明会（動画説明）」において管内の法人への周知依頼を行った。 ○　システム利用者アンケート結果では、利用者の83.0%から「職員の安定的な確保に貢献している」との回答を得た。		
	（4）退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標を設定する。 ①　退職手当金請求書の受付から給付までの平均処理期間を毎年度42日以内とすること。(第4期中期目標期間実績平均：39.4日)	（4）退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ①　退職手当金請求書の受付から給付までの平均処理期間を毎年度 42日以内とする。	（4）退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ①　退職手当金請求書の受付から給付までの平均処理期間を42日以内とする。	○　退職手当金請求書の受付から給付までの平均処理期間について、中期計画を達成しているか。 なお、退職手当金の支給原資のうち、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約が生じた場合は、当該事情を考慮する。	**【給付までの平均処理期間】#35** ○　上記①のとおり。		
	②　退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を毎年度45％以上とすること。(第4期中期目標期間実績平均：44.5%)	②　退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を毎年度 45%以上とする。	②　退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を 45%以上とする。	○　退職届作成システムの利用割合について、中期計画を達成しているか。	**【退職届作成システムの利用割合】#36** ○　上記②のとおり。		
	③　退職手当共済制度を	③　退職手当共済制度の新規	③　退職手当共済制度の新規	○　退職手当共済制度の新規広報先数	**【新規広報件数】#37** ○　上記③のとおり。		

	広く周知するため、地方公共団体、社会福祉法人、福祉関係団体等の新規広報先数を毎年度20件以上とすること。(令和3年度実績：19件)	広報先数を毎年度20件以上とする。	広報先数を20件以上とする。	について、中期計画を達成しているか。			

４．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―５	心身障害者扶養保険事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅷ－１－１　障害者の地域生活や就労を総合的に支援すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 10 号
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID：002750、002796

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
周知・広報活動回数（計画値）	15 回以上	－	15 回以上	15 回以上	15 回以上	15 回以上	15 回以上
周知・広報活動回数（実績値）	－	15 回	17 回	15 回	17 回	回	回
達成率	－	－	113.3%	100.0%	113.3%	%	%

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
予算額（千円）	33,799,258	34,416,627	34,953,174		
決算額（千円）	34,278,462	34,291,166	33,766,588		
経常費用（千円）	22,027,258	23,814,621	22,223,745		
経常利益（千円）	2,264,232	△ 3,895,031	△ 1,312,438		
行政コスト（千円）	22,056,102	23,814,621	22,223,745		
従事人員数	6.63 人	6.63 人	6.60 人	人	人

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
５　心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。 なお、国においては扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、平成19年度末までに加入した者の積立不足に対し、毎年度予算編成を経て各地方公共団体とともに必要な財政支援措置を講ずることとし、機構は国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ	**５　心身障害者扶養保険事業** 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	**５　心身障害者扶養保険事業** 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。	＜主な定量的指標＞ ①　国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による心身障害者扶養共済制度の周知・広報活動を毎年度 15 回以上行う。 ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ ①　心身障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を 17 回行った。 （実績） 区　分 ／ 令和７事業年度 新規加入者数 ／ 1,093 人 新規年金受給者数 ／ 2,078 人 保険対象加入者数 ／ 51,406 人 年金給付保険金支払対象障害者数 ／ 59,100 人 死亡・障害保険金額 ／ 6,947,600 千円 年金給付保険金額 ／ 14,409,300 千円	＜評定と根拠＞ 評定：B ○　扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、令和６年度決算を踏まえ、外部有識者からなる財務状況検討会において財務状況の検証を行った。また、検証結果を取りまとめた報告書により、厚生労働省、事業の実施主体である地方公共団体及び障害者関係団体へ報告するとともに、加入者等に対して機構ホームページにおいて公表することにより、事業の透明性を確保した。 ○　心身障害者扶養保険資金については、各資産の構成割合が基本方針で定められた乖離許容幅に収まるよう適切に管理を行うとともに、ベンチマーク収益率とほぼ同等の収益率を確保した。 ４月から８月までの間は年金支給に必要な資金を確認し短期資産への取崩しを行い、１月及び２月にはリバランスを実行するなど、運用に関する基本方針に基づいて適切に資金を管理した。 また、現行基本ポートフォリオについて策定時に想定した運用環境が現実と乖離していないかについて検証を行い、直ちに見直しの必要がないことを確認した。 運用利回りについては、運用資産合計で 2.42%となり、目標利回りの 1.60%を上回ることができた。 ○心身障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連	評定　B ＜評定に至った理由＞ ○事業の安定的な運営 扶養保険事業の安定的な運営を図るため、平成 13 年度以降毎年度、外部有識者で構成される「心身障害 者扶養保険事業財務状況検討会」に おいて、心身障害者扶養保険財政将 来予測を実施している。令和７年度 においては、直近の令和６年度決算 データに基づき、将来予測を行った。その検証結果については、報告書と してとりまとめ、厚生労働省、都道 府県、指定都市へ報告するとともに、 障害者団体へ説明、機構ホームページにおいて公表している。 ○資金の運用 扶養保険資金の運用については、資産運用の外部専門家で構成される「心身障害者扶養保険資産運用委員会」の審議を経たうえで策定した「心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針」において定められた基本ポートフォリオに基づき運用し、運用環境などの検証を行っている。また、令和７年度における運用利回りは、資産合計で 2.42%となり、ベンチマーク収益率を確保するとともに、目標利回りの 1.60%を上回ることができた。 ○リスク管理 運用におけるリスク管理については、毎月、運用受託機関からの報告に基づき、資産全体の資産構成割合

	効率的な運用に努めること。 （１）財政状況の検証 　扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。 　なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行うこととしていることから、機構は基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合に、厚生労働大臣に対しその旨を申し出ること。 （２）扶養保険資金の運用	（１）財政状況の検証 　扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。 　なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を申し出る。 （関連指標） ○心身障害者扶養保険事業実績 ・新規加入者数 ・新規年金受給者数 ・保険対象加入者数 ・年金給付保険金支払対象障害者数 ・年金給付保険金額 （２）扶養保険資金の運用	（１）財政状況の検証 　令和６年度の決算を踏まえ、心身障害者扶養保険事業財務状況検討会（以下「財務状況検討会」という。）で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、機構ホームページで公表するなど関係者に対し広く周知する。 　なお、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を申し出る。 （２）扶養保険資金の運用	＜評価の視点＞ ○　毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表しているか。 ○　扶養保険資金の運用については、長	**【財務状況の検証と公表】#38** ○　財務状況検討会を11月に開催し、令和６年度決算に基づく扶養保険事業の財務状況の検証及び将来予測に関する報告書を取りまとめ、厚生労働省、地方公共団体及び障害者関係団体に報告するとともに、機構ホームページで公表した。 **【運用の基本的考え方】#39** ○　心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経たうえで策定した「扶養保険資金の運用に関する基本方針」に基づき、適	携・協力により、周知・広報活動を17回行い、年度計画に定める目標値（15回）を達成することができた。 ○　制度の周知・広報活動については、関係団体等へのパンフレットの配布等に加え、制度紹介動画のQRコードやURLを関係団体に周知、当該団体のメールマガジンや機関誌等を通じた広報の依頼、障害福祉サービス事業所を運営する法人を訪問し、直接制度の説明を行うなど、より効果的な周知・広報活動を展開した。 　また、新規加入者数が大幅に増減している地方公共団体を訪問し、新規加入者数増減の理由や効果的な広報活動等についてヒアリングを行う等、地方公共団体における広報活動の実情把握に努めた。 ○　事務担当者会議については、機構と地方公共団体並びに地方公共団体相互間での情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事前に地方公共団体から質問事項、情報交換事項等を募り、事項別に整理したうえ、国とも連携して回答を作成することに加え、情報交換事項については、項目別に地方公共団体の対応状況等を調査し、結果を取りまとめ情報提供することにより、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めるなど、地方公共団体の事務処理が適切になされるようきめ細かに対応した。 　さらに、地方公共団体の円滑な事務処理のため、機構の自主的な対応として、機構と地方公共団体の加入者名簿内容の照合、加入者現況確認調査を行うとともに、心身障害者、加入者等の利益の確保及び地	と基本ポートフォリオとの乖離状況を確認している。 ○基本方針の検証 　心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針については、機構ホームページにおいて公表するとともに、外部有識者からなる資産運用委員会で検証を行っている。 ○運用実績 　生命保険契約における運用実績等の検証については、生命保険会社の決算に係る経営指標等を整理し、運用実績等の分析方法や着眼点等について、コンサルタントと意見交換を行っている。また、その結果を踏まえ、令和６年度決算について、財務状況検討会においても検証している。 ○地方公共団体との連携 　障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、地方公共団体の事務担当者会議を開催し、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めるなど、地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるようきめ細かに対応している。さらに、機構の自主的な対応として、機構と地方公共団体の加入者名簿内容の照合、加入者現況確認調査を行うとともに、心身障害者、加入者等の利益の確保及び地方公共団体の的確な事務処理の実施について指導を行い、地方公共団体の事務処理の標準化を図った。加えて、一定の年齢を超える加入者に対し、より重点的な現況調査を実施し、地方公共団体にさらなる加入者の適切な管理を促した。

<table>
<tr>
<td></td>
<td>扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的とし、年金給付に係る短期資金の需要に留意しつつ、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するため、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を定め、これに基づき管理を行うこと。

また、分散投資による運用を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制し、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における</td>
<td>扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的とし、年金給付に係る短期資金の需要に留意しつつ、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するため、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を定め、これに基づき適切に管理を行う。

また、分散投資による運用を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制し、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産の</td>
<td>扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的とし、年金給付に係る短期資金の需要に留意しつつ、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するため、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を定め、これに基づき管理を行う。

また、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式を原則とした分散投資による運用を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制し、各資産と</td>
<td>期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む運用に関する基本方針を定め、これに基づき管理を行っているか。

○　分散投資による運用を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制し、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度において、各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中</td>
<td>切な運用を行った。また、その運用状況については、定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告した。

【各資産の対ベンチマーク収益率との差】#40
○　各資産ともパッシブ運用を実施し、概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保することができた。また、運用実績については、定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告した。

［令和７年４月～令和８年３月（年率）］
<table>
<tr><th colspan="3">区分</th><th>ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ収益率</th><th>運用実績</th><th>ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ差</th></tr>
<tr><td rowspan="4">有価証券</td><td rowspan="2">国内</td><td>債券</td><td>▲5.37%</td><td>▲5.35%</td><td>0.02%</td></tr>
<tr><td>株式</td><td>34.65%</td><td>34.21%</td><td>▲0.44%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">外国</td><td>債券</td><td>12.39%</td><td>12.29%</td><td>▲0.10%</td></tr>
<tr><td>株式</td><td>26.59%</td><td>26.12%</td><td>▲0.47%</td></tr>
</table>
</td>
<td>方公共団体の的確な事務処理の実施について指導を行い、管理状況のばらつきや事務の停滞を防止するなど、地方公共団体の事務処理の標準化を図った。
加えて、好取組事例等について地方公共団体間で共有することを目的に、加入者管理を適切に実施している地方公共団体を訪問し、加入者管理等にかかるヒアリングを行った。

＜課題と対応＞
特になし。</td>
<td>○周知・広報活動
心身障害者及びその保護者に必要な情報が行き渡るよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を令和７年度は 17 回行い、目標を達成している。 なお、制度の周知・広報活動については、関係団体等へのパンフレットの配布等に加え、WAM NET に掲載している制度紹介動画を周知することで、 地方公共団体、関係団体等のほか、 広く一般に向けて周知を行っている。

○評価
所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価とする。</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td>各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保すること。</td>
<td>ベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保する。</td>
<td>もパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努める。</td>
<td>期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保しているか。</td>
<td>※各資産の運用実績は時間加重収益率

（参考）
<table><tr><th>区分</th><th>運用実績</th></tr><tr><td>資　産　全　体</td><td>2.42%</td></tr></table>※資産全体の運用実績は修正総合利回り</td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>さらに、各種リスクの管理のため、資産運用の状況や運用環境等を定期的にモニタリングしつつ、運用実績が基本ポートフォリオ策定時の想定と乖離していないかなどについて、毎年度検証を行い、必要に応じて運用に関する基本方針を随時見直すとともに、扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、生命保険契約における運用実績を確認する等の検証を行うこと。</td>
<td>さらに、各種リスクの管理のため、資産運用の状況や運用環境等を定期的にモニタリングし、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月 1 回把握した上で必要な措置を講ずるとともに、運用実績が基本ポートフォリオ策定時の想定と乖離していないかなどについて、毎年度、資産運用委員会において検証を行い、必要に応じて運用に関する基本方針を随時見直すほか、扶養保険事業</td>
<td>さらに、各種リスクの管理のため、資産運用の状況や運用環境等を定期的にモニタリングし、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月 1 回把握した上で必要な措置を講ずるとともに、運用環境・運用実績が基本ポートフォリオ策定時の想定と乖離していないかなどについて、外部専門家により構成される心身障害者扶養保険資産運用委員会において検証を行い、必要に応じて運</td>
<td>○　各種リスクの管理のため、資産運用の状況や運用環境等を定期的にモニタリングし、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。

○　運用実績が基本ポートフォリオの策定時の想定から乖離していないかなどについて、毎年度、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直しているか。</td>
<td>**【乖離状況の把握等】#41**
○　毎月、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう１月及び２月にリバランスを行うなど管理を行った。また、乖離状況については、定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告した。
　なお、乖離幅は次のとおりである。

［令和８年３月末］
<table><tr><th colspan="3">区分</th><th>基本
ﾎﾟｰﾄﾌｫﾘｵ
（乖離許容幅）</th><th>実績</th><th>乖離幅</th></tr><tr><td rowspan="4">有価証券</td><td rowspan="2">国内</td><td>債券</td><td>76.5%
（±8%）</td><td>70.8%</td><td>▲5.7%</td></tr><tr><td>株式</td><td>5.0%
（±2%）</td><td>6.1%</td><td>1.1%</td></tr><tr><td rowspan="2">外国</td><td>債券</td><td>8.5%
（±2%）</td><td>9.7%</td><td>1.2%</td></tr><tr><td>株式</td><td>10.0%
（±5%）</td><td>13.5%</td><td>3.5%</td></tr></table>
【基本ポートフォリオの見直し】#42
○　基本ポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実と乖離が生じていないかなどについて、10 月に開催した資産運用委員会で検証を行った結果、現行の基本ポートフォリを直ちに見直す必要がないことを確認した。また、その旨をガバナンス委員会に報告した。</td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
</table>

		の財政状況の検証に資するため、毎年度、外部有識者等からなる財務状況検討会において生命保険契約における運用実績を確認する等の検証を行う。 （関連指標） ○扶養保険資金の運用実績 ・ベンチマーク差	用に関する基本方針を随時見直す。 加えて、生命保険契約における運用実績等の検証に当たっては、令和6年度の生命保険会社の決算報告等により各社の運用実績等を把握し、その内容を内部検証するとともに、外部有識者等からなる財務状況検討会において確認等の検証を行う。	○　扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において生命保険契約における運用実績を確認する等の検証を行っているか。	**【生命保険契約における運用実績等の検証】#43** ○　コンサルティング会社に委託し、生命保険会社の決算に係る経営指標等を整理した。その結果を踏まえ、提出された令和6年度の生命保険会社の決算を分析・検証するとともに、財務状況検討会において確認等の検証を行い、現状では問題ないことを確認した。		
	（３）事務処理の適切な実施及び制度周知 障害者及びその保護者に対するサービスの向上並びに制度の普及を図るため、国及び地方公共団体と連携し、事務担当者会議の開催等により相互の事務処理の適切な実施を図るとともに、制度周知に努めること。	（３）事務処理の適切な実施及び制度周知 障害者及びその保護者に対するサービスの向上並びに制度の普及を図るため、国及び地方公共団体と連携し、事務担当者会議の開催等により相互の事務処理の適切な実施を図るとともに、制度周知に努める。	（３）事務処理等の適切な実施及び制度周知 国及び地方公共団体と連携して事務担当者会議を開催するとともに、留意事項の周知等、きめ細かな対応を行うことにより相互の事務処理を適切に実施する。 また、制度の普及を図るため、国及び地方公共団体等と連携・協力し、障害者及びその保護者に必要	○　心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上並びに制度の普及を図る観点から、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めているか。 ○　各自治体担当者の事務処理の標準化を図るよう努めているか。	**【事務担当者会議の開催】#44** ○　事務担当者会議の開催にあたり、機構と地方公共団体及び地方公共団体相互間での情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事前に地方公共団体から質問事項、情報交換事項等を募り、質問事項等については、項目別に整理した上で国と連携して回答を作成するとともに、情報交換事項については、主催担当県を通じて項目別に地方公共団体に対応状況を調査することで、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めた。 **【事務処理の標準化】#45** ○　機構と地方公共団体の加入者名簿の照合や年金給付金等の請求遅延・遺漏等の確認を通じて、地方公共団体の的確な事務処理の実施等について指導を行い、各地方公共団体の事務処理の標準化を図った。 また、事務担当者会議において、加入者・年金受給者の現況把握や年度末の加入申込時期など事務処理上の留意事項を		

			な情報が行きわたるよう制度周知に努める。		具体的に説明したほか、地方公共団体の広報活動や窓口相談対応方法等を調査し、結果を共有するなど各地方公共団体担当者の事務処理の標準化に努めた。 加えて、好取組事例等について地方公共団体間で共有するため、加入者管理を適切に実施している地方公共団体等を訪問し、加入者管理等にかかるヒアリングを行った。		
	（４）扶養保険事業に関する評価について、以下の指標を設定する。 ・　障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による心身障害者扶養保険制度の周知・広報活動を毎年度 15 回以上行うこと。（第 4 期中期目標期間実績平均：16 回）	（４）扶養保険事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ・　障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による心身障害者扶養共済制度の周知・広報活動を毎年度 15 回以上行う。	（４）扶養保険事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ・　障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を 15 回以上行う。	○　国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による心身障害者扶養共済制度の周知・広報活動は中期計画を達成しているか。	**【周知・広報活動】#46** ○　令和 7 年度においては、雑誌等への記事掲載、特別支援学校の在校生及び関係団体等へのパンフレット等配布、WAM NET 会員向けメールマガジンによる制度案内に加え、WAM NET に掲載している制度紹介動画の QR コードや URL を関係団体に周知し、メールマガジンや機関誌等を通じた広報を依頼したほか、関係団体が開催する大会におけるチラシ等配布や制度紹介動画を活用した制度案内、障害福祉サービス事業所を運営する法人を訪問し制度説明を行うなど、より効果的な周知・広報活動を行った。 また、令和 6 年度と比べて令和 7 年度の新規加入者数が大幅に増減している地方公共団体を訪問し、増減の理由や効果的な広報活動等についてヒアリングを行った。		

４．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―６	福祉保健医療情報サービス事業（ＷＡＭ ＮＥＴ事業）		
業務に関連する政策・施策	Ⅶ－２－１　福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 11 号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」　全ての利用者に対する一元的かつ正確な情報の提供や、地域共生社会の実現に向けた情報提供体制の整備の支援などの取組が必要とされている中、国においては各種関連法律を改正するなど、政策目的の実現に全力を挙げているところであり、この取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID：002751

２．主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
情報充実及び機能見直し（計画値）	８件以上	－	８件以上	８件以上	８件以上	８件以上	８件以上
情報充実及び機能見直し（実績値）	－	６件	10 件	９件	10 件	件	件
達成度	－	－	125.0%	112.5%	125.0%	%	%
年間ヒット件数（計画値）	21,000 万件以上	－	21,000 万件以上	21,000 万件以上	21,000 万件以上	21,000 万件以上	21,000 万件以上
年間ヒット件数（実績値）	－	26,905 万件	30,761 万件	35,225 万件	41,918 万件	万件	万件
達成度	－	－	146.5%	167.7%	199.6%	%	%
両立支援情報ポータルの利用者満足度（計画値）	80%以上	－	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上
両立支援情報ポータルの利用者満足度（実績値）		－	88.6%	88.0%	89.3%	%	%
達成度	－	－	110.8%	110.0%	111.6%	%	%

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
予算額（千円）	4,532,122	2,618,113	3,121,661		
決算額（千円）	1,831,954	3,645,079	2,290,626		
経常費用（千円）	1,216,436	1,956,425	2,570,903		
経常利益（千円）	6,252	62,681	0		
行政コスト（千円）	1,216,436	1,956,425	2,570,903		
従事人員数	13.49 人	17.76 人	19.01 人	人	人

（注）一般勘定のセグメント情報（共通経費を除外）に基づき、金額を記載している。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	６　福祉保健医療情報サービス事業（WAM ＮＥＴ事業） WAM NET 事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号）に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく「子ども・子育て支援情報公表システム」及び国からの要請を受けて構築した障害・児童福祉施設等に係る「災害時情報共有システム」の管理・	**６　福祉保健医療情報サービス事業（WAM ＮＥＴ事業）** WAM NET 事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号）に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく「子ども・子育て支援情報公表システム」及び国からの要請を受けて構築した障害・児童福祉施設等に係る「災害時情報共有システム」の管理・	**６　福祉保健医療情報サービス事業（WAM ＮＥＴ事業）** ＷＡＭ ＮＥＴ事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号）に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく「子ども・子育て支援情報公表システム」、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく「医療法人経営情報データベースシステム」及び国からの	＜主な定量的指標＞ ①　提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を毎年度 8 件以上実施する。 ②　年間ヒット件数を 2 億 1,000 万件以上とする。 ③　「子育て・介護と仕事両立支援情報ポータル」に関する利用者満足度を 80%以上とする。 ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ ①　提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を 10 件実施した。 （内訳）提供情報の整備充実：3 件 機能の見直し　　：7 件 ②　年間ヒット件数は、WAM NET コンテンツや国の施策に基づく情報システムの利用等が堅調であったことから、4 億 1,918 万件となった。 ③　「子育て・介護と仕事両立支援情報ポータル」の利用者満足度は、89.3%なった。	＜評定と根拠＞ 評定：A ○　WAM NET 事業においては、国の政策動向や利用者からの要望を踏まえ、関係省庁及び関係機関と連携しつつ、「育児・介護休業法 令和 7 年（2025 年）改正のポイント」や「「介護情報基盤ポータル」紹介ページ」など 3 件のコンテンツを新設するとともに、「福祉医療分野の制度・施策動向ウォッチ」、「ケアプランデータ連携システム利用状況」など 7 件のコンテンツの見直しを行い、提供情報の質の向上と利用者の利便性の向上を図った。 ○ 毎年Web形式で実施しているアンケート調査に加え、介護・児童など各分野の関係者（事業所職員等）を対象として、WAM NET の利用状況や日常的な情報収集の手段等についてヒアリングを実施するなど、新規コンテンツの企画や既存コンテンツの更なる見直しを行うための情報収集に取り組んだ。 ○ 上記の取組により提供する情報の充実及び機能の見直しを行ったことで、年間ヒット件数は計画値を大きく上回る 4 億 1,918 万件のヒット件数を達成することができた。（達成度 199.6%） ○ 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、次のとおり WAM NET 基盤を活用した。 a　メール一括配信機能を用いて、社会福祉振興助成事業に係る申請等の手続き、機構の調達情報や月刊誌「WAM」の最新情報を配信するメールマガジンなどを迅速かつ適正に	評定　A ＜評定に至った理由＞ ○提供情報の整備充実等 国の政策動向や利用者からの要望を踏まえ、関係省庁及び関係機関と連携して、提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を実施し、幅広い福祉保健医療関連の情報を発信するなど、提供情報の質の向上と利用者の利便性向上に努めている。 また、国の施策に基づく情報システムについては、国と連携のうえ、各システムの安定的な運用及び効率的な管理に努めるとともに、「育児・介護休業法 令和 7 年（2025 年）改正のポイント」や「「介護情報基盤ポータル」紹介ページ」など 3 件のコンテンツを新設するとともに、「福祉医療分野の制度・施策動向ウォッチ」、「ケアプランデータ連携システム利用状況」など 7 件のコンテンツの見直しを行うなど、国の政策実現に向けた取組に努めている。 ○年間ヒット件数 コンテンツの新設など提供する情報の充実及び機能の見直しに取り組んだことにより、年間ヒット件数は計画値の 2 億 1,000 万件を大きく上回る 4 億 1,918 万件（達成度 199.6%）を達成している。 ○「子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル」に関する利用者満足度 「育児・介護休業法 令和 7 年（2025 年）改正のポイント」などにより、計画値を上回る 89.3%の満足度を得ている。 ○　国の施策に基づく情報システムとして、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」、「社会福祉連携推進法人の財務

	運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。 （１）福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努めること。	運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 （１）福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努める。 （関連指標） ○利用者サービス向上取組実績 ・アンケート調査における情報利用者の満足度	要請を受けて構築した障害・児童福祉施設等に係る「災害時情報共有システム」の管理・運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 （１）福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努める。	＜評価の視点＞ ○　福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努めているか。	**【提供情報の質の向上及び利便性の向上】#47** ○　提供情報の質の向上を図るため、次のとおり新規コンテンツを作成した。 a　子育て・介護と仕事の両立支援ポータルにおいて「育児・介護休業法 令和７年（2025 年）改正のポイント」コンテンツを新設した。 b　厚生労働省と連携し、「介護情報基盤ポータルのご紹介」コンテンツを新設した。 c　医療法人経営情報データベースを活用した令和４年度（法人単位）、令和５年度（法人・施設単位）、令和６年度速報版（法人単位・施設単位）の集計データを公表した。 ○　利用者の利便性の向上を図るため、次のとおり既存コンテンツの機能の見直しを行った a 「福祉医療分野の制度・施策動向ウォッチ」において、月刊誌 WAM の特集記事の追加、分野での絞り込み 機能追加等のコンテンツの充実を図った。 b 「ケアプランデータ連携システム利用状況」において、国民健康保険中央会と連携し、フリーパスキャンペーンの PR を行うなど、コンテンツの充実を図った。 c　医療法人経営情報データベースシステムに Web から の情報登録機能と電子媒体のアップロード機能を実装し、運用を開始した。 d　社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにおいて、法人用スコアカードの出力機能を追加し、提供	発信し、事務の効率化及び利用者サービスの向上を支援した。 b　福祉医療経営指導事業において、各種アンケート調査を Web で実施することにより、円滑かつ効率的な実施を支援した。 ○　「子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル」に関する利用者満足度については、「育児・介護休業法 令和７年（2025 年）改正のポイント」コンテンツを新設するなどした結果、計画値を上回る 89.3%の満足度を得ることができた。 　なお、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供するとともに、提供する情報の質の向上に努めた結果、WAM NET の情報利用者を対象としたアンケート調査において、92.9%の満足度を得ることができた。 ○　国の施策に基づく情報システムについては、国と連携のうえ、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」、「社会福祉連携推進法人の財務諸表等電子開示システム」、「障害福祉サービス等情報公表システム」及び「子ども・子育て支援情報公表システム」について安定的に運用するとともに、効率的な管理を適切に実施した。 　また、「児童福祉施設等災害時情報共有システム」及び「障害者支援施設等災害時情報共有システム」については、国と連携を図り、実際の災害時の稼働に加え、都道府県等を対象としたシステム操作訓練の支援を行うとともに、国の要請に基づき、報告項目の追加及び報告対象施設の追加に係るシステム改修を行うなど、安定的な運用と効率的な管理を適切に実施した。	諸表等電子開示システム」、「障害福祉サービス等情報公表システム」及び「子ども・子育て支援情報公表システム」を安定的かつ効率的な管理をしている。 　また、「児童福祉施設等災害時情報共有システム」及び「障害者支援施設等災害時情報共有システム」について、国と連携し、実際の災害時の稼働に加え、都道府県等を対象としたシステム操作訓練の支援や、システム改修を行うなど、安定的な運用と効率的な管理を適切に実施している。 　さらに、「医療法人経営情報データベースシステム（MCDB）」について、医療法人から届出のあった法人の運営状況及び財務状況に係る経営等の情報を収集・データ化のうえ、分析結果（法人単位・施設単位）の公表を行い、令和７年度には、「医療法人経営情報データベースシステム（MCDB）」を通じたデータ収集を開始、また第三者提供制度（オンサイトセンター等）の実施に必要なシステム改修など、WAM NET 基盤を活用し、国の施策に基づく情報システムの整備・拡充を推進している。 ○評価 　年度計画に定める 3 つの指標について計画を上回る実績（達成度平均 145.4%）を達成していること、WAM NET 利用者を対象としたアンケート調査では満足度が 92.9%と評価が高いこと、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供するとともに、利用者の利便性向上が図られていることを総合的に勘案し、「A」評価とする。

					を開始した e　子ども・子育て支援情報公表システムに、経営情報等の見える化に係る登録機能を実装し、運用を開始した。 f　障害福祉サービス情報公表システムに、経営情報等の見える化に係る登録機能を実装し、運用を開始した。 g　災害時情報共有システムについて、国の運用する災害時保健医療福祉活動 情報支援システム（D24H）への連携機能を実装し、運用を開始した。 ○　新規コンテンツの企画や既存コンテンツの更なる見直しなど、提供情報の質及び利用者の利便性の向上を図るため、毎年実施している WAM NET 利用状況調査に加え、介護・障害など各分野の職員等を対象として、WAM NET の利用状況や日常的な情報収集の手段等についてヒアリングを行った。 ○　WAM NET の新規コンテンツや WAM NET ニュース、行政情報といった掲載情報等について、メールマガジンや X を積極的に活用し、WAM NET の更なる周知を図った。（メールマガジン 212 件、ポスト数 1,506 件）。 　また、更なる WAM NET の認知度向上を図り、福祉保健医療に関する情報を広く提供することを目的として、インスタグラムにおいて、WAM NET のコンテンツに関する情報発信を行った。（4 件） ○　福祉医療分野及び情報通信分野等を専門とする外部有識者からなる WAM NET 事業推進専門委員会を開催し、福祉保健医療に関して今後求められる情報提供の在り方、効果的な情報発信、WAM NET の提供情報の質及び利用者の利便性の向上等について検討を行った。	さらに、「医療法人経営情報データベースシステム（MCDB）」については、医療法人から届出のあった法人の運営状況及び財務状況に係る経営等の情報を収集・データ化のうえ、分析結果（法人単位・施設単位）の公表を行った。 ○　令和 7 年度には、厚生労働省の要請を受け、「医療法人経営情報データベースシステム（MCDB）」を通じたデータ収集を開始、また第三者提供制度（オンサイトセンター等）の実施に必要なシステムの整備を行うため、医療法人情報の匿名化機能等の改修を行うなど、WAM NET 基盤を活用し、国の施策に基づく情報システムの整備・拡充を推進した。 ○　「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」、「障害福祉サービス等情報公表システム」及び「子ども・子育て支援情報公表システム」について、厚生労働省及びこども家庭庁と連携し、社会福祉法人や所轄庁等に当該システムの利用を促した結果、前年度以上の利用率となった。 ○　これらの取組により、定量面においては、全ての指標において計画を上回る実績（達成度平均 145.4%）を上げることができた。 ＜課題と対応＞ 特になし。	
	（2）国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に整備し、当該システムを安定的に	（2）国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に整備し、当該システムを安定的に	（2）国の施策に基づく情報システムについては、安定的に運用するとともに、効率的に管理する。	○　国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に整備し、当該システムを安定的に運用する	**【国の施策に基づく情報システムの運用及び管理】#48** ○　「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」及び「社会福祉連携推進法人の財務諸表等電子開示システム」については、国と連携を図り、次のとおりシステムの改善や運用管理を適切に実施した。 a　システムの改善 　国からの要請を受け、法人向け分析用スコアカー		

	運用するとともに、効率的に管理すること。	運用するとともに、効率的に管理する。 （関連指標） ○システムの着実な整備・安定的な運用の取組実績 ・国の施策に基づく情報システムの利用実績		とともに、効率的に管理しているか。	ドの提供を開始した。 b　運用体制の整備 所轄庁等からのシステム利用に係る照会等への対応としてコールセンターを設置し、迅速かつ正確な応対が可能な体制を整備したことにより、システムの円滑な運用を促進した。（照会件数：13,361 件） また、令和 7 年度の届出に合わせて、システムの改善点や入力方法について、利用者向けの掲示板に説明資料を掲載し周知を図るとともに、国主催の「社会福祉法人等指導監査担当者研修会」（自治体担当者向け）において本システムの紹介と合わせて、管内の法人に向けたシステム利用による届出の依頼や、経営サポートセンターと連携し、自治体主催の指導監査担当者向け研修においてシステムの利用方法の説明を行った。 さらに、令和 8 年度のシステム運用に向けて、所轄庁等へシステム運用スケジュール等に関する情報を速やかに提供し、円滑な運用のための準備を行った。 c　公表 システムを活用して届出のあった全国の社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人に関する情報（現況報告書、計算書類、社会福祉充実計画等）について、順次、WAM NET の「現況報告書等情報検索サイト」コンテンツでそれぞれ公表した。 集約されたデータについては、国と調整し、集約結果を 3 月に公表した。 ○　「障害福祉サービス等情報公表システム」については、国と連携を図り、次のとおりシステムの改善や効率的な運用管理を適切に実施した。 a　システムの改善 国からの要請を受け、制度改正に伴うサービス種類（就労選択支援）の追加に係るシステム改修を行った。 b　運用体制の整備 都道府県等へシステム運用スケジュール等に関する情報を速やかに提供するなど、円滑な運用のための準備を行い、5 月から当年度の運用を開始した。 自治体等からのシステム利用に係る照会等への対応としてコールセンターを設置し、迅速かつ正確な		

					応対が可能な体制を整備したことにより、システムの円滑な運用を促進した。（照会件数：19,609 件） 　また、経営情報等の見える化について、情報の収集を 8 月から開始した。 c　システム利用の促進 　システムの利用促進を図るため、国と連携し、都道府県等に対して情報登録及び申請に係る案内や都道府県等の公表状況の定期報告を継続的に実施した。（メール計 4 回、118,473 件） 　国の主催する、経営情報等の見える化の報告に係る都道府県等及び関係団体向け説明会において操作方法等の案内を実施した。 d　公表 　システムを利用して登録された全国の障害福祉サービス等事業所に関する情報について、WAM NET の「障害福祉サービス等情報検索サイト」において順次公表した。 ○　「子ども・子育て支援情報公表システム」については、国と連携を図り、次のとおりシステムの改善や効率的な運用管理を適切に実施した。 a　システムの改善 　国からの要請を受け、保育 DX による現場負担軽減対策として、国が整備する「施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」等へのデータ連携機能等を追加するための改修を行った。 b　運用体制の整備 　都道府県等へシステム運用スケジュール等に関する情報を速やかに提供するなど、円滑な運用のための準備を行い、5 月から当年度の運用を開始した。 　自治体等からのシステム利用に係る照会等への対応としてコールセンターを設置し、迅速かつ正確な応対が可能な体制を整備したことにより、システムの円滑な運用を促進した。（照会件数：24,117 件） 　また、経営情報等の見える化について、情報の収集を 5 月から開始した。 c　システム利用の促進 　システムの利用促進を図るため、国と連携し、都道府県等及び各事業者に対して、最新情報への定期的な更新について継続的に案内した。 　また、各自治体における業務を支援するため、都		

道府県等に対して管内の未更新施設一覧等の情報を提供した。（メール計 24 回、167,603 件）

国と連携し、経営情報等の見える化の報告に係る都道府県等及び関係団体向け説明会において操作方法等の案内を実施した。

d　公表

システムを利用して登録された全国の特定教育・保育施設及び認可外保育施設に関する情報について、WAM NET の「ここ de サーチ」において順次公表した。また収集した経営情報等について、国と連携し、集約結果の公表に向けた準備を実施した。

○　国の施策に基づく情報システムの利用実績は、次のとおりである。

区　分	対象法人数	利用法人数	利用率
財務諸表等電子開示システム	21,086 件	21,030 件	99.7%

区　分	対象事業所数	利用事業所数	利用率
障害福祉サービス等情報公表制度システム	223,169件	210,144件	94.2%

区　分	対象事業所等数	利用事業所等数	利用率
子ども・子育て支援情報公表システム	65,001 件	63,977 件	98.4%

○　「児童福祉施設等災害時情報共有システム」及び「障害者支援施設等災害時情報共有システム」については、国と連携を図り、次のとおりシステムの改善や運用管理を適切に実施した。

a　システムの改善

国からの要請を受け、感染症対策のため社会福祉施設における個人防護具の備蓄状況等の報告項目の追加及び報告対象施設に保護施設等を追加するための改修を行った。

b　運用体制の整備

国の主管課長会議等を通じて、自治体に向けて災害発生時に速やかな報告が行われるよう、周知徹底の依頼を行った。

c　システム利用の促進

厚生労働省担当者への操作説明会を実施したほか、都道府県を対象とした厚生労働省主催の操作訓練や自治体が独自に実施する操作訓練（21 件）にお

					いて、訓練実施時のシステムの稼働監視や照会対応等の支援を行った。 ○　「医療法人経営情報データベースシステム（MCDB）」については、国と連携を図り、次のとおりシステムの改善や効率的な運用管理を適切に実施した。 a　システムの改善 国からの要請を受け、医療法人経営情報データベースシステムへの情報登録や電子媒体のアップロードによりデータが収集できるよう機能追加を行い、4 月より運用を開始した。 さらに、厚生労働省から要請を受け、第三者提供制度（オンサイトセンター等）の実施に必要なシステムの整備を行うために、医療法人情報の匿名化機能等を追加するための改修を実施した。 b　運用体制の整備 自治体等からのシステム利用に係る照会等への対応としてコールセンターを設置し、迅速かつ正確な応対が可能な体制を整備したことにより、システムの円滑な運用を促進した。（照会件数：9,874 件） c　システム利用の促進 システムの利用促進を図るため、国と連携し、都道府県等及び医療法人に対して、ID 発行法人にはメール、ID 未発行法人には郵送にて、制度周知の案内を行うとともに、システムの利用状況に係る自治体（3 県）へのヒアリングを実施した。 d　公表 医療法人経営情報データベースを活用した分析等を経営サポートセンター等と連携して実施し、データ収集分の分析結果（法人単位・施設単位）の公表を行った。 なお、分析結果については、中央社会保険医療協議会、社会保障審議会など、診療報酬改定の検討の場において活用された。		
	（３）福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するた	（３）福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するた	（３）福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するた	○　福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するために	**【WAM ＮＥＴ基盤の活用】#49** ○　機構業務の効率的な実施のため、機構の各業務において、次のとおり WAM NET 基盤を活用した取組を行った。 a　社会福祉法人合併支援業務について、社会福祉法		

	め、WAM NETの活用を図ること。	め、WAM NETの活用を図る。	め、WAM NETの活用を図る。	WAM NET基盤を活用しているか。	人が申込みできる申請フォームを作成することにより、各種事務の効率化を支援した。 b　お客様との円滑な連絡を行うために福祉貸付事業相談・借入申込・契約関係書類受付フォームを新設するとともに、書類アップロード機能等を追加し改修を行った。 c　福祉医療経営指導事業で実施する経営セミナーについてオンラインセミナー等を配信した。 d　社会福祉振興助成事業のシンポジウムの動画を掲載し、NPO 法人等社会福祉の振興に寄与する非営利団体向けに情報提供を行った。 e　社会福祉振興助成事業（WAM 助成及び未来応援ネットワーク事業）の応募フォームを作成することにより、応募受付・審査事務の効率化を支援した。 f　年金担保債権管理回収業務及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る受託金融機関事務説明会等について、効率的な業務説明を行うため、事務説明会動画を掲載した。 g　福祉医療機構債券の発行にあたり、投資家・アナリスト向け決算説明の動画を掲載し、証券会社や機関投資家等に向けて情報提供を行った。 h　新規職員採用者への説明を円滑に進めるため、業務や手続きを案内する動画の掲載を支援した。 i　助成先団体との掲示板において、助成先団体向けの会計処理の動画を掲載し情報提供を行った。 j　福祉医療貸付事業に係る行政担当者及び受託金融機関に向けた融資制度説明会について、効率的な業務説明を行うため、事務説明会動画を掲載した。 ○　機構業務における機微情報やデータの受渡し等において、セキュリティを確保しつつ、効率的な実施を推進するため、データの授受や連絡等を行う専用の連絡掲示板を次のとおり WAM NET 基盤に構築した。 a 社会福祉法人合併支援業務掲示板 （上席推進役と社会福祉法人） b コンサルティング資料業務掲示板 （経営サポートセンターとコンサルティング契約者） ○　WAM NETのメール一括配信機能を活用し、社会福祉振興助成事業に係る申請等の手続きの案内、機構の調達情報や月刊誌「WAM」の最新情報を配信す		

					るメールマガジンなど、各事業における事務の効率化及び利用者サービスの向上を支援した。（実績 138 件） ○　福祉医療経営指導事業と連携し、次の Web アンケート調査を円滑かつ効率的に実施した。 a　社会福祉法人経営動向調査 b　病院経営動向調査 c　アンケート調査（東京都病院協会からの委託事業） ○　福祉医療貸付事業の電子申請システムの利用者に対し、迅速なユーザーID の発行やシステム利用に係る問合せに対応し、電子届出事務の円滑な実施を支援した。（電子届出システムの利用率：福祉医療貸付 85.2%（前年度 85.5%）） **【提供情報の整備充実及び機能見直しの取組件数】#50**		
	（4）WAM NET 事業に関する評価について、以下の指標を設定する。 ①　提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を毎年度 8 件以上実施すること。（第 4 期中期目標期間実績平均：7.2 件）	（4）WAM NET 事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ①　提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を毎年度 8 件以上実施する。	（4）WAM NET 事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ①　提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を 8 件以上実施する。	○　提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組について、中期計画を達成しているか。	○　上記①のとおり。 **【年間ヒット件数】#51**		
	②　年間ヒット件数を毎年度 2 億 1,000 万件以上とすること。（第 4 期中期目標期間実績平均：2 億 946 万件）	②　年間ヒット件数を毎年度 2 億 1,000 万件以上とする。	②　年間ヒット件数を 2 億 1,000 万件以上とする。	○　年間ヒット件数について、中期計画を達成しているか。	○　上記②のとおり。 **【「子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル」に関する利用者満足度】#52**		
	③「子育て・介護と仕事の両立	③「子育て・介護と仕事の両立	③「子育て・介護と仕事の両立	○　「子ども・介護と仕事の両立支援情	○　上記③のとおり。		

	支援情報ポータル」に関するコンテンツの利用者満足度を毎年度 80%以上とすること。（新規の指標のため実績なし）	支援情報ポータル」に関するコンテンツの利用者満足度を毎年度 80%以上とする。	支援情報ポータル」に関するコンテンツの利用者満足度を 80%以上とする。	報ポータル」に関するコンテンツの利用者満足度について、中期計画を達成しているか。			

４．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―７	承継年金住宅融資等債権管理回収業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法附則第５条の２第１項及び第３項
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
予算額（千円）	1,106,809	1,098,265	1,007,383		
決算額（千円）	1,048,944	977,991	1,015,036		
経常費用（千円）	1,058,345	908,867	1,038,468		
経常利益（千円）	5,900,018	4,816,630	3,691,507		
行政コスト（千円）	1,058,345	908,867	1,038,468		
従事人員数	24.25 人	21.12 人	22.54 人	人	人

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	7　承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、新規貸付の終了した年金住宅融資等債権の管理及び回収を行い、当該回収金の国への納付により年金給付の財源に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。 なお、業務承継時からの債権残高の減少状況を踏まえ、引き続き、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努めること。 （1）業務終了を見据えた検討に際しては、減少傾向が続く債権残高の将来見通しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な	**7　承継年金住宅融資等債権管理回収業務** 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、新規貸付の終了した年金住宅融資等債権の管理及び回収を行い、当該回収金の国への納付により年金給付の財源に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努める。 なお、業務承継時からの債権残高の減少状況を踏まえ、引き続き、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努める。 （1）業務終了を見据えた検討に際しては、減少傾向が続く債権残高の将来見通しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把	**7　承継年金住宅融資等債権管理回収業務** 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、新規貸付の終了した年金住宅融資等債権の管理及び回収を行い、当該回収金の国への納付により年金給付の財源に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努める。 なお、業務承継時からの債権残高の減少状況を踏まえ、引き続き、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努める。 （1）業務終了を見据えた検討に際しては、減少傾向が続く債権残高の将来見通しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ○　業務終了を見据えた検討に際して、減少傾向が続く債権残高の将来見通しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、第４期中期目	＜主要な業務実績＞ **【業務終了を見据えた検討】#53** ○　業務終了を見据えた検討に際して、残高の将来見通しや業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、関係金融機関がローン保証の困難な保証会社に代わって転貸法人に弁済を行う第三者弁済契約等の期限が令和9年度に到来することを踏まえ、関係機関と緊密に連携しながら、令和10年度以降の対応を定めた基本方針等に係る関係金融機関との合意形成を図った。 ○　承継勘定の財源問題への対応に当たっては、厚生労働省と連携を図り、令和7年6月13日に年金制度改正法が成立したことから、承継勘定において、毎年度の積立金留保が可能	＜評定と根拠＞ 評定：B ○　業務の終了を見据えた検討に際しては、厚生労働省と共有した業務終了に向けた方向性等に沿って、関係金融機関がローン保証の困難な保証会社に代わって転貸法人に弁済を行う第三者弁済契約等の期限が令和9年度に到来することを踏まえ、関係機関と緊密に連携しながら、令和10年度以降の対応を定めた基本方針等に係る関係金融機関との合意形成を図った。 ○　業務コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、承継勘定の財源問題への対応に当たっては、厚生労働省と連携を図り、令和7年6月13日に年金制度改正法が成立したことから、承継勘定において、毎年度の積立金留保が可能となった。また、これまで厚生労働省と共有した承継勘定の長期将来推計や諸課題を踏まえ、厚生労働省や関係者と検討を進めた。 ○　承継年金住宅融資等の貸付先について、財務状況等の把握・分析を行うとともに、必要に応じてヒアリング及び指導を行った。 ○　貸付先の保証人等については、受託金融機関等に調査を行い、受託金融機関において適正に保証人の変更契約が締結されていることなどを確認したほか、転貸債権に係るローン保証会社の保証履行能力について格付けにより実態把握・分析を行った。 ○　住宅金融支援機構への委託分債権のうちサービサー再委託案件について、同機構と連絡を密に取りつつ、延滞長期化の抑制に努めた。 ○　返済条件の変更に当たっては、柔軟に	評定　B ＜評定に至った理由＞ ○業務終了を見据えた検討 債権残高の将来見通しや業務コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、関係機関と緊密に連携しながら、第三者弁済契約等に係る令和10年度以降の対応を定めた基本方針等について、関係金融機関等と合意形成を図った。 また、承継勘定の財源問題に関して、年金制度改正法の成立により毎年度の積立金留保が可能となったことから、引き続き厚生労働省と連携し、承継勘定の長期将来推計や諸課題を踏まえ、業務終了を見据えた検討を進めた。 ○業務の適正な実施 債権の管理・回収に適時的確に対応し、令和7年度の国庫納付金として、令和8年7月末までに約279億円を国庫納付し、公的年金の給付財源に寄与した。 ○評価 所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価とする。

	把握を行うとともに、第４期中期目標期間中に把握した今後の課題等への対応について、当該業務の関係機関と緊密に連携して必要な調整を進めること。	握を行うとともに、第４期中期目標期間中に把握した今後の課題等への対応について、当該業務の関係機関と緊密に連携して、必要な調整を進める。	行うとともに、第４期中期目標期間中に把握した今後の課題等への対応について、当該業務の関係機関と緊密に連携して必要な調整を進める。	標期間中に把握した今後の課題等への対応について、当該業務の関係機関と緊密に連携して必要な調整を進めているか。	となった。また、これまで厚生労働省と共有した承継勘定の長期将来推計や諸課題を踏まえ、厚生労働省と検討を進めた。	条件変更を行うなど債務者に寄り添った丁寧な対応を行った上で、ローン返済困窮者に対する返済条件の変更 9 件、民事再生法の適用による返済条件の変更 2 件の措置を講じた。 ○　長期延滞債権については、受託金融機関に対して適切な指示を行い、必要に応じて保証機関等に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を行い、早期の債権回収に努めた。 ○　以上の取組の結果、令和 7 年度の国庫納付金として、令和 8 年 7 月末までに約 279 億円を国庫納付する予定であり、引き続き公的年金の給付財源に寄与した。	
	（２）年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。	（２）年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うとともに、転貸債権に係る保証履行能力の把握及び分析、転貸法人等に対する必要な助言等を行うことにより、適切な債権管理に努める。	（２）年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うとともに、転貸債権に係る保証履行能力の把握及び分析、転貸法人等に対する必要な助言等を行うことにより、適切な債権管理に努める。	○　年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うとともに、転貸債権に係る保証履行能力の把握及び分析、転貸法人等に対する必要な助言等を行うことにより、適切な債権管理に努めているか。	**【保証履行能力等を踏まえた適切な債権管理】#54** ○　転貸法人について、令和 6 年度決算書を徴求し、財務状況等の把握・分析を行うとともに、必要に応じて、ヒアリング及び指導を行った。 ○　住宅生活協同組合等について、受託金融機関から現状の報告及び決算書を徴求し、財務状況等の把握・分析を行った。 ○　貸付先の保証人等については、受託金融機関等に調査を行い、保証人の変更において適正に変更契約が締結されていることなどを確認した。 ○　年金住宅融資等債権について、貸付金の自己査定基準に基づき、貸付先の財務状況等を勘案した債権分類を実施し、貸倒引当金を適正に計上した。 ○　転貸債権に係るローン保証会社の格付け（S&P 等）により、各社の保証履行能力の実態把握・分析を行い、保証能力を確認した。 ○　各転貸法人の現場において、短期延滞の解消や長期延滞の防止、関係金融機関との連携等に携わる専門員に対して、債権管理回収に関する日頃の取組状況の具体例を取りまとめた事例集を配布する等、専門員の業務に対する一層の理解の向上を図った。	＜課題と対応＞ 特になし。	
	（３）年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める	（３）年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める。	（３）年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める。	○　年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努めているか。	**【適時的確な債権回収】#55** ○　過去に貸付先が破綻して機構自ら直接管理をしている債権について、受託金融機関等との連携による着実な対応を進めることにより、担保物件の処分等を通じた回収を図った。 ○　住宅金融支援機構への委託分債権のうち延滞債権のサービサー再委託を引き続き行い、延滞長期化の抑制に努めた。 ○　ローン返済困窮者に対する返済条件の変更 9 件、民事再生法の適用による返済条件の変更 2 件の措置を講じるととも		

	こと。	（関連指標） ○適時的確な債権 回収の実績 ・年金住宅融資等 債権の元金回収 率	また、経済情勢の変化等に伴うローン返済困窮者及び災害の被災者等に対して、迅速かつ的確に必要な返済条件の変更措置を講ずる。		に、令和７年度中に発生した災害を受け、機構ホームページに返済猶予等の対応案内を掲載した。		
	（４）延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。	（４）延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。	（４）延滞債権については、貸付先に対する迅速かつ着実な督促を実施するとともに、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に進めることにより、早期の債権回収に努める。	○　延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めているか。	**【延滞債権への対応】#56** ○　長期延滞債権については、受託金融機関に対して適切な指示を行い、必要に応じて保証機関等に対する保証履行請求及び担保物件の処分を行った。		
	（５）業務の実施に当たっては、コロナ感染症の拡大等による経済事情の変動やこれらに関する政府方針等に十分留意し、柔軟に条件変更を行うなど債務者に寄り添って丁寧に対応すること。	（５）業務の実施に当たっては、コロナ感染症の拡大等による経済事情の変動やこれらに関する政府方針等に十分留意し、柔軟に条件変更を行うなど債務者に寄り添って丁寧に対応する。 また、コロナ	（５）業務の実施に当たっては、災害等による経済事情の変動やこれらに関する政府方針等に十分留意し、柔軟に条件変更を行うなど債務者に寄り添って丁寧に対応する。 また、リスク管理債権残高については、不	○　業務の実施に当たっては、コロナ感染症の拡大等による経済事情の変動やこれらに関する政府方針等に十分留意し、柔軟に条件変更を行うなど債務者に寄り添って丁寧に対応しているか。	**【柔軟な債権回収対応】#57** ○　業務の実施に当たっては、コロナ感染症の拡大等による経済事情の変動やこれらに関する政府方針等に十分留意し、柔軟に条件変更を行うなど債務者に寄り添って丁寧に対応した。 なお、上記に配慮しつつ、リスク管理債権残高については、不測の事態に伴う債務者の延滞等を除き、令和６年度末のリスク管理債権残高に対し 11.0%を削減した。 **《参考》令和７年度末のリスク管理債権残高** 区　分 ｜ 令和7年度末 ｜ 令和6年度末 リスク管理債権残高 ｜ 9,104百万円 ｜ 10,228百万円 削減率 ｜ 11.0% ｜ －		

	また、コロナ感染症の拡大等による経済事情の変動が収束し、政府方針等の要請による柔軟な条件変更等を行う必要がないと認められる場合は、年度計画においてリスク管理債権の残高に関する定量的な目標を設定し、リスク管理債権の削減に努めること。	感染症の拡大等による経済事情の変動が収束し、政府方針等の要請による柔軟な条件変更等を行う必要がないと認められる場合は、年度計画においてリスク管理債権の残高に関する定量的な目標を設定し、リスク管理債権の削減に努める。 （関連指標） ○リスク管理債権への対応実績 ・リスク管理債権残高	測の事態に伴う債務者の延滞等を除き、前年度末のリスク管理債権残高に対し7.8%程度の削減に努める。				

４．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―８	年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法附則第５条の２第２項及び第３項
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
予算額（千円）	（年担）358,054 （労担）7,730	（年担）360,787 （労担）9,137	（年担）161,242 （労担）3,996	（年担） （労担）	（年担） （労担）
決算額（千円）	（年担）380,061 （労担）8,667	（年担）342,659 （労担）6,936	（年担）140,154 （労担）1,894	（年担） （労担）	（年担） （労担）
経常費用（千円）	（年担）358,770 （労担）8,237	（年担）294,788 （労担）6,004	（年担）78,091 （労担）△697	（年担） （労担）	（年担） （労担）
経常利益（千円）	（年担）△143,581 （労担）△4,784	（年担）△186,964 （労担）12,315	（年担）△42,885 （労担）1,235	（年担） （労担）	（年担） （労担）
行政コスト（千円）	（年担）358,770 （労担）8,237	（年担）294,788 （労担）6,004	（年担）78,091 （労担）△697	（年担） （労担）	（年担） （労担）
従事人員数	（年担）11.79 人 （労担）0.28 人	（年担）9.83 人 （労担）0.17 人	（年担）4.63 人 （労担）0.14 人	（年担）人 （労担）人	（年担）人 （労担）人

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	８　年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務 年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務については、返済中の利用者に配慮しつつ融資後の年金担保債権及び労災年金担保債権の管理及び回収を行い、業務の終了に向けた適切な措置を講ずること。 なお、当該業務の実施に当たっては、以下の点に留意すること。 （１）業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、業務の終了に至るまで安定的かつ効率的な業務運営に努めること。 （２）融資後の貸付債権に係る着実な管理回収を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行うこと。	**８　年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務** 年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務については、返済中の利用者に配慮しつつ融資後の年金担保債権及び労災年金担保債権の管理及び回収を行い、業務の終了に向けた適切な措置を講ずる。 なお、当該業務の実施に当たっては、以下の点に留意する。 （１）業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、業務の終了に至るまで安定的かつ効率的な業務運営に努める。 （２）融資後の貸付債権に係る着実な管理回収を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行う。	**８　年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務** 年金担保債権管理回収業務については、返済中の利用者に配慮しつつ融資後の年金担保債権の管理及び回収を行い、債権の回収が終了した労災年金担保債権管理回収業務と併せ、業務の終了に向けた適切な措置を講ずる。 なお、当該業務の実施に当たっては、以下の点に留意する。 （１）業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、業務の終了に至るまで安定的かつ効率的な業務運営に努める。 （２）融資後の貸付債権に係る着実な管理回収を行う。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ○　業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、安定的かつ効率的な業務運営に努めているか。 ○　着実な管理回収を行っているか。	＜主要な業務実績＞ **【業務運営コストの分析】#58** ○　業務の終了時期（令和 8 年度）まで損益が均衡するよう、令和 6 度決算状況等を踏まえ、業務運営コストの分析・検証を行い、安定的かつ効率的な業務運営に努めた。 **【返済条件の変更措置の実施等】#59** ○　生活困窮や災害等による返済条件の緩和の対象となる債権については、令和 7 年 4 月に回収を終えたことから、返済条件の緩和の取扱いについて、機構ホームページでの掲載を終了した。 ○　着実な管理回収を行い、令和 7 年 12 月をもって全債権の回収が終了した。	＜評定と根拠＞ 評定：B ○　業務の終了時期を見据えて損益が均衡するよう、令和 6 年度決算状況等を踏まえ、業務運営コストの分析・検証を行い、安定的かつ効率的な業務運営に努めた。 ○　生活困窮や災害等による返済条件緩和の対象となる債権について令和 7 年 4 月に回収を終えたことから貸付条件変更の取扱いについて機構ホームページの掲載を終了した。 ○　その他の債権について、着実な管理回収を行い、令和 7 年 12 月をもって全債権の回収が終了した。 ○　年金担保債権の全ての回収業務を終えたため全ての受託金融機関との業務委託契約解除手続きを完了した。 ＜課題と対応＞ 特になし。	評定　B ＜評定に至った理由＞ ○業務運営コストの分析 業務の終了時期を見据えて損益が均衡するよう、令和 6 年度決算状況等を踏まえ、業務運営コストの分析・検証を行い、安定的かつ効率的な業務運営に努めた。 ○業務の円滑な終了に向けた受託金融機関等との連携 着実な管理回収を行い、令和 7 年 12 月をもって年金担保債権の全ての回収業務を終えたため、全ての受託金融機関と業務委託契約解除手続きを完了した。 ○評価 所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価とする。

	（３）業務の円滑な終了に向けて、必要な準備検討を進めた上で、受託金融機関等の協力を得て適切な措置を講ずること。	（関連指標） ○貸付残高推移 ・貸付残高件数 ・貸付残高金額 （３）業務の円滑な終了に向けて、必要な準備検討を進めた上で、受託金融機関等の協力を得て適切な措置を講ずる。 （関連指標） ○受託金融機関に対する情報発信 ・受託金融機関事務説明会開催実績 ・全国銀行協会等との意見交換実績	（３）業務の円滑な終了に向けて、必要な準備検討を進めた上で、受託金融機関等の協力を得て適切な措置を講ずる。	○業務の円滑な終了に向けて、必要な準備検討を進め、利用者等に必要な情報が行きわたるよう、受託金融機関等の協力を得て適切な措置を講じているか。	**【業務の円滑な終了に向けた受託金融機関等との連携】#60** ○　業務の終了に向け、厚生労働省と連携を図り、令和７年６月 13 日に年金制度改正法が成立したことから、年金担保債権管理回収業務については、令和８年度末に業務を終了し、令和９年４月１日に勘定を廃止することとなった。 ○　既に全債権の回収が終了していた労災年金担保債権管理回収業務については、厚生労働省と協議を行い、令和７年度末に業務を終了し、令和８年４月１日に勘定を廃止することで調整し、業務の引継ぎを行った。 ○　年金担保債権の全ての回収業務を終えた受託金融機関と順次、業務委託契約解除手続きを実施した結果、全ての受託金融機関と契約を解除した。		

４．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―９	旧優生保護法補償金等支払等業務及びハンセン病元患者家族補償金支払等業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法附則第５条の３第１項及び第５条の５第１項
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業ID：006482（内閣府） 行政事業レビューシート予算事業ID：002185（厚生労働省）

２．主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
予算額（千円）	（旧優生保護） 1,008,776 （ハンセン） 1,284,340	（旧優生保護） 3,657,038 （ハンセン） 815,725	（旧優生保護） 18,567,013 （ハンセン） 821,858	（旧優生保護） （ハンセン）	（旧優生保護） （ハンセン）
決算額（千円）	（旧優生保護） 210,032 （ハンセン） 741,444	（旧優生保護） 1,102,205 （ハンセン） 717,492	（旧優生保護） 18,751,859 （ハンセン） 704,194	（旧優生保護） （ハンセン）	（旧優生保護） （ハンセン）
経常費用（千円）	（旧優生保護） 218,622 （ハンセン） 750,557	（旧優生保護） 1,112,424 （ハンセン） 727,665	（旧優生保護） 18,751,125 （ハンセン） 703,413	（旧優生保護） （ハンセン）	（旧優生保護） （ハンセン）
経常利益（千円）	（旧優生保護） 0 （ハンセン） 0	（旧優生保護） 0 （ハンセン） 0	（旧優生保護） 0 （ハンセン） 0	（旧優生保護） （ハンセン）	（旧優生保護） （ハンセン）
行政コスト（千円）	（旧優生保護） 218,622 （ハンセン） 750,557	（旧優生保護） 1,112,424 （ハンセン） 727,665	（旧優生保護） 18,751,125 （ハンセン） 703,413	（旧優生保護） （ハンセン）	（旧優生保護） （ハンセン）
従事人員数	（旧優生保護） 2.55 人 （ハンセン） 1.38 人	（旧優生保護） 2.32 人 （ハンセン） 2.32 人	（旧優生保護） 2.67 人 （ハンセン） 2.67 人	（旧優生保護） 人 （ハンセン） 人	（旧優生保護） 人 （ハンセン） 人

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">中期目標</th><th rowspan="2">中期計画</th><th rowspan="2">年度計画</th><th rowspan="2">主な評価指標</th><th colspan="2">法人の業務実績・自己評価</th><th rowspan="2">主務大臣による評価</th></tr>
<tr><th>業務実績</th><th>自己評価</th></tr>
<tr>
<td></td>
<td>9　旧優生保護法補償金等支払等業務及びハンセン病元患者家族補償金支払等業務

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和６年法律第70号）に基づく補償金等及びハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）に基づく補償金の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に対して毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接に連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めること。</td>
<td>9　旧優生保護法補償金等支払等業務及びハンセン病元患者家族補償金支払等業務

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律(令和６年法律第70号）に基づく補償金等及びハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(令和元年法律第55号）に基づく補償金の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に対して毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接に連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努める。</td>
<td>9　旧優生保護法補償金等支払等業務及びハンセン病元患者家族補償金支払等業務

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律(令和６年法律第70号）に基づく補償金等及びハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(令和元年法律第55号）に基づく補償金の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に対して毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接に連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努める。</td>
<td>＜主な定量的指標＞
なし

＜その他の指標＞
なし

＜評価の視点＞
○　補償金等の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接に連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めているか。</td>
<td>【業務の適切かつ迅速な実施】#61
○　国と緊密な連携のうえ、適切かつ迅速な支払業務を行い、期限内に確実に支払いを完了するとともに、速やかに支払状況を国に報告した。
○　国とのデータの授受にあたっては、機微情報を含む個人情報の取扱いに特に配慮する必要があり、セキュリティの高いWAM NET掲示板を常時利用し、国と密接に連携のうえ対処した。
○　新法施行に伴って請求件数･金額が大幅に増大した旧優生保護法補償金等について、第2/四半期までの支払いのピーク時期を含め、予備日の設定等による再送金や支払通知の再送付等、国との連絡調整により、付帯的業務にも遅滞なく対応した。
○　令和７年度における旧優生保護法補償金等支払等業務及びハンセン病元患者家族補償金支払等業務の支払実績は、次のとおりである。

《旧優生保護法補償金等支払等業務》
（金額の単位：百万円）<table><tr><th>年度</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>令和７年度</td><td>1,658</td><td>18,720</td></tr><tr><td>累計（※）</td><td>2,894</td><td>23,273</td></tr></table>（※）令和元年６月から支払を開始した。
《ハンセン病元患者家族補償金支払等業務》
（金額の単位：百万円）<table><tr><th>年度</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>令和７年度</td><td>422</td><td>656</td></tr><tr><td>累計（※）</td><td>8,954</td><td>13,915</td></tr></table>（※）令和２年１月から支払を開始した。</td>
<td>＜評定と根拠＞
評定：B
○　旧優生保護法補償金等支払等業務及びハンセン病元患者家族補償金支払等業務ともに、国と緊密に連携のうえ、適切かつ迅速な支払業務を行い、毎月、確実に支払を完了するとともに、速やかに国に報告した。
○　旧優生保護法補償金等及びハンセン病元患者家族補償金の支払にあたっては、個人情報（機微情報）の取扱いに特に配慮する必要があるため、国との補償金等の支払情報の授受については、セキュリティの高いWAM NET掲示板を継続して活用した。
○　旧優生保護法補償金等支払等業務について、第2/四半期までの支払いのピーク時期を含め、予備日の設定等による再送金や支払通知の再送付等、国との連絡調整により、付帯的業務にも遅滞なく対応した。

＜課題と対応＞
特になし。</td>
<td>評定　B

＜評定に至った理由＞
○業務の適切かつ迅速な実施
旧優生保護法補償金等支払等業務及びハンセン病元患者家族補償金支払等業務について、支払計画に基づき確実に支払いを完了するとともに、支払状況についても毎月速やかにこども家庭庁及び厚生労働省に報告しており、支払業務を適切かつ迅速に実施している。
また、旧優生保護法補償金等及びハンセン病元患者家族補償金の支払にあたっては、WAM NET 掲示板を活用し、個人情報の取扱いに配慮しつつ業務を実施している。

○評価
所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価とする。</td>
</tr>
</table>

４．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
２―１	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID：002751、002796

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	（参考情報）当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報
経費節減（計画値）（百万円）	中期目標期間の最終年度において、一般管理費は 56 百万円、業務経費は 256 百万円		（一般管理費）64（△3%） （業務経費）267（△1%）	（一般管理費）62（△6%） （業務経費）264（△2%）	（一般管理費）60（△9%） （業務経費）261（△3%）	（一般管理費）58（△12%） （業務経費）259（△4%）	（一般管理費）56 （△15%） （業務経費）256（△5%）	
経費節減（実績値）（百万円）	年度計画値の 100%	（一般管理費）66 （業務経費）270	（一般管理費）64 （業務経費）266	（一般管理費）62 （業務経費）264	（一般管理費）60 （業務経費）261	（一般管理費） （業務経費）	（一般管理費） （業務経費）	
上記削減率（%）	中期目標期間の最終事業年度において、令和 4 年度（一般管理費 66 百万円、業務経費 270 百万円）と比べて一般管理費は 15%程度、業務経費は 5%程度削減		（一般管理費）△3.2% （業務経費）△1.2%	（一般管理費）△6.2% （業務経費）△2.2%	（一般管理費）△9.0% （業務経費）△3.1%	（一般管理費）% （業務経費）%	（一般管理費）% （業務経費）%	
達成度	－		（一般管理費）100.0% （業務経費）100.4%	（一般管理費）100.0% （業務経費）100.0%	（一般管理費）100.0% （業務経費）100.0%	（一般管理費）% （業務経費）%	（一般管理費）% （業務経費）%	

（注）削減対象経費は、運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費であって、決算報告書の業務経費及び一般管理費のうち、人件費、貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、新型コロナウイルス対応支援資金等関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除いた金額である。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第４　業務運営の効率化に関する事項 通則法第 29 条第２項第３号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。	**第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置**	**第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置**	＜主な定量的指標＞ ①　中期目標期間の最終事業年度において、令和４年度と比べて一般管理費は 15%程度、業務経費は 5%程度の額を節減する。 ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ ①　運営費交付金を充当して行う業務（一般勘定・共済勘定・保険勘定）に係る一般管理費及び業務経費については、中期目標期間の最終事業年度において、基準額（令和４年度決算額）に対して、一般管理費は△15%程度、業務経費は△5%程度の額を削減できるよう、不断に経費削減の取り組みを行い、業務の質の確保に留意しつつ効率的な執行に努めており、一般管理費、業務経費ともに令和７年度計画値を下回った。 ＜一般管理費＞　（単位：百万円） 区分 ／ 基準額（注） ／ 令和７年度 目標額（対基準額） ／ 令和７年度 ３月末 金額 ／ 66 ／ 60（△6） ／ 60 節減率 ／ － ／ △9% ／ △9.0% ＜業務経費＞　（単位：百万円） 区分 ／ 基準額（注） ／ 令和７年度 目標額（対基準額） ／ 令和７年度 ３月末 金額 ／ 270 ／ 261（△9） ／ 261 節減率 ／ － ／ △3% ／ △3.1% （注）基準額は令和４年度決算額である。 **【情報システムの適切な整備及び管理】#62** ○　情報システムの適切な整備及び管理を行うため、PMO の役割を担う情報システム委員会を開催（10 月、３月）し、重点整備システムの整備状況等について協議・報告を行うとともに、令和８年度における情報システム整備計画を策定した。	＜評定と根拠＞ 評定：B ○　政府の方針を踏まえて検証を行い、その検証結果や取組状況について機構ホームページに公表した。 ○　情報システムの適切な整備及び管理を行うために、PMO の役割を担う情報システム委員会を開催（10 月、３月）し、重点整備システムの整備状況等について協議・報告を行うとともに、予算・調達部門と連携のうえ令和８年度に向けた情報システム整備計画を策定し、同委員会において承認された。 ○　情報化推進計画に基づき、次のとおりシステムの改善を実施し、機構の各事業・業務を効率的かつ安定的に支援した。 a　福祉医療貸付事業に係る貸付総合電算システムについて、令和７年度貸付条件改正に伴う改修に加え、債権管理業務に係る事務の効率化等に対応するための機能改善 b　事業報告書等電子報告システムについて、貸付先に提出を求める届出様式の見直しに伴う改修 c　自己査定支援システムについて、貸倒引当金の算定方法の見直しに伴う改修	評定　B ＜評定に至った理由＞ ○情報システムの改善 情報化推進計画に基づくシステムの改善として、福祉医療貸付事業に係る貸付総合電算システムについて、令和７年度貸付条件改正に伴う改修、債権管理業務に係る事務の効率化等に対応するための機能改善、事業報告書等電子報告システムについて、貸付先に提出を求める届出様式の見直しに伴う改修、自己査定支援システムについて、貸倒引当金の算定方法の見直しに伴う改修、貸付総合電算システムについて、令和４年度から継続して実施してきた ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）に準拠したクラウド基盤へ移行するためのマイグレーションなど、各事業において業務の効率化に向けた整備及び改修の取組等に努めている。 ○研修 デジタル統括アドバイザーによる ICT 人材育成研修及び情報システム関連の研修等の実施により情報システムや情報セキュリティに関する知識の習得、機構職員の IT リテラシーの向上
１　業務・システムの効率化と情報化の推進 （１）情報システムについては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、PMO の支援の下、PJMO は情報システ	**１　業務・システムの効率化と情報化の推進** （１）情報システムについては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、PMO の支援の下、PJMO は情報システムの適	**１　業務・システムの効率化と情報化の推進** （１）情報システムについては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、PMO の支援の下、PJMO は情報システムの適	＜評価の視点＞ ○　PMO 支援の下、PJMO は情報システムの適切な整備及び管理を行っているか。			

	ムの適切な整備及び管理を行うこと。 また、各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、計画的なシステムの導入及び改善に努めること。 （2）情報化の進展に機動的かつ的確に対応すること。 また、各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能及び知識の習得を推進するため、職員に対する研修	切な整備及び管理を行う。 また、各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定し、システムの導入及び改善を継続的に実施する。 （2）情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報管理担当部署の専門性の向上を図る。	切な整備及び管理を行う。 また、業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、第5期中期目標期間における情報化推進計画に基づき、システム等の改善を図る。 （2）情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報システムに精通した人材を育成するための研修プログラムに基づく外部研修を活用するなど情報管理担当部署の専門性の向上を図る。 また、各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の習得を推進するため、デジタル統括アドバイザー	○　各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定し、システムの導入及び改善を継続的に実施しているか。 ○　情報化の進展に機動的かつ的確に対応するために、情報管理担当部署の専門性の向上を図っているか。 ○　職員に対するITに関する研修等を計画的に実施しているか。	**【情報化推進計画に基づくシステム導入・改善】#63** ○　各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定し、当該計画に基づき、次のとおりシステムの改善等を実施した。 a　福祉医療貸付事業に係る貸付総合電算システムについて、令和7年度貸付条件改正に伴う改修に加え、債権管理業務に係る事務の効率化等に対応するための機能改善 b　事業報告書等電子報告システムについて、貸付先に提出を求める届出様式の見直しに伴う改修 c　自己査定支援システムについて、貸倒引当金の算定方法の見直しに伴う改修 d　貸付総合電算システムについて、令和4年度から継続して実施してきたISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）に準拠したクラウド基盤へ移行するためのマイグレーション **【情報管理担当部署の専門性向上】#64** ○　情報管理担当部署の専門性の向上を図るため、デジタル統括アドバイザーによるICT人材育成研修を実施した。（延べ16名） 　また、教育・訓練プログラムに基づき、情報システム、情報セキュリティ及び情報セキュリティインシデントに関する知識を習得するため、外部研修を受講した。（延べ23名） **【職員研修の実施】#65** ○　機構職員のITリテラシーの向上を図るため策定した令和7年度情報システム関連研修計画に基づき、業務システム等操作研修（集合研修：貸付総合電算システム操作研修受講数12名、自己査定支援システム操作研修受講者28名、事業報告書等電子報告システム操作研修受講者10名、総合法令検索システム操作研修受講者18名、資料配布：機構ホームページ操作研修受講者45名）、新人職員研修（受講者15名）を実施した。 ○　機構におけるDX推進に向けた取り組みとして、デジタル統括アドバイザー等によるITリテラシー研修（受講者208名）及び生成AIサービスに関する研修（受講者23名）を実施した。	d　貸付総合電算システムについて、令和4年度から継続して実施してきたISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）に準拠したクラウド基盤へ移行するためのマイグレーション ○　情報管理担当部署において、デジタル統括アドバイザーによるICT人材育成のための研修を受講（延べ16名）し、担当職員の専門性の向上を図った。 　加えて、教育・訓練プログラムに基づき、情報システムや情報セキュリティ及び情報セキュリティインシデント等、担当職員として必要な知識を習得するため、外部研修を受講した。（延べ23名） ○　令和7年度情報システム関連研修計画に基づき、情報管理担当部署等による業務システム等操作研修を実施したことに加え、デジタル統括アドバイザーによる役職員向けITリテラシー研修（受講者208名）や生成ＡＩサービスに関する研修（受講者23名）を行うなど、機構職員のITリテラシーの向上を図った。 ○　各部署において業務の見直し・改善を行い、具体的な取り組みを一覧化したうえで、進捗状況を報告し、取り組みの結果を組織内で共有した。このうち一部業務のシステム化による大量の物価	に取り組んでいる。 ○業務の効率化 　各部署において業務の見直し・改善を行い、具体的な取り組みを一覧化したうえで、進捗状況を報告し、取り組みの結果を組織内で共有した。このうち一部業務のシステム化による大量の物価高騰対応資金申込に係る事務の効率化、事業報告書データと連携させるツール開発による経営改善計画書策定の短縮、QRコードを読み込むツール開発による資料のデータ化といった、特に有効な取り組みを行った部署は、役員から表彰する試みを実施したことで、70件以上の業務改善の取り組みが挙げられ、各部署において事務効率化を図っている。 ○評価 　業務の効率化に向けた見直しに取り組んでいること、また、各種研修により情報システムや情報セキュリティに関する知識の習得、職員のICTリテラシーの向上を図るなど、業務・システムの効率化の推進と情報化の進展に機動的かつ的確に対応しており、また、令和7年度における一般管理費及び業務経費の節減率は目標を達成し、事務の効率化及び経費の節減に努

<table>
<tr>
<td></td>
<td>
2　経費の節減
（1）業務方法の見直し及び事務の効率化を図りつつ、事業の実施に支障のない範囲で経費の節減に努めること。
なお、中期目標期間中に改廃のある業務については、業務終了に向け経費の節減を図ること。

（2）公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達のため、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づき、一者
</td>
<td>
等を実施する。

2　経費の節減
（1）質が高く効率的な業務運営を確保するとともに、組織における資源を有効に活用するため、毎年度、業務方法等を点検し、業務方法の改善等を行うことにより、事務の効率化を推進し、経費の節減に努める。
なお、中期目標期間中に改廃のある業務については、業務終了に向け経費の削減を図る。

（2）公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達のため、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づき、一者応
</td>
<td>
及び情報管理担当部署等による職員研修等を計画的に実施する。

2　経費の節減
（1）質が高く効率的な業務運営を確保するとともに、組織における資源を有効に活用するため、業務方法等を点検し、その改善等を図ることにより、事務の効率化を推進し、経費の節減に努める。

（2）公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達のため、「令和7年度調達等合理化計画」に基づき、一者応札等に対
</td>
<td>
○　業務方法をどのように改善し、事務の効率化を図り、経費の節減に努めているか。
なお、中期目標期間中に改廃のある業務については、業務終了に向け経費の節減を図ること。

○　公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施しているか。
</td>
<td>
【業務方法の改善による事務効率化及び経費節減】#66
○　各部署において業務の見直し・改善を行い、具体的な取り組みを一覧化したうえで、進捗状況を報告し、取り組みの結果を組織内で共有した。70件以上の取り組み項目が挙げられ、このうち一部業務のシステム化による大量の物価高騰対応資金申込に係る事務の効率化、事業報告書データと連携させるツール開発による経営改善計画書策定の短縮、QRコードを読み込むツール開発による資料のデータ化といった、特に有効な取り組みを行った部署は、役員から表彰する試みを実施した。

【契約適正化の推進のための取組】#67
○　「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、令和7年度調達等合理化計画を策定し、機構ホームページで公表した。
○　「調達等合理化計画」に基づく取組については、次表のとおりである。

表1　調達の全体像
（単位：件、億円）
<table>
<tr><th rowspan="2">区　分</th><th colspan="2">令和7年度</th><th colspan="2">令和6年度</th><th colspan="2">比較増△減</th></tr>
<tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr>
<tr><td>競争入札等</td><td>（77.8%）
42</td><td>（87.8%）
49.5</td><td>（80.9%）
38</td><td>（83.7%）
50.0</td><td>（10.5%）
4</td><td>（△ 1.0%）
△ 0.5</td></tr>
<tr><td>企画競争・公募</td><td>（0.0%）</td><td>（0.0%）</td><td>（4.3%）</td><td>（0.7%）</td><td>（△100.0%）</td><td>（△100.0%）</td></tr>
</table>
</td>
<td>
高騰対応資金申込に係る事務の効率化、事業報告書データと連携させるツール開発による経営改善計画書策定の短縮、QRコードを読み込むツール開発による資料のデータ化といった、特に有効な取り組みを行った部署は、役員から表彰する試みを実施したことで、70件以上の業務改善の取り組みが挙げられ、各部署において事務効率化を図ることができた。

＜課題と対応＞
特になし。
</td>
<td>
めており、所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価とする。
</td>
</tr>
</table>

	応札等に対する取組を着実に実施すること。	札等に対する取組を着実に実施する。	する取組を着実に実施する。							

	0	0.0	2	0.4	△ 2	△ 0.4
競争性のある契約（小計）	（77.8%） 42	（87.8%） 49.5	（85.1%） 40	（84.4%） 50.4	（5.0%） 2	（△ 1.8%） △ 0.9
競争性のない随意契約	（22.2%） 12	（12.2%） 6.9	（14.9%） 7	（39.2%） 9.3	（71.4%） 5	（△26,4%） △ 2.5
合　計	（100%） 54	（100%） 56.4	（100%） 47	（100%） 59.8	（14.9%） 7	（△ 5.6%） △ 3.4

（注1）単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
（注2）比較増△減の（　）書は、令和7年度の対令和6年度伸率である。

表2　一者応札・応募状況

（単位：件、億円）

区分		令和 7 年度		令和 6 年度		比較増△減	
2 者以上	件数	23	（54.8%）	19	（47.5%）	4	（21.1%）
	金額	26.5	（53.5%）	11.2	（22.3%）	15.3	（136.1%）
1 者以下	件数	19	（45.2%）	21	（52.5%）	△ 2	（△ 9.5%）
	金額	23.0	（46.5%）	39.2	（77.7%）	△ 16.2	（△41.3%）
合　計	件数	42	（100.0%）	40	（100.0%）	2	（5.0%）
	金額	49.5	（100.0%）	50.4	（100.0%）	△ 0.9	（△ 1.8%）

（注 1）単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
（注 2）合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。
（注 3）比較増△減の（　）書は、令和 7 年度の対令和 6 年度伸率である。

○　調達等合理化計画に基づき、以下の項目について重点的な取組を行った。

a　競争性のない随意契約に対する取組

会計規程等における「随意契約によることができる事由」に該当している明確な理由の確認を徹底し、公正性、透明性を確保した。

また、調達等合理化推進委員会において、対象となる競争性のない随意契約全件の事前点検を行った。（実績：2 件）

b　一者応札・応募に対する取組

機構ホームページにおいて公表している「一者応札・一者応募に係る改善方策について」に基づき、公告期間の確保や不当な資格要件を設定しない等によって、競争への参加者が複数となるよう改善に取り組んだほか、以下の項目についても併せて取り組んだ。

・　より多くの事業者が準備期間を十分に確保できるよう令和 7 年度の調達予定情報を令和 7 年 4 月に機構ホームページで公表し、随時更新を行った。前回一者応札となった案件（6 件）については、機構ホームページでの調達予定情報の公表に合わせて、入札への参加が期待される事業者に対する個別案内を行った。

・　より多くの事業者が入札に参加することを促すため、入札公告情報を提供するメールマガジンを登録者あてに発行した。

・　令和 7 年度に一者応札となった案件（19 件）について、入札への参加を辞退した事業者に対するアンケート調査を実施するとともに、アンケート結果については、事業者が参加しやすい調達スケジュールの設定や仕様の見直し等に係る留意事項として、機構内の関連部署へ周知した。

					・　前回一者応札・応募であった案件について、複数応札者が見込めるよう、アンケート結果等に基づき改善方策を検討し、調達内容に反映させているかを確認するためのチェックリストを活用した調達前自己チェックプロセスにより、取組の更なる徹底を図った。 ・　希望者には入札説明書の電子メールによる配付及び入札説明会を実施して、事業者の利便性向上を図った。 ・　競争性確保の観点から、2 か年連続して一者応札・応募であった案件においては、応札条件や仕様内容の見直しの可否を検討し、調達等合理化推進委員会（2 月 2 日開催）で次回の調達に向けた事前点検を行った。 c　総合評価落札方式の効果的な活用 技術的要素の評価を行うことが重要であった「社会福祉施設職員等退職手当共済事業にかかるコールセンター（9～3 月）設置・運営業務」等の調達（17 件）を総合評価落札方式により調達し、実施について関連部署と 6 回の勉強会を行った。 d　障害者優先調達推進法への取組等 「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、障害者就労施設等からの調達を 1,247 千円行い、前年度の実績額（1,350 千円）を下回ったものの、件数は 21 件と前年度の実績（20 件）を上回った。 ○　調達等合理化計画に基づき、以下の項目についてガバナンスの徹底を図った。 a　随意契約に関する内部統制 新たに締結することとなった競争性のない随意契約「東京本部及び大阪支店事務所における電話交換機・電話設備更新及び保守業務」他 1 件については、調達等合理化推進委員会に諮り、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から事前点検を行った。 b　不祥事の発生の未然防止・再発防止の取組 適正な調達事務に資するため、入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）等研修会に参加する等、人材の育成に努め、不祥事発生の未然防止に取り組んだ。なお、令和 7 年度において、不祥事の発生はなかった。 ○　「調達の適正化について（依頼）」（平成 22 年 4 月 6 日厚生労働省発総 0406 第 5 号）を踏まえ、全ての調達は原則として一般競争入札によることとし、調達等合理化推進委員会においては、一般競争入札（最低価格落札方式）4 件、一般競争入札（総合評価落札方式）12 件、競争性のない随意契約 2 件に係る以下の事項の審議を徹底した。 a　一般競争入札による場合は、調達等合理化推進委員会で仕様書等を審査し、特定のものに有利とならないよう徹底するとともに、総合評価落札方式についてはその理由を審査した。 b　競争性のない随意契約による場合は、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性を確認した。 ○　外部有識者による契約監視委員会において、「令和 7 年度調達等合理化計画（案）」（令和 6 年度調達等合理化計画に係る自己評価の報告を含む）の事前点検を行うとともに、令和 6 年度に契約を締結した新たな競争性のない随意契約 1 件、2 か年度連続の一者応札・応募案件 5 件について事後点検を行った。		

	（３）運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）（注）については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、令和４年度と比べて一般管理費は 15％程度、業務経費は 5％程度の額を節減すること。 （注）貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、	（３）運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）（注）については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、令和４年度と比べて一般管理費は 15％程度、業務経費は 5％程度の額を節減する。 （注）貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に	（３）運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）（注）については、中期計画の達成に向け、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、経費の節減に取り組む。 （注）貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び	○　一般管理費等の経費の節減については、中期目標を達成しているか。	**【一般管理費等の節減】#68** ○　上記①のとおり。		

	知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、新型コロナウイルス対応支援資金等関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。	係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、新型コロナウイルス対応支援資金等関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。	退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、新型コロナウイルス対応支援資金等関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。					
	役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について	役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について公表する。	役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について公表す	○　役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について公表しているか。	**【給与水準の検証及び取組状況の公表】#69** ○　政府の方針を踏まえて検証を行い、その検証結果や取組状況について機構ホームページに公表した。			

	公表すること。		る。				

４．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
３―１	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID：002751、002796

２．主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	（参考） 前中期目標期間最終年度値	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	（参考情報） 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第５　財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。 なお、運営費交付金の会計処理に当たっては、独立行政法人会計基準に基づき、原則として業務達成基準による収益化を採用し、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理すること。 **１　運営費交付金以外の収入の確保** 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。 **２　自己資金調達による貸付原資の確保** 福祉医療貸付事業及び年金担保債権管理回収業務において、債券の発行等による資金調達を適切に行うこと。	**第３　予算、収支計画及び資金計画** １　予算 別表１－１～１－４のとおり ２　収支計画 別表２－１～２－４のとおり ３　資金計画 別表３－１～３－４のとおり	**第３　予算、収支計画及び資金計画** １　予算 別表１－１～１－４のとおり ２　収支計画 別表２－１～２－４のとおり ３　資金計画 別表３－１～３－４のとおり	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ○　福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めているか。 ○　福祉医療貸付事業及び年金担保債権管理回収業務において、債券の発行等による資金調達を適切に行っているか。	＜主要な業務実績＞ **【運営費交付金以外の収入の確保】#70** ○　令和７年度（3月末）における福祉医療経営指導事業収入及び福祉保健医療情報サービス事業収入の実績は、以下のとおりである。 | 区　分	実績額	予算額	対予算比
---	---	---	---
福祉医療経営指導事業収入	20,876千円	36,243千円	57.6%
福祉保健医療情報サービス事業収入	2,767千円	4,263千円	65.0%
合　計	23,643千円	40,506千円	58.4%	 **【債券の発行等による資金調達】#71** ○　福祉医療機構債券（ソーシャルボンド）について、投資家向けの広報活動（IR）※を重点的に行うことで、機構の社会貢献性の高さを広く周知し、多くの投資家を獲得するなど安定調達に努め、令和７年６月20日及び12月19日にそれぞれ年限10年、金額100億円の発行を適切に行った。 ※効率性の観点から機構ホームページに説明動画を掲載したほか、オンライン形式を中心にしつつ、より効果が見込まれる	＜評定と根拠＞ 評定：B ○　福祉医療機構債券の発行については、6月及び12月にソーシャルボンドとして発行し、新たな投資表明を8先獲得した。（累計 121先） 発行に係る説明会及びIRはWeb動画配信やWeb会議システム等を活用したほか、より効果が見込まれる場合には対面形式で実施したこと等により、適切な発行条件で円滑な資金調達を行うことができた。 ＜課題と対応＞ 特になし。	評定　B ＜評定至った理由＞ ○債券発行による資金調達 機構の社会貢献性の高さを広く周知するため、ソーシャルボンドを発行するとともに、発行に係る説明会及び投資家向けの広報活動については、Web動画配信やWeb会議システム等を活用したほか、より効果が見込まれる場合には対面形式で実施したこと等により、適切な発行条件で円滑な資金調達に取り組んでいる。 ○不要財産の国庫納付 不要財産の国庫納付については、平成29年度決算検査報告において、会計検査院より意見表示のあった労災年金担保貸付勘定における不要財産の国庫納付（0.6億円）を行い、完了している。 ○評価 債券発行による資金調達及び不要財産の国庫納付について、円滑かつ適切に行われており、所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価とする。

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>第４　短期借入金の限度額
１　限度額
72,500 百万円
２　想定される理由
（１）運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。
（２）一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。
（３）年金担保債権管理回収勘定及び労災年金担保債権管理回収勘定において、貸付原資の返済等に充当するため。
（４）共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。
（５）予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、</td>
<td>第４　短期借入金の限度額
１　限度額
72,500 百万円
２　想定される理由
（１）運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。
（２）一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。
（３）年金担保債権管理回収勘定及び労災年金担保債権管理回収勘定において、貸付原資の返済等に充当するため。
（４）共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。
（５）予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、</td>
<td></td>
<td>先には訪問するなど柔軟に実施することにより、新たな投資表明先を８先（令和３年度のソーシャルボンドの発行開始からの累計は 121 先）獲得するなど、適切な資金調達に努めた。
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">オンライン</th><th rowspan="2">訪問</th><th rowspan="2">合計</th></tr><tr><th>集合</th><th>個別</th></tr><tr><td>開催回数</td><td>２回</td><td>19 回</td><td>34 回</td><td>55 回</td></tr><tr><td>投資家件数</td><td>44 件</td><td>19 件</td><td>34 件</td><td>97 件</td></tr></table></td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
</table>

		偶発的な出費に対応するため。	偶発的な出費に対応するため。				
	3　不要資産の国庫納付 将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる財産（不要財産）を速やかに国庫納付すること。	**第５　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画** 年金担保債権管理回収勘定及び労災年金担保債権管理回収勘定に係る政府出資金等について、業務廃止後、金銭納付により国庫納付する。 **第６　第５の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画** なし **第７　剰余金の使途** ・　全勘定に共通する事項 業務改善に係る支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源	**第５　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画** なし **第６　第５の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画** なし **第７　剰余金の使途** ・　全勘定に共通する事項 業務改善に係る支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源	○　不要財産の国庫納付については、計画どおり適切に実施しているか。	**【保有資産の見直し】#72** ○　不要財産の国庫納付については、会計検査院による平成29年度決算検査報告における機構への意見表示「独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金の規模について」を踏まえ、厚生労働省と協議を行った結果、令和８年１月に0.6億円の不要財産（現預金）を国庫納付した。これにより、労災年金担保債権管理回収勘定の政府出資金全額の国庫納付が完了した。		

４．その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）

目的積立金等の状況については、次表のとおりである。

（単位：百万円、％）

	令和５年度（初年度）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度（最終年度）
前期中(長)期目標期間繰越積立金	2,666	537	407		
目的積立金	0	0	0		
積立金	0	5,421	5,219		
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	0	0	0		
運営費交付金債務	1,732	1,660	1,256		
当期の運営費交付金交付額（a）	4,895	4,642	5,028		
うち年度末残高（b）	1,732	1,660	1,256		
当期運営費交付金残存率（b÷a）	35.4	35.8	25.0		

（注）単位未満の端数については、金額は切り捨て、小数点以下は四捨五入して記載している。

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
４―１	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID：002751、002796

２．主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	（参考） 前中期目標期間最終年度値	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	（参考情報） 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	第６　その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第５号のその他業務運営に関する重要目標は､次のとおりとする。 なお、独立行政法人制度の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。 **１　効率的かつ効果的な業務運営体制の整備** 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制を継続的に見直すこと。	**第８ その他業務運営に関する重要事項** 機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために､機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに､引き続き､「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、小回りのきく福祉､医療を支援する専門店として、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施する。 **１　効率的かつ効果的な業務運営体制の整備** （１）国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため､組織編成等の業務運営体制について､継続的に見直しを行う。	**第８ その他業務運営に関する重要事項** 機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施する。 **１　効率的かつ効果的な業務運営体制の整備** （１）政策動向や事業経営環境の変化を踏まえ､組織編成等の業務運営体制の見直しを行う。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ○　福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制を継続的に見直しているか。	＜主要な業務実績＞ **【業務運営体制の継続的見直し】#73** ○　令和７年度の業務運営体制に係る以下の組織見直しを実施した。 a　WAM NET 事業部の創設 基幹の WAM NET 事業、国の要請に基づく情報システムの運用管理に医療法人の経営情報に関するデータベース（MCDB）が新たに加わる中、業務量の更なる増加及び管理部門における各業務システムの事業評価や DX 支援に対応するため体制強化を図った。 b　上席推進役における体制強化 2024 年骨太の方針等において示され､国から要請を受けた「社会福祉法人の合併に係るマッチング支援」を効果的に実施するため、推進課にマッチング支援係を新設し体制の強化を図った。 c　顧客業務部における収納課及び調査役の新設 新型コロナウイルス対応支援資金にかかる債権管理体制の更なる強化のため、収納課を新設するとともに、法的	＜評定と根拠＞ 評定：B ○　国の要請に基づく医療法人の経営情報に関するデータベース（MCDB）等情報システムの運用管理、「社会福祉法人の合併に係るマッチング支援」等を着実に実施するための体制強化を実施したことに加え､新型コロナウイルス対応支援資金の大量償還に向けて債権管理体制の更なる強化及びリスク管理債権への対応充実化を図り喫緊の課題に適切に対応できる体制を構築した。 ○　役員会を原則月１回開催し、機構の業務運営等に関する重要事項を審議・決定したほか、トップマネジメントを補佐する経営企画会議を定期的に開催し､重要案件について迅速かつ的確に経営判断を行うとともに､役員連絡会を定期的に開催し､機構内での情報の共有化及び問題意識の統一を徹底した。 なお､経営企画会議の協議内容等については､迅速かつ的確に浸透させるため､イントラネット等を通じて全職員に対して発信した。 ○ プレスリリース、WAM NET 及び SNS 等を活用し､それぞれの媒体の特長を活かした情報発信及び広報活動を実施することにより､機構事業への理解及び社会的な信頼性の向上に努めた。 なお、SNS の利用において	評定　B ＜評定に至った理由＞ ○業務運営体制の見直し 医療法人の経営情報に関するデータベース（MCDB）等情報システムの運用管理、「社会福祉法人の合併に係るマッチング支援」等を着実に実施するための体制強化を実施したことに加え、新型コロナウイルス対応支援資金の大量償還に向けて債権管理体制の更なる強化及びリスク管理債権への対応充実化を図り喫緊の課題に適切に対応できる体制を構築していることが認められる。 ○組織における情報共有等 役員会（月 1 回)、経営企画会議（定期的)、役員連絡会（定期的）を通じて、重要事項等に関する組織としての意思決定、経営判断及び機構内での情報の共有化及び問題意識の統一を徹底し、イントラネット等を通じての迅速かつ的確な情報共有など、意思決定や情報伝達手段において工夫を凝らして実施していることが認められる。 ○内部統制の充実 内部統制については、 ・ガバナンス委員会において、リスク管理に関する事項等について報告・審議 ・「コンプライアンス強化月間」を設定し、全役職員を対象としたコンプライアンス研修の実施に加え、新たな取組みとして、顧問弁護士を講師に迎え、公益通報者保護法の改正及び内部通報制度をテーマとした特別研修会を開催 ・ガバナンス委員会において、リスク管理に係る各種モニタリング結果等の報告、内部統制の仕組みが有効に機能しているか総

					措置等を講ずる案件対応・管理を所掌する調査役を新設し、債権悪化の未然防止・リスク管理債権への対応の充実化を図った。 **【経営企画会議・役員連絡会の運営】#74** ○　役員会を原則として月１回開催し、機構の業務運営等に関する重要事項を審議・決定した。 ○　役員連絡会を定期的に開催し、機構内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図った。 ○　トップマネジメントを補佐する経営企画会議を定期的に開催し、理事長から令和７年度における運営の柱として、「新型コロナウイルス対応支援資金の大量償還への適切な対応」、「将来を見据えた福祉医療基盤のサポート」、「継続的な DX 推進」が示され、業務運営の方向性を明確化するとともに、全役職員への「令和７年度重点目標」の指示、「令和６年度業務実績評価の検証」等の重要案件に対し、迅速かつ的確に経営判断を行った。 　また、協議内容等については、速やかに職員に浸透させるため、イントラネット等を通じて発信し意識の定着を図った。 **【業務間の連携強化及び業務改善活動の活性化】#75** ○　業務の DX を推進するため、生成 AI システムの利活用に向けた研修の実施や生成 AI システムの試験的利用を実施した。 ○　日々の業務で得た福祉医療分野の「現場の声」の収集を試験的に実施し、厚生労働省に情報提供した。 ○　業務の廃止が決定している労災年金担保債権管理回収勘定について、厚生労働省と連携のうえ、勘定廃止に向けた手続きに係る確認・調整を行った。 ○　経営資本強化資金（資本性劣後ローン）の創設に向けて、関係課で連携のうえ、厚生労働省等との協議・調整を行い、制度を開始した。 **【効果的な情報発信及び広報活動】#76** ○　機構事業に関するプレスリリースを実施し、機構業務への理解及び社会的な信頼性の向上を図った。（実績：61回） ○　動画配信や、オンライン会議等多様な手段を用いて、相談や各種会議、研修・セミナー等を実施し、積極的に情報伝達を行った。また、SNS を利用して、月刊誌「WAM」は、月刊誌「WAM」や WAM NET コンテンツ等の PR 動画を配信するなど、視覚的に分かりやすい情報発信に努めた。（1,510 件）	括点検の実施等により、更なる充実を図るとともに、令和７年度内部監査の結果を踏まえ、リスク管理上の課題の分析・定量評価をした上で、令和８年度内部監査計画を作成するなど、内部統制が有効に機能するための取組を着実に実施している。 ○ワーク・ライフ・バランスの推進 　育児・介護等との両立支援を推進するため、 ・女性活躍推進法に基づき、機構における女性活躍に関する状況の把握・分析等を行った上で、男女の賃金の差異等を算出し公表 ・育児・介護等との両立支援を推進するため、産前産後休暇、育児休業及び復帰後の職員のための相談体制の運用 ・年次有給休暇の取得状況等を経営企画会議等での報告 等の実施により、女性活躍や働き方改革の推進に取り組んでいる。 ○　情報セキュリティ対策 　情報セキュリティ対策として、サイバー攻撃への防御力及び組織対応力を強化するため、 ・インシデント発生時における対応訓練 ・NCO が主催する勉強会や情報セキュリティに関する CSIRT 研修の受講 ・標的型攻撃メール対応訓練 ・役職員に対する情報セキュリティ研修の実施 等の実施により、総合電算システムセキュリティ対策の強化に努めている。 　さらに、情報システムの脆弱性診断を実施しているほか、情報セキュリティ対策として講じた取組の結果等を情報システム委員会で検証し、PDCA サイクルによる強化・改善を図っている。 　技術的対策としては、インターネット閲覧時のウェブブラウザ上における不審な通
		また、様々な環境変化に迅速的確に対応するため、理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境を維持・強化する。 （２）多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かした業務間の連携、職員の業務改革等に向けた取組を奨励することにより、業務の効率的な運営を図る。 さらに、機構事業への理解・支持促進に資する効果的な情報発信及び広報活動を行う。	また、様々な環境変化に迅速的確に対応するため、理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境を維持・強化する。 （２）多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かした業務間の連携、職員の業務改革等に向けた取組を奨励することにより、業務の効率的な運営を図る。 さらに、機構事業への理解・支持促進に資する効果的な情報発信及び広報活動を行う。	○　様々な環境変化に迅速的確に対応するため、理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境を維持・強化しているか。 ○　業務間の連携や業務改革等に向けた取組により、どのような業務運営の効率化が図られているか。 ○　機構事業への理解・支持促進に資するための効果的な情報発信及び広報活動を行っているか。		○　リスク・アプローチに基づく内部監査を実施し、検出された問題事象及び前年度以前に検出された問題事象に関する改善活動のフォローアップを行った。 　また、令和７年度内部監査結	

					や WAM NET コンテンツ等の PR 動画を配信するなど、効果的に情報を発信した。 ○　利用状況及びアクセシビリティを踏まえたホームページの見直しを行った。	果に基づき、今後取り組むべき課題等を取りまとめ、ガバナンス委員会において内部監査の総括報告を行うとともに、その結果等を踏まえ、リスク管理上の課題を分析・定量評価し、令和 8 年度内部監査計画を策定した。 ○　女性活躍推進法に基づき、機構における女性活躍に関する状況の把握・分析等を行った上で、男女の賃金の差異等を算出し公表した。 ○　育児・介護等との両立支援を推進するため、育児・介護休業法の改正等を踏まえ、子の看護等休暇、育児時間（短時間勤務制度）及び在宅勤務実施期間等の要件を拡充したほか、両立支援制度の周知や意向確認等の運用を実施した。 ○　ワーク・ライフ・バランスの推進については、法令で年 5 日間の取得が義務付けられている年次有給休暇の取得を促進するため、その取得状況及び時間外勤務実績等について、定期的に経営企画会議等で報告し、管理職への周知を図った。 ○　「独立行政法人福祉医療機構人材確保・育成方針」に基づき、業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的として、公開セミナー、通信教育及び部署毎における固有の能力を習得するための専門研修を実施した。 ○　専門性の高い職員を育成・確保するため、福祉施設・医療施設における運営の実情や課題を把握するための施設実地研	信を検出・遮断する機能を導入するなど、情報セキュリティ対策の更なる高度化に努めている。 ○評価 　組織として効率的かつ効果的な意思決定、業務運営体制の整備、内部統制の充実及び情報セキュリティ対策の強化に積極的に取り組んでおり、また、ワーク・ライフ・バランスの推進や研修制度の充実による人材育成等に努めていることから、所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価とする。
	2　内部統制の充実 （1）内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局通知）を踏まえ、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有すること。 　また、内部統制の仕組みの点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組みが有効に機能するよう必要に応じて見直しを行うことにより、機構の組織規模及び事務・事業の特性を踏まえた内部統制の更なる充実を図ること。	**2　内部統制の充実** （1）内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局通知）を踏まえ、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有する。 　また、モニタリングによる内部統制の仕組みの点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組みが有効に機能するよう必要に応じて見直しを行うことにより、機構の組織規模及び事務・事業の特性を踏まえた内部統制の更なる充実を図る。	**2　内部統制の充実** （1）内部統制の更なる充実を図るため、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有する。 　また、ガバナンス委員会や監査によるモニタリングを通じて内部統制の仕組みの点検・検証を行い、その結果を踏まえて当該仕組みが有効に機能するよう必要に応じて見直しを行う。	○　内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有しているか。 ○　モニタリングによる内部統制の仕組みの点検・検証を行い、その結果を踏まえ必要に応じて見直しを行っているか。	**【役職員の認識の共有】#77** ○　ガバナンス委員会を原則四半期毎に開催し、リスク管理に関する事項等について報告・審議するとともに、機構内のイントラネットへの資料掲載や会議議事録等を活用した職員への指示の伝達を通じて、役職員で認識を共有した。 　また、四半期毎の開催に加え、事務リスク及び顧客サポート等の対応実施状況については資料配布による月次報告を行うことにより、適時適切なモニタリング体制を維持した。 ○　役職員一人ひとりのコンプライアンス意識の更なる向上・徹底を図るため、昨年度に引き続き「コンプライアンス強化月間」を設定し、全役職員を対象としたコンプライアンス研修の実施やコンプライアンスカードの配布等の取組みを継続するとともに、新たな取組みとして、顧問弁護士を講師に迎え、公益通報者保護法の改正及び内部通報制度をテーマとした特別研修会を開催した。 **【内部統制の更なる充実】#78** ○　ガバナンス委員会において、リスク管理に係る各種モニタリング結果等を報告し、その結果を踏まえた規程等の見直しを行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかについて、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局通知）を踏まえた総括点検を実施した。 ○　リスク・アプローチに基づく内部監査を実施し、検出された問題事象及び前年度以前に検出された問題事象に関する改善活動のフォローアップを行った。 　また、令和 7 年度内部監査結果に基づき、今後取り組むべき課題等を取りまとめ、ガバナンス委員会において内部監査の総括報告を行うとともに、その結果等を踏まえ、リスク管理上の課題を分析・定量評価し、令和 8 年度内部監査計画を策定した。		

	（2）「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部）を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講ずることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組むこと。 また、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。	（2）「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部）を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講ずることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組む。 また、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	（2）「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を必要に応じて見直すとともに、厚生労働省と連携したCSIRT訓練を実施するなど、サイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組む。 また、上記の対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	○　情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講ずることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組んでいるか。 ○　情報セキュリティ対策の実施状況を把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図っているか。	**【サイバー攻撃への防御力及び対応能力の強化】#79** ○　「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」が令和7年9月に改定されたことに伴い、情報セキュリティ実施手順の改正を行うとともに、役職員に周知した。 ○　情報セキュリティに関する実践的知識を習得するため、国家サイバー統括室（NCO）等が主催する勉強会や研修を受講した。（実績：8回） ○　国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）が主催する実践的サイバー防衛演習に参加した。 ○　令和7年度情報セキュリティ計画を策定し、次のとおり情報セキュリティ対策の強化を行った。 a　標的型攻撃メール対処訓練（実績：3回） b　情報セキュリティ研修（実績：10回） ○　厚生労働省と連携して情報セキュリティインシデント対処に係るCSIRT訓練を実施し、連絡体制の確認及び連携強化に取り組んだ。（実績：3回） ○　情報システムに関するサプライチェーンリスクへの対策の強化を図るため、サイバーセキュリティリスクの高いソフトウェアや機器等の調達にあっては、事業者を選定する際の調達仕様書において、SBOM（ソフトウェア部品表）の作成・提供（困難な場合は代替となる管理手法）を求めることとした。 ○　情報漏洩やデータ改ざん等につながる情報システムの脆弱性の有無を確認するため、機構のインターネット環境及びLAN環境等を対象に脆弱性診断を実施した。 **【情報セキュリティ対策の改善】#80** ○　情報システムの安全性及び信頼性の確保を図るため、情報システム委員会における審議・承認を経て、令和7年度情報セキュリティ計画を策定のうえ、次のとおり情報セキュリティ対策を実施した。 　また、その内容については情報システム委員会において検証を実施することで、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の強化・改善に取り組んだ。 a　人的対策 ・標的型攻撃メール対処訓練（実績：3回） ・機構内LAN（オープン環境）における情報セキュリティ関連情報の周知 ・直近のインシデント事例やその対策事項等を情報セキュリティ研修にて周知 ・情報セキュリティ研修（実績：10 回）	修を実施したほか、外部機関との人事交流を実施した。 ○　サイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力を強化するため、情報セキュリティインシデント対処に係る厚生労働省との連携訓練を実施するとともに、NCOが主催する情報セキュリティに関するCSIRT研修等を受講し、その内容を反映した標的型攻撃メール対処訓練及び情報セキュリティ研修を役職員に対して実施した。 　また、情報漏洩やデータ改ざん等につながる情報システムの脆弱性の有無を確認するため、機構のインターネット環境及びLAN環境等を対象に脆弱性診断を実施した。 ○　情報システムの安全性・信頼性の確保のため、人的対策として標的型攻撃メール対処訓練や情報セキュリティ研修等の情報セキュリティ対策を講じ、その結果等を情報システム委員会で検証することで、PDCAサイクルによる強化・改善を図った。 　また、技術的対策として、国の方針に準じて、より強固なパスワードとする運用への見直しを実施した。 ＜課題と対応＞ 特になし。	

					b　技術的対策 ・国の方針に準じて、より強固なパスワードとする運用への見直しを実施 c　情報システムに係る脆弱性診断の実施 d　災害対応訓練（委託業者及びデータセンターと連携）		
		第９　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成15年厚生労働省令第148号）第４条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。	**第９　その他主務省令で定める業務運営に関する事項**				
	３　人事に関する事項 （１）男女共同参画や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講ずること。	**１　職員の人事に関する計画** （１）男女共同参画や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講ずる。	**１　職員の人事に関する計画** （１）男女共同参画や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講ずる。	○　育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じているか。	**【各種人事施策の実施】#81** ○　育児・介護等との両立支援を推進するため、育児・介護休業法の改正等を踏まえ、子の看護等休暇、育児時間（短時間勤務制度）及び在宅勤務実施期間等の要件を拡充したほか、両立支援制度の周知や意向確認等の運用を実施した。 ○　女性活躍推進法に基づき、機構における女性活躍に関する状況の把握・分析等を行った上で、男女の賃金の差異等を算出し公表した。 ○　ワーク・ライフ・バランスの推進については、法令で年５日間の取得が義務付けられている年次有給休暇の取得を促進するため、その取得状況及び時間外勤務実績等について、定期的に経営企画会議等で報告し、管理職への周知を図った。		
	（２）福祉・医療基盤の安定に向けた支援の充実を図	（２）福祉・医療基盤の安定に向けた支援の充実を図	（２）福祉・医療基盤の安定に向けた支援の充実を図	○　人材確保・育成方針に基づき、職員の資質向上を図ると	**【職員の資質向上及び士気、専門性の高い組織運営への取組】#82** ○　「独立行政法人福祉医療機構人材確保・育成方針」に基づき、業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的として、公開セミナー、通信教育及び部署毎におけ		

	る観点から、人材確保・育成方針に基づき、職員の資質向上を図るとともに、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。	る観点から、人材確保・育成方針に基づき、職員の資質向上を図るとともに、士気及び専門性の高い組織の運営に努める。 **２　施設及び設備に関する計画** なし **３　積立金の処分に関する事項** 前期中期目標の期間の最終事業年度において、通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項に定	る観点から、人材確保・育成方針に基づき、担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした、より効果的な研修を実施するとともに、専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修、金融業務機能の強化のための研修や民間金融機関等との人事交流を引き続き行う。 **２　施設及び設備に関する計画** なし **３　積立金の処分に関する事項** 前期中期目標期間からの繰越積立金は、独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項及び同法附則第 5 条の 2 第 2 項に定める業務の財源に充てることとする。	もに、士気及び専門性の高い組織の運営に努めているか。	る固有の能力を習得するための専門研修を実施した。 ○　専門性の高い職員を育成・確保するため、福祉施設・医療施設における運営の実情や課題を把握するための施設実地研修を実施したほか、外部機関との人事交流を実施した。		

		める業務の財源に充てることとする。					

４．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）